

3月8日(金)

出席委員

委員長 たけうち 忍 君
副委員長 高橋 伸明 君
同 中塚 亮 君
委員 おくの 晋治 君
同 のだて 稔史 君
同 新妻 さえ子 君
同 吉田 ゆみこ 君
同 田中 さやか 君
同 芹澤 裕次郎 君
同 松永 よしひろ 君
同 石田 ちひろ 君
同 筒井 ようすけ 君
同 つる 伸一郎 君
同 あくつ 広王 君
同 横山 由香理 君
同 大倉 たかひろ 君
同 安藤 たい作 君
同 須貝 行宏 君
同 高橋 しんじ 君

委員 塚本 よしひろ 君
同 こんの 孝子 君
同 浅野 ひろゆき 君
同 渡辺 裕一 君
同 渡部 茂 君
同 鈴木 博 君
同 木村 けんご 君
同 石田 しんご 君
同 飯沼 雅子 君
同 南 恵子 君
同 鈴木 ひろ子 君
同 藤原 正則 君
同 若林 ひろき 君
同 伊藤 昌宏 君
同 本多 健信 君
同 鈴木 真澄 君
同 石田 秀男 君
同 大沢 真一 君
同 いながわ 貴之 君

欠席委員

なし

その他の出席議員

松澤 利行 君

出席説明員

区 長
濱 野 健 君

副 区 長
桑 村 正 敏 君

副 区 長
中 川 原 史 恵 君

企 画 部 長
中 山 武 志 君

参 事
企画部企画調整課長事務取扱
柏 原 敦 君

企画部計画担当課長
大 野 理 君

企画部財政課長
品 川 義 輝 君

企画部施設整備課長
小 林 道 夫 君

総 務 部 長
榎 本 圭 介 君

参 事
総務部総務課長事務取扱
米 田 博 君

総 務 部 人 事 課 長
黒 田 肇 暢 君

子 ども 未 来 部 長
福 島 進 君

子 ども 未 来 部 子 ども 育 成 課 長
高 山 崇 君

子 ども 未 来 部 児 童 相 談 所 移 管 担 当 課 長
二ノ宮 隆 矢 君

子 ども 未 来 部 子 ども 家 庭 支 援 課 長
廣 田 富 美 恵 君

子 ども 未 来 部 保 育 課 長
佐 藤 憲 宜 君

子 ども 未 来 部 保 育 施 設 調 整 担 当 課 長
吉 田 義 信 君

子 ども 未 来 部 保 育 支 援 課 長
大 澤 幸 代 君

福 祉 部 長
永 尾 文 子 君

福 祉 部 福 祉 計 画 課 長
大 串 史 和 君

福 祉 部 高 齢 者 福 祉 課 長
寺 嶋 清 君

福 祉 部 高 齢 者 地 域 支 援 課 長
宮 尾 裕 介 君

福 祉 部 障 害 者 福 祉 課 長
松 山 香 里 君

福 祉 部 障 害 者 施 策 推 進 担 当 課 長
飛 田 則 文 君

福 祉 部 生 活 福 祉 課 長
矢 木 す み を 君

健 康 推 進 部 長 (品 川 区 保 健 所 長 兼 務)
福 内 恵 子 君

健 康 推 進 部 健 康 課 長
川 島 淳 成 君

健 康 推 進 部 国 保 医 療 年 金 課 長
三ッ橋 悦 子 君

品 川 区 保 健 所 品 川 保 健 セ ン タ ー 所 長
仁 平 悟 君

会 計 管 理 者
齋 藤 信 彦 君

教 育 長
中 島 豊 君

区 議 会 事 務 局 長
久 保 田 善 行 君

○午後10時00分開会

○たけうち委員長 おはようございます。ただいまより、予算特別委員会を開きます。

それでは、第5号議案、平成31年度品川区一般会計予算、第6号議案、平成31年度品川区国民健康保険事業会計予算、第7号議案、平成31年度品川区後期高齢者医療特別会計予算および第8号議案、平成31年度品川区介護保険特別会計予算を一括議題に供します。

本日の審査項目は、一般会計予算の歳出、第3款民生費、ならびに国民健康保険事業会計予算、後期高齢者医療特別会計予算および介護保険特別会計予算の歳入・歳出でございますので、ご了承願います。

それでは、これより本日予定の審査項目の全てを一括して説明願います。

○品川財政課長 おはようございます。本日もよろしくお願いたします。

それでは、212ページをご覧ください。第3款民生費、1項社会福祉費、1目福祉計画費は31億1,583万6,000円で、主なものは、右側6行目、高齢者福祉施設整備費で、2行下、小山台二丁目用地取得経費、その2行下、地域福祉推進費で、5行下、屋内運動場冷暖房設備設置工事費は新規計上であります。

214ページ、2目高齢者福祉費は63億2,049万8,000円で、主なものは、217ページ中段、戸越台特別養護老人ホーム等大規模改修工事費の減、下段、高齢者安心の住まい等運営検討経費は新規計上であります。

その下、福祉人材確保・定着事業で、219ページ5行目、訪問・通所介護事業所人材育成支援は新規計上であります。

左側、218ページ、3目高齢者地域支援費は11億6,433万1,000円で、221ページ中段、東品川シルバーセンター改修工事は新規計上であります。

222ページ、4目障害者福祉費は115億4,612万円で、主なものは、ページ右側中段やや下、障害福祉相談事業で、支援相談体制促進事業は、在宅介護支援センター並びに民間事業所での相談拠点の整備を図るものであります。225ページ中段やや下、就労継続支援A型運営助成は新規計上であります。ページ飛びまして、229ページ、下から2行目、要医療的ケア者受入促進は新規計上、その下、重症心身障害者受入促進助成は、心身障害者福祉会館の機能強化を図るものであります。233ページをご覧ください。9行目、障害児者総合支援施設運営経費は新規計上であります。

左側232ページ、5目国保医療年金費は81億4,641万8,000円であります。

234ページ、以上によりまして、社会福祉費の計は、302億9,320万3,000円で、対前年8.5%の増であります。

2項児童福祉費、1目子ども育成費は36億4,334万9,000円で、主なものは、237ページ中段やや下、南ゆたか児童センターは、老朽化に伴う改築工事が長期間にわたるため、債務負担行為を設定するものであります。ページ下段、すまいるスクール運営費で、239ページ4行目、入退室システム導入経費、その下、キャリアアップ処遇改善事業、中段やや下、児童相談所実施設計委託は新規計上であります。

左側、238ページをご覧ください。2目子ども家庭支援費は90億479万3,000円で、主なものは、241ページ3行目、子どもすこやか医療費助成事業で、2行下、高校生等入院医療費助成は新規計上であります。243ページをご覧ください。3行目、母子家庭等対策総合支援事業費は、消費税対策として、児童扶養手当受給者のうち未婚の一人親に対して、臨時特別給付金を支給するものであります。ページ中段、子どもの未来応援事業で3行下、しあわせ食卓事業は新規計上であります。

3目児童保育費は139億5,360万4,000円で、245ページをご覧ください。保育園改築事業で、南ゆたか保育園は老朽化に伴う改築工事が長期間にわたるため、債務負担行為を設定するものがあります。247ページをご覧ください。4行目、八潮地区保育園改築は、八潮北保育園の改築工事を進めてまいります。ページ中段やや下、就学前教育推進費でICT体験事業は新規計上でありませぬ。249ページをご覧ください。中ほど、幼保一体施設維持管理費で、八潮地区幼保一体施設整備工事が皆減。5行下、公設民営保育園費では、ほうさん保育園を新規開設いたします。

252ページをご覧ください。4目保育支援費は225億9,540万8,000円で、ページ右側中段、私立保育園費で255ページをご覧ください。1行目、遊戯場提供支援事業は、私立保育園の園内活動に区施設を利用した場合、使用料を補助するもので、公園の混雑緩和を図るものであります。259ページをご覧ください。1行目、私立幼稚園経費で3行下、衛生管理費用助成、ページ中段、私立幼稚園保育料助成で、幼児教育無償化に伴う保育料助成は新規計上であります。3行下、オアシスルーム・ポップンルームの運営で、戸越6丁目、平塚シルバーセンター跡の2カ所の開設経費は皆減であります。

左側258ページをご覧ください。以上によりまして、児童福祉費の計は491億9,715万4,000円で、対前年7.7%の増であります。

3項生活保護費、1目生活保護費は、261ページ中段やや下、生活保護費で、受給実績に伴う減であります。

264ページをご覧ください。以上によりまして、生活保護費の計は、131億1,512万2,000円で、対前年2.9%の減とし、民生費の計は926億547万9,000円で、対前年6.3%の増であります。

民生費は、以上であります。

次に、国民健康保険事業会計に移ります。

恐れ入りますが、ページ戻りまして17ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額は、それぞれ364億1,781万5,000円とするものであります。歳入歳出予算の款項の区分及び金額は18ページ第1表歳入歳出予算によるもので、その内容は事項別明細書でご説明いたします。

ページ飛びますが、424ページをお願いいたします。まず、歳入ですが、1款国民健康保険料、1項国民健康保険料は、426ページをご覧ください。96億7,881万8,000円で、対前年3.4%の減であります。2款使用料及び手数料、1項手数料は11万1,000円で、対前年23.3%の増。3款国庫支出金、1項国庫補助金は科目存置であります。428ページをご覧ください。4款都支出金、1項都負担金・補助金、1目保険給付費等交付金は226億9,788万1,000円で、対前年5.0%の減であります。5款繰入金、1項繰入金は37億9,741万9,000円で、対前年0.1%の減。6款繰越金、1項繰越金は2億円で、対前年同額。7款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料は科目存置であります。2項雑入は432ページをご覧ください。4,358万3,000円で対前年13.1%の減。療養給付費等交付金は皆減であります。

歳入は以上であります。

436ページをお願いいたします。歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費は8億3,407万円で、対前年8.7%の増。

438ページをご覧ください。2款保険給付費、1項療養諸費は194億4,937万1,000円で対前年5.8%の減。440ページをご覧ください。2項高額療養費は27億6,980万8,000円

で、対前年1.1%の増。3項移送費は10万円で、対前年同額であります。

442ページをご覧ください。4項出産育児諸費は、1億5,968万円で、対前年7.3%の減。5項葬祭費は3,150万円で、対前年10%の減。6項結核・精神医療給付金は2,274万3,000円で、対前年2.7%の減であります。

3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分は444ページをご覧ください。88億7,266万4,000円で、対前年2.7%の減。2項後期高齢者支援金等分は、25億7,233万1,000円で、対前年4.1%の減。3項介護納付金分は10億7,364万7,000円で、対前年2.1%の減であります。

恐れ入りますが、446ページをご覧ください。4款保健事業費、1項特定健康診査等事業費は3億5,605万1,000円で対前年8%の減。4款保健事業費、2項保健事業費は、1,511万8,000円で対前年34.4%の減であります。

448ページをご覧ください。5款諸支出金、1項償還金及び還付金は、6,073万2,000円で対前14.0%の減であります。

6款予備費、1項予備費は2億円で、対前年同額であります。

国民健康保険事業会計は以上でございます。

次に、後期高齢者医療特別会計に移ります。恐れ入りますが、ページ戻りまして、23ページをお願いいたします。

後期高齢者医療特別会計予算は、第1条歳入歳出予算の総額はそれぞれ86億4,686万5,000円とするものであります。歳入歳出予算の款項の区分および金額は24ページをご覧ください。第1表歳入歳出予算によるもので、その内容は、事項別明細書でご説明いたします。

ページ飛びますが、466ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料は、41億3,017万7,000円で対前年2.6%の増。2款使用料及び手数料、1項手数料は7,000円。3款広域連合支出金、1項広域連合負担金は723万円で対前年9.5%の増。2項広域連合補助金は、358万円で対前年皆増であります。468ページをご覧ください。4款繰入金、1項繰入金は、42億4,738万2,000円で対前年4.3%の増。5款繰越金、1項繰越金は科目存置。6款諸収入、1項受託事業収入は、2億5,824万3,000円で対前年8.6%の増。470ページをお願いいたします。2項雑入は、24万5,000円で対前年0.8%の減であります。

歳入は以上であります。

474ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費は、1億7,878万6,000円で対前年14.1%の増、2項徴収費は、476ページをご覧ください。3,035万2,000円で対前年5.2%の増。2款分担金及び負担金、1項広域連合負担金は、79億354万9,000円で対前年2.8%の増。3款保健事業費、1項保健事業費は、478ページをご覧ください。3億3,894万8,000円で対前年17.7%の増。4款保険給付費、1項葬祭費は1億6,800万円で対前年9.1%の増。5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金は723万円で対前年9.5%の増。480ページをお願いいたします。6款予備費、1項予備費も2,000万円で対前年同額であります。

後期高齢者医療会計は以上でございます。

続きまして、介護保険特別会計に移ります。恐れ入りますが、ページ戻りまして29ページをご覧ください。

ださい。

品川区介護保険特別会計予算は、第1条歳入歳出予算の総額はそれぞれ254億9,250万8,000円とするものであります。歳入歳出予算の款項の区分および金額は30ページをご覧ください。第1表歳入歳出予算によるもので、その内容は事項別明細書でご説明いたします。

ページ飛びまして、498ページをお願いいたします。歳入であります。1款保険料、1項介護保険料は、55億3,632万2,000円で対前年0.9%の増。2款使用料及び手数料、1項手数料は科目存置。3款国庫支出金、1項国庫負担金は、40億9,478万4,000円で対前年3.9%の増。2項国庫補助金は、500ページをご覧ください。13億58万6,000円で対前年4.5%の増。4款支払基金交付金、1項支払基金交付金は、65億6,654万8,000円で対前年4.1%の増。502ページをお願いいたします。5款都支出金、1項都負担金は、34億1,776万7,000円で対前年4.2%の増。2項都補助金は、2億4,132万5,000円で対前年5.3%の増。6款財産収入、1項財産運用収入は7万4,000円であります。504ページをお願いいたします。7款繰入金、1項一般会計繰入金は、39億7,666万9,000円で対前年9.6%の増。2項基金繰入金は、3億2,425万3,000円で対前年0.6%の増。8款繰越金、1項繰越金は、前年同額の2,000万円であります。506ページをお願いいたします。9款諸収入、1項雑入は、1,417万8,000円で対前年16.1%の増。2項延滞金、加算金及び過料は科目存置であります。

歳入は以上でございます。

510ページをお願いいたします。歳出であります。

1款総務費、1項総務管理費は、3億6,623万7,000円で対前年6.1%の増。512ページをお願いします。2項徴収費は、5,152万1,000円で対前年19.9%の増。3項介護認定審査会費は2億3,627万円で対前年5%の増。514ページをお願いいたします。4項趣旨普及費は、344万7,000円で対前年66.8%の減。5項介護保険制度推進委員会費は、803万円1,000円で、6項地域密着型サービス事業者指定等事務費は、89万1,000円で対前年70.7%の増であります。

516ページをお願いいたします。2款保険給付費、1項居宅介護サービス等諸費は、518ページをお願いします。145億8,640万2,000円で対前年29%の増であります。2項施設介護サービス費は520ページをお願いいたします。63億373万9,000円で対前年3.9%の増。3項介護予防サービス等諸費は522ページをお願いいたします。8億8,707万2,000円で対前年16.6%の増。4項その他諸費は524ページをお願いいたします。2,481万7,000円で対前年3.2%の増であります。5項高額介護サービス等費は、7億9,513万8,000円で、対前年12.5%の増。6項特定入所者介護サービス等費は526ページをご覧ください。5億1,837万1,000円で対前年6.3%の増。7項特別給付費は、1,386万1,000円で対前年6.8%の減であります。

3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費は、528ページをご覧ください。10億5,422万6,000円で対前年5.3%の増。2項一般介護予防事業費は、1億4,809万9,000円で対前年2.3%の増。530ページをご覧ください。3項包括的支援事業・任意事業費は、532ページをご覧ください。4億6,512万6,000円で対前年6.0%の増であります。4項その他諸費は、534ページをご覧ください。268万6,000円で対前年3.3%の増であります。4款基金積立金、1項基金積立金は、7万4,000円で、5款諸支出金、1項償還金及び還付加

算金は、650万円で対前年同額。6款予備費、1項予備費は2,000万円で対前年同額であります。

以上で、本日の説明を終わります。

○たけうち委員長 以上で、本日の審査項目の全ての説明が終わりました。

本日は32名の方の通告をいただいております。

これより質疑に入ります。ご発言願います。

石田秀男委員。

○石田（秀）委員 おはようございます。太陽の光が明るい中で質問するのが久々なものですから、よろしく願いいたします。

239ページ、児童相談所移管推進事業と、259ページ、オアシス・ポップンルームの運営についてお伺いをしたいと思います。

児童相談所でありますけれども、品川区も準備を始めていると思う、もちろんやっていると思いますが、4月から明石市で始まる。来年からは、荒川、世田谷、江戸川、23区の中でもスタートしていくと思っております。品川区でも、もちろん準備を始めていると思いますが、品川区も、職員の方々、区の職員の方々の教育を含め、業務を拡大していくということが必ず必要だと思っております。また、拡充、それから、強化をしていく。そうすると、人員をどれぐらい、また、場所、今のところで、そうではないところでもしっかり場所を構えて拡充をして、いろいろな形で対応していくと思っておりますけれども、今それをどのようにお考えになってその準備を進めていくか、その点をまずお知らせいただきたいと思います。

○高山子ども育成課長 児童相談所に関連づけました人員と、あと、場所の確保という点でございます。

現在のところは、まだ区市町村における業務としては、子供家庭支援センターという位置づけですので、その業務を、児童相談所の日常の業務により近づけていく、高めていくという位置づけが、人員については、現在、福祉職、心理職を中心に、増員を図っているところでございます。

それに伴いまして、現在の第二庁舎7階の執務スペースで不足が生じるということで、このたび、第三庁舎のほうへ、相談部門の移転ということを進めているところでございます。

あわせて、児童相談所の一般の事務を受ける担い手としまして、準備と担当する事務の負担部分の増強を図るということで、そちらの部門もあわせて第三庁舎のほうに移転をしたところでございます。

その後の話としましては、児童相談所のいわゆる開設については子供の森公園を予定しておりますので、そちらについての設計経費などは今年度も計上させていただいているところでございます。

○石田（秀）委員 そうなってくると、今も現在、相談業務をやられていると思いますが、これ、始まって、明石市が一つの例になってきて、荒川、世田谷、江戸川も、今、その推移を見るということだと思いますが、品川もそうやって、第三庁舎というところでどこへ入るのかなとちょっと思っています。具体的に教えていただきたい。

あと、その役割分担がありますよね。東京都との役割分担、ここら辺の今相談を進めていくときに、どこまで突っ込んで相談を聞いて、なおかつ、それを東京都とどのように連携を図っていくのかということが非常に求められてくるのだらうと思っております。そこら辺の連携の、今、やり方をどう考えられているのかということをお聞きしたい。

また、設置をしていくわけですよね。移管というより設置になるのだけれども、その内容の引き継ぎ

というのはどれぐらいを見越して準備していこうと考えられているのか。それは品川の場合は、荒川とか世田谷が第1期だとしたら、第3期ぐらいになるのだらうと思っておりますけれども、そこら辺の、3期といっても、もうそんなに時間があるわけではないと思いますので、そこら辺の引き継ぎの形。

それから、今、話が出ました家庭あんしんセンター、ここのいろいろ業務をやっておりますけれども、その相談業務、この部分については品川区の中でこれはもう切り離してやっていくということを我々は理解していいのか、そこら辺の点も含めて、教えていただきたい。

○二ノ宮児童相談所移管担当課長 私から、お尋ねのありました都との連携と児童相談所の業務の引き継ぎの関係のご質問にお答えいたします。

私どもが児童相談所を開設した暁には、基本的には自力で解決すると、場合によっては東京都と調整ということになります。

続きまして、引き継ぎ関係でございますけれども、こちらは統一的な期間というのは実は決まっておりませんで、私どもでいえば、東京都の品川児童相談所のケース等に応じて引き継ぎを決めるということになるかと思えます。

○高山子ども育成課長 私からは後半の2点のお尋ねにお答えいたします。

まず、1点目ですけれども、場所の問題ということで、当面は、第三庁舎の5階部分に執務室を構える予定でございます。その後は、4階部分の入居の状況なども踏まえながら、段階的にさらなる移転を考えているところでございます。

それと、あんしんセンターとの関係で申しますと、現在は業務を両輪体制というようなことで、品川区の児童相談、そして、あんしんセンターの中における子育て支援センターという車の両輪のような形で、双方にケースを分け合っているところなのですが、将来的な話としましては、区の人材の専門性が高まるのを待って、ケースそのものは区に収れんしていくと。そして、サービスのほうについて、あんしんセンターのほうで担うべきだという、そのような姿を最終的な姿として考えているところでございます。

○石田（秀）委員 一つだけ、都議会の中でもいろいろ質問が出たり、東京都の回答があったりする中で、東京都は、私の理解が間違っていたらこれは言ってください、よく都議会で質問が出ても、東京都は、どちらかというと、やはり各自治体にこれを渡していくのは心配だ。だけど、都議会議員の質問は、それは心配だったら、東京都はもっときちんと引き継げるような形をとってくださいというような質問なり回答なりを去年はやっていたと思います。そんな状態で、これから1年後、東京でもスタートしていく。

すると、東京都のスタンスは、最後にそこだけは聞きたいのだけど、やはりそういう状況なのか、少しは東京都もそういう都議会の議論の中で変わってきて、やはりそこは一生懸命、区と連携をして、設置なのだけど、その事業を引き継いでもらうことに対する協力的な態度に変わってきたのか、いまだに心配で、そんなの、区で、それは練馬区みたいな例もあるわけだから、そういう意識なのか、そこら辺の肌で感じるところを最後にお聞きしたい。

もう一個は要望になるけれども、これは本当にそこら辺、真剣にやっていただいて、拡充をして、いろいろな対応ができるような体制をぜひ早目にとっていただきたいなと思いますので、その1点だけちょっと答えてください。

○二ノ宮児童相談所移管担当課長 ただいまのご質問につきましてですが、正直申しまして、東京都は心配しているという部分は多分、将来的にも変わることはないと思います。ただ、その一方で、現実

的に、先行3区の開設時期も迫っておりますので、現実的に協力のほうに向いてきたというところが正直な感覚でございます。

○石田（秀）委員 ぜひよろしく申し上げます。

次に、オアシスとポップンルームの運営のほうに行きたいと思います。この前、ある3団体ぐらいのお母さんたちの会のトップクラスの方々とお話をさせていただきました。1つは品川で活動している団体、それから、産前産後の支援をしている団体、それから、もう一つは、住所的には目黒なのだけでも、武蔵小山駅周辺でさまざまな活動をされているママさんたちの団体、そういう方たちと話したときに、今、これは本当に私もよくやられていると思いますが、保育園の部分については、区長も公約で待機児童をゼロにするよと、これで今、これまでの質問でもあったように、0、1、2才でもう200人ぐらいの定数に余裕が出てきたのだと。大変そういう意味ではよくやられていると思います。

在宅支援であるオアシス、これは500円でお金を払っていく。ポップンルーム、これも公園と同じような感じで考えると思いますけれども、品川区も今、ご存じのように、住民が増えている。その中で、住民が増えていて、ここの部分で手が入ってない部分があるという話になりました。

その中で、その手が入ってないところはどこというと、品川区に新しく住まれて、お母さんたちが子育てをしながら、新しく品川に住んで子育てするのだけでも、2カ月とか半年ぐらいの間に結構、何というのかな、孤立して引きこもり気味になる。なおかつ、それはポップンルームとか公園というのはなかなかそこにデビューができるかという、それは非常に無理がある。オアシスだと、かえってお金を払うので、それは利用できるのだけど、無料、その方たちはお金は払ってでも、何かそういう場があれば行けるところがいい、そういう場をというので、私も結構23区のそういう子育て、在宅子育て支援の政策を見たのだけど、場の提供だけでなく、もう一步踏み込んで、その孤立する、また、引きこもる、そういうお母さんたちに、よりよい子育て環境にするためにどうしたらいいのだという話になりました。

こういうところに手が入っているところは、結構23区でもない。私もいろいろ調べたけど、結構ない。場の提供はもちろんあります。その中で、いろいろお話をしたときに、やはり最後は食だという話になりました。

その目黒の方々はレストランとかもいろいろやられているし、品川でやっている方も井戸端というところでランチをやっているし、そこはランチでお金を払って、よく我々も喫茶店で、コーヒー1杯飲んで、2時間、3時間、そういうところにいる方もいらっしゃるわけですね。そこもランチを食べて、そこに居場所としていただいて、そこで授乳できたり、いろいろな話が聞ける。こういう場を、ポップンとか、こうやってお金をかける、ポップンだって運営にお金がかかるわけですがけれども、お金をかけなくても、場の提供さえあれば、その方々に、逆に私が言ったのは、みんなまとまって、プロポーザルでもいいから、そういう提案をしてくださいと。

そういう形の受け皿が行政にあるのであれば、私はまた1段、違った意味、私の知っている限りでは、1番、2番、あるかもしれないけど、23区の中でも非常にそういう意味では先進的な、その部分に手を入れていく。こういうことができるような気がしてならなくて、ここら辺の新住民の方の2カ月、半年ぐらいの中の孤立、引きこもり、その女性たちに、場の提供ではなくて、もう一步踏み込んだ形の考えがあれば、お聞かせいただきたい。

○高山子ども育成課長 在宅子育て支援を広くということを考える質問と捉えております。一般的な品川区のこれまでの取り組みという点で申しますと、いわゆるチャイルドステーションのような形で、

保育園でありますとか、25の児童センター、それから、ご紹介のありましたポップンルームでありますとか、あるいは、地域子育て支援拠点としましては、地域センター内の事業でありますとか、そういった無料でご利用いただける事業を中心に展開してきたところでございます。

委員ご紹介のそうした新たな食を介したつながりといいますか、孤立化、孤独感を取り除くような、そうした事業は、23区で見ても、なかなか取り組みの例がないことですから、そうした支援をそうした団体にすることによって、よりその活動の幅が広がるということであれば、今後、検討してまいりたいと思いますが、その行政の支援がないことによって、活動に自由度があるというような、そうしたような捉え方、考え方もあるかと思っておりますので、その辺は両にらみで検討してまいりたいと考えております。

○石田（秀）委員 その方々から言われたのは、女性なので、そういう感覚なのだろうなと思いましたが、スナック型という話をしました。スナックは、例えば1人のお客さんもいるし、2人のお客さんもいるし、4人のお客さんもいる。お酒があるわけではなくて、そこはランチなのだけれども、ただ、そのところに行くと、そこでは地域のママがそこにいて、1人の方でも相談できる。2人で来ても、そこへ座って一緒に話を聞いてくれる。4人でもそういう話ができる。2人でも4人でも、そういう形の仲間になる。

そういうスナック型みたいなのがいいのではないですかなんていう話を踏まえて考えていただけないかなと思っておりまして、ぜひその考え方について、意見を聞いてほしい。逆にそういう情報をとって、旧荏原四中跡だとか、空き家とかあるわけだから、そういうところの活用をぜひ考えてほしいけど、最後、そこら辺の活用のところを聞きたい。

○高山子ども育成課長 空き家活用という点で申しますと、いわゆる住宅部門のほうでそうしたストックの情報を持っているときに、その全体的な活用については、私ども、子ども未来部も含めて考えているところでございます。

○たけうち委員長 次に、新妻委員。

○新妻委員 259ページ、オアシスルーム、251ページ、病児保育室、221ページ、高齢者住宅運営費についてお伺いをいたします。

現在、オアシスルーム、区内に10カ所、整備をさせていただいております。そして、来年度は2カ所、新たに開設ということで、また、予約もネットからできるように利便性が高まっております。そこで、この現在の10カ所の、細かい数は結構です、利用状況、ここはちょっと多目に使われている、こちらはちょっと利用が低いとか、そういうことが見えているかと思うのですが、そういう利用情報を見ながら、どういう手を打たれているのかということをお伺いをしたいと思います。

もう一点が、このオアシスルームの実施要項を見ますと、年間60回をめどとするという一文があるのですが、この60回をほぼ使われているこの例があるのかどうかというところをお知らせいただきたいと思っております。

○大澤保育支援課長 オアシスルームの利用状況でございますけれども、30年度は、4月から1月までの10カ月で、大体1万4,000件の利用がございますので、今の見込みでは、3月までの1年間で1万7,000件ほどになるのではないかとこのふうに見込んでいます。

利用の偏りですけど、やはり荏原地域の利用がかなり高くて、なかなか予約を入れられないというようなお声もいただいておりますが、4月から、ゆうゆうプラザに新規にできますので、大分そのあたりは緩和されるのではないかとこのふうにご覧しております。

上限の60回ですけれども、いっぱい使ってしまった、それ以上というようなご要望は今のところはあまりいただいたことがございませんので、60回の上限で大体ニーズには応えられているというふう
に認識してございます。

○新妻委員 また、今回、2つ開設をされますこれまでのオアシスルームは、区有施設の中に設置が
されている例がありましたけれども、今回は、戸越6丁目、民間のテナントの一角を借り上げてのオー
プンということで、どういう流れでこの民間でのオープンに至ったのかという経緯をお知らせいただき
たいと思います。

昨年
の予算特別委員会で、八潮、勝島の地域にオアシスルームの開設を求めたところ、適地があった
けれども、二方向避難等ができない物件、そういう物件だったのでオープンができなかったという答弁
でありました。その後、この地域への開設も手を打っていただいているのかということ、民間施設も含
めて、この辺を教えてください。

○大澤保育支援課長 戸越オアシスルームの開設の件でござい
ますけれども、新しくマンションが建
つときに、地元の方から、ぜひ地域が活性化するよ
うな建物を入れてほしいというご要望がござい
まして、広さ等検討して、オアシスルームが適切
であろうということで、オアシスルームを開設
させていただいたところでございます。

八潮、勝島地域のオアシス開設につきましては、オアシスルーム、保育施設でござ
いますので、さまざまな制約がございまして、委員がおっしゃったように、二方向に避難できる
ということもそうすけれども、ほかにもいろいろござい
ますので、なかなか適地の選択には困難を伴っているというところで、今のところ、いい物件
は見つかっておりません。

八潮、勝島地域にオアシスルームがなく、あちら側の方がなかなか利用できないというお声は
いただいておりますので、今後の開設に向けて、努力してまいりたいと考えております。

○新妻委員 さまざま、また開設のほうは準備を進めてまいりたいと思います。

関連いたしまして、病児保育室についてお伺いいたします。今回、31年度にまた新たにオー
プンして、区内で4つのこの病児保育室が整備をされることとなりました。この考え方です
けれども、現在、2カ所が4カ所に拡充される今後の考え方、拡充の方向性があるのかとい
うところをぜひお聞かせください。

○佐藤保育課長 病児保育の今後の展望というところでござい
ますが、今年度当初、4月は1カ所
でしたけれども、補正予算で2カ所、あと、4月
から1カ所増えるということで、4カ所
になります。この関係から、現状の子ども・
子育て支援事業計画の目標値の達成は
しましたが、今後も需要は確実に増
えていくと思っておりますので、地
域バランスを考えて、一定の整備
は今後も必要なのだと考えて
おります。

具体的には、子ども・子育て支援事業計画を今後、来年度、改定いたしますので、この
中で詳細を詰めていく予定です。

○新妻委員 まだ拡充の検討をしていただけるということで、いい答弁をいただきました。

実は、東品川、勝島地域というのは、新しい大きなマンションが建っております。また、
そこに越してこられる方というのは多くの方が共働き家庭で、当然ながら、お子さんを
保育園に預けるという方が多くいらっしゃる地域であります。今後もそういう方が
増えると予想されていますけれども、そういう地域にこそ、この病児保育とい
うのが必要ではないかなと思っております。

現在、4カ所のところというのは比較的、荏原地域、大崎地域でありますので、具体的に、東品川、

また、勝島地域のあたりで具体的にぜひこの拡充をお願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○佐藤保育課長 病児保育などの拡充の関係でございますが、委員ご指摘のとおり、武蔵小山、上大崎、南大井、中延のほうに4カ所ありますので、今後も地域バランスを考えて、適切に整備できるように調整してまいりたいと考えております。

○新妻委員 どうぞよろしくお願ひいたします。

高齢者住宅について、建設型の高齢者住宅についてお伺いをいたします。今、区内には、八潮、東品川、大井倉田、この3つ、品川区の建設型の高齢者住宅であります。築年数は約30年弱と少し古い年数がたっております。そこで、お住まいの方から、不便があるというお声を聞いておりますけれども、今後、31年度におきまして、この高齢者住宅においてのどのような整備がされるのか、お伺いをしたいと思います。

○宮尾高齢者地域支援課長 今、委員がおっしゃっていたように、建設型の高齢者住宅わかさ荘、区内に3カ所設置してございます。その中で、一番早く開設したもので、八潮わかさ荘が平成3年に開設しております。31年度につきましてなのですが、毎年、適宜改修工事を加えさせていただいてる中で、各設備の更新工事なども行わせていただいております。31年度につきましては、冷温水ポンプの交換工事を予定しているところでございます。また、防犯カメラの設置工事も、31年度につきましては、予定をしているところでございます。

○新妻委員 さまざま計画的には整備が進んでいるというご答弁をいただきました。

今、お声をいただいているのは、住んでいるお部屋の中のことを不便があるというお声もいただいております。私は八潮の住宅の中しか確認をしたことはありませんけれども、その当時の30年前におきましては、いい設備であるなというふうには認識をします。例えば、八潮においては、非常に物入れ、押入れも大きくて、いい収納もあります。しかし、その押入れのふすまが非常に重たいのです。大きい押入れであるのですが、非常に重たくて、その開け閉めに今、苦労があるということとか、あと、キッチンも、ガスではなく電気調理器をつけていただいておりますけれども、昔のタイプであるので、IHではなく、なかなか調理もしにくいとか、換気扇もちょっと古くなってきている。そのお住まいにおいての中のことには不便があるというお声をたびたび聞いております。

このお住まいの中の設備に関しての整備はどのようにお考えか、お聞かせください。

○宮尾高齢者地域支援課長 住まいの中、設備に関するお尋ねをいただきました。今も適宜、居住者の方から、これ、こちらのわかさ荘につきましては指定管理者制度をとらせていただいておりますが、指定管理者のほうにご相談をいただいて、何か不具合があれば、修理、交換をするなどの対応をとらせていただいているところでございます。

なお、委員のご指摘のありましたふすま等につきましても、指定管理者にご相談をいただいて、適宜対応させていただいている例もあるというふうに報告はいただいております。今後も、より快適にお住まいいただけるように、指定管理者とも適切に連携をとらせていただいで、管理、運営に努めてまいりたいと思います。

○たけうち委員長 次に、飯沼委員。

○飯沼委員 245ページ、保育園運営費、252ページ、保育支援費など、待機児童問題、保育園保育料問題、そして、259ページ、幼児教育の無償化についてお伺いをいたします。

まず、数字を教えてください。1点目は、認可保育園二次の空き状況の総数と年齢別内訳の数、2点目、二次の申請者の総数、また、年齢別の内訳の数、3番目は、二次の内定者総数、そして、年齢別の

内訳、4点目が、二次の不承諾総数、そして、年齢別の内訳の数です。

以上、よろしくお願いします。

○佐藤保育課長 数字をたくさんご質問いただいたので、順次お答えいたします。

31年4月の二次の申し込みの関係ですけれども、申し込み者数、0歳児が253、1歳児が554、2歳児が203、3歳児が120、4歳児が59、5歳児が40で、合計1,229でした。内定の数に関しましては、0歳児が95、1歳児が66、2歳児が70、3歳児が42、4歳児が22、5歳児が19名で、合計314で、差し引きが不承諾で、総数になりますけど、915というところになります。

それで、本日、入園の内定の発表をしているところではございますが、二次の審査後の空きでございますが、まず、区立のほうから順番にお伝えします。0歳児は0です。1歳児も0、2歳児は7名、3歳児は67名、4歳児は102名、5歳児が97名で、合計が273です。

私立に関しましては、0歳が2名、1歳児が0です。2歳児が26、3歳児が140、4歳児が305、5歳児が429で、合計が902です。

私立と公立あわせて、空き状況全体で、1,175というところが今のところ出ております。

○飯沼委員 二次の不承諾通知を受けた915人の内訳はわからないのでしょうか。ぜひ今後知りたいので、お願いします。

○佐藤保育課長 不承諾を受けた方ですね。0歳児が158、1歳児が488、2歳児が133、3歳児が78、4歳児が37、5歳児が21です。

○飯沼委員 ただいま確認をさせていただきましたが、915人、不承諾通知が届きましたけれども、このお子さんたちが単純に待機児とならないと、この間の答弁が続いています。今年度の精査はこれからで、またちょっと時間がかかると思うのですが、昨年度のことでお聞きをいたします。教えてください。平成30年度の最終の数字です。入園の申し込み数が3,489人、入園数が2,783、不承諾者が706、これは公表されている数字です。

ここから転園を149人、引きました。他の施設が268人引いています。特定園が181人、仕事探しをやめた人が43人、育休中が46人、合計687人を待機児ではないと差し引いて、待機児童は19人としています。

質問ですが、不承諾者数706人から687人を除いていますけれども、687人は、認可保育園を申し込み、希望がかなわなかった子供たちですけれども、4点伺います。

1点目、687人は待機児と考える理由をまず聞かせてください。2点目です、転園149人の希望とは、私たちは、兄弟バラ措置とか、通園が困難で転園を希望している、ほとんどそういった人ではないかと思っていますが、この転園の中身を教えてください。3点目、他施設、268人の中には、認証保育園を利用している人がたくさん入っているはずなのですが、ここの認証の人の人数を教えてください。4点目、育休中46人の状況はどのような状況なのでしょうか、教えてください。4月入園が決まれば、4月から働きたい人ではないのでしょうか。この点を教えてください。

○大澤保育支援課長 まず、1点目の待機児童にカウントしない理由でございますが、これは厚生労働省の待機児童の定義に沿ってカウントしたものでございますので、それに沿っているというのが考え方でございます。

2点目の転園の中身というのは、年齢ごとの人数ということかと思うのですが、今ちょっと手元に資料がございません。

認証に入られた方は、30年4月の時点で183人となっております。

育休の状況ですけれども、育休を延長された方でも、5月に申し込みをしてすぐに復帰したいという意思表示されている方については、待機児童に含めております。5月以降申請を出されてない方が残りの人数ということになります。

○飯沼委員 認証に183人入っているということですよ。これは認可を申し込んでいる認証に入っている人ですよ。あと、育休中、5月に申し込みをした人は待機児になっているけど、しなかった、4月、うっかりしたり、ちょっと行けなくて申し込みしてない人は待機児に数えられてない。これ、育休の人ですよ。

私は4月復帰したくて諦めてがっかりしている人もふくめて、これはひどい措置であると思っています。認可保育園を希望し、受理された人は全て入園資格のある人です。入園がかなわなかった人は全て待機児と考えるべきではないでしょうか。待機児とカウントしないこの理由は、厚生労働省が待機児を少なく見せるために、定義を都合よいように変えたからなのです。数字のマジックで待機児を少なく見せる、やってはならない行為であると私たちは考えています。品川区は、厚生労働省に従うのではなく、正しい実態を直視をしていくように、厚生労働省に抗議をすべきであると思っています。

続けて質問をいたしますが、2018年、昨年の数字をもう一つ聞きます。答弁の中で、300人の空きがあるので、選ばどこかに入れると趣旨で、待機児はほぼ解消したと、この点を伺いますけれども、質問です。300人の空きはどこにあるのか、答弁では、認可と認証で300人と言っています。おかしくありませんか。認可と認証で300人です。認可保育園を希望しているのに、認可保育園と認証保育園をあわせて300人空きがあります。これ、おかしくありませんか。この点をお伺いします。1点。

あと、改めて、認可保育園の空き、0歳、1歳、2歳、それぞれ教えてください。

○大澤保育支援課長 すみません、先ほど答弁漏れていた転園の中身ですけど、今答えます。失礼いたしました。転園希望でございますけれども、0歳児の転園希望の方はもちろん0、1歳児が39、2歳児が55、3歳児が20、4歳児が24、5歳児が11となっております。

それから、空きの状況、30年4月の空きの状況でございますけれども、認可保育園の空き状況が992と、残りが認証ということになります。

○佐藤保育課長 2番目のご質問ということで、4月の二次選考が認可保育園の空きですけれども、0歳児は2名、1歳児は0、2歳児は33名でございます。

○飯沼委員 すみません、冒頭に言ったのですが、2018年、昨年の数字をもう一回お聞きしますと言ったことですが、ちょっといいです、持っているのです。

2018年5月14日の文教委員会の資料、やっと見つけました。その中に、301人中、認可保育園の空きは0歳、1歳、2歳、合計で77人なのです。301空きがありますと言いながら、0、1、2のほとんど77人ですね、空いているのは。残り193人分は認証保育園の空きだったのです。この点、認可保育園を希望しているのに、認証保育園に空きがある、そこで選びなさいと言っているのはおかしくありませんか。既に認証に入っているにもかかわらず、認証から認可に4月、移った後に空きますよという数字を示したら、そのまま認証で我慢しなさいということになるのではないのでしょうか。

そこで、私は、この辺はおかしいし、ごまかしの数字であると思っています。このようなごまかしの数字を示して、待機児はほぼ解消しました。これ、おかしいと思いますね。子育ても仕事も両方頑張っ

てやりたい、保育を頑張っでやりたいママたちの願いに、これでは応えられないと思います。

認証に預けているママたちの声を1つ紹介しますが、「とってもよくしていただいています。でも、2歳になったら出なくてはならない。学校に行くまで、どうして安心して預けられないのか。認証に預ける子も認可に入れてほしい」。切実な声が届いています。

待機児解消した、これは事実ではありません。解消は取り消していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○大澤保育支援課長 認可と認証とあわせて、きちんと区としては施設を用意しているという認識でございますので、待機児童は30年4月も、31年4月も実質的にはゼロということで認識でございます。

○飯沼委員 認証保育園に預けていて、認可保育園を希望しているのです。それが入れないのに、どうして認可の待機児にならないのか。誰が考えてもおかしいことであると思います。私はごまかしの数字はだめであると思います。事実をしっかりと発表する品川区になっていただきたいと思います。この点はよろしく願います。

あと、保育料、第2子以降の保育料軽減について、お伺いをします。1子、2子、共産党としては、1子、2子、3子など、数え方を戸籍上と同じにいただきたい、こう求めています。品川区は小学校3年生までの兄弟がいる第2子保育料が半額、第3子以降が無料となっています。このため、2人目、3人目以降、年の離れた兄弟、10歳以上離れた兄弟は保育料軽減の制度が受けられなくなっています。どうしてなのか、理由をお聞かせいただきたいのと、こういった制度は、品川区を含めて、3区のみです。戸籍上の数え方に変えていただきたい。どの子も受けられるようにしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○佐藤保育課長 保育園の多子軽減の関係でございますが、まず、国は、未就学児だけで多子を判定しているところでございますが、品川区は、保護者の負担の軽減を図るということで、小学校3年生の3年間の拡大をして、多子の軽減を図っているところでございます。今後もそういった多子の軽減について、さまざま検討して進めていきたいと思ひます。

○飯沼委員 23区、20区が無償の軽減が受けられるようになっています。ぜひ、保育を必要とするお子さん、どの子もが等しく受けられる認可保育園の制度の充実をお願いいたします。

○たけうち委員長 次に、松永委員。

○松永委員 私からは、219ページのいきいき健康マージャン広場、208万2,000円について、219ページの高齢者外出習慣化事業、529万1,000円について、243ページの子ども食堂開設・運営支援、しあわせ食卓事業についてお伺ひいたします。

219ページのいきいき健康マージャン広場について伺ひます。この事業はとても人気があり、平成30年では、約2万2,000人の方が参加されておりました。その人気の秘密は、誰でも楽しく遊べるよう、3つのコースに分かれておひます。また、参加資格は60歳以上ということでありまひますので、これは高齢者外出習慣にも効果的であると考へておひます。

そこで、質問いたします。会場についてであります。確認したところ、五反田エリア、品川エリア、荏原エリア、大井エリアと分かれておひ、各教室によって空き状況により随時募集と書かれておひますが、その意味については、空きがない状況であるという意味なのでしょうか。お知らせください。また、3つのコースの状況はどのようになっているのでしょうか。あわせて伺ひます。

○宮尾高齢者地域支援課長 いきいき健康マージャン広場事業に対するお尋ねをいただきました。

まず、この事業でございますが、コースを大きく3つに分けてございます。3つのうち、1つが初心者の方、初めてマージャンをされる方、残りの2つが、マージャンのご経験がある方、それをレベルによって分けてございます。

まず、こちらの初めて取り組む方につきましては、毎年2月に新規の方を広報紙で募集をさせていただきまして、今年につきましては、2月21日号の広報紙で募集をさせていただいたところでございます。残る2つのコースでございますが、こちらの初めてのコースの方、1年間ご参加いただいて、年度末に、次の年、どうされるかという意向の、ご本人様からご意向を確認させていただいております。引き続きされる方は、その上のクラスのほうに上がっていただいで、そこで、定員に、欠員が生じたときに、そのときも改めてあわせて広報して募集をさせていただく、こういう仕組みになってございます。

年度途中で欠員が生じたときには、随時、利用者と、協力の事業者との間に、私どもも入らせていただいで、ご案内をさせていただくというような形でやらせていただいております。

○松永委員 では、今の状況というのは、空き状況はないということによろしいでしょうか。

○宮尾高齢者地域支援課長 現在、リアルタイムで常にちょっと把握、必ずしもできていない部分があるのですが、基本的には埋まっているという状況です。空いているときに、お問い合わせがあれば、そこをご案内をすることになります。

○松永委員 こうした空き状況についてなのですが、毎回チェックの電話をしなければ確認できないということでもあります。そこで、60歳以上ということであるのですが、現在、60歳でもパソコンを使う方がいらっしゃると私は思っております。そうした中で、インターネットを活用して空き状況がわかれば便利になるのではないかと思います。いかがでしょうか。

また、この3つのコースについて、人気のあるコースで入れない状況が続いているのではないかと。また、各コースの定員数を確認したところ、少ない感じがいたします。

まず、そのインターネットの利用について、お知らせください。

○宮尾高齢者地域支援課長 今、ご提案がありましたインターネットを使って空き状況ということでございます。確かにお問い合わせをいただくような形を、今、とらせていただいておりますが、委員がおっしゃっているように、インターネットを使う方、あるいは、使っていない方もございますので、その辺を少し丁寧に進めてまいりたいというふうに思っております。

なお、会場につきましては、今後も拡充に向けて、事業者などへの働きかけも行いたいというふうに思っております。

○松永委員 よろしく申し上げます。

また、立会川近辺にお住まいの方より、会場までの距離が遠いということで、その場所は東品川のほうまでタクシーで行っているらしいのですが、その辺を含め、会場数を増やすことは今後可能なのかどうか、お知らせください。

また、品川区内には、約41のマージャン店があると思うのですが、そことの連携や空き店舗の利活用について検討してみてもどうかと思うのですが、区の見解をお伺いしたい。

○宮尾高齢者地域支援課長 実際、私どもも常日ごろから、事業者さんには、コース数、あるいは、会場数の拡大について打診をさせていただいております。そのかいもあってということではないのですが、31年度につきましては、1コース、増やしていただくというご協力をいただいたところでございます。また、今後もいろいろな可能性も含めて、研究してまいりたいと思っております。

○松永委員 ぜひ今後、抽選漏れがないように、会場を増やしていただければと思います。

次に、同じく219ページの高齢者外出習慣化事業、529万1,000円について伺います。先ほども述べさせていただいたように、いきいきマージャン広場もこの事業に似ておりますので、関連して質問いたします。

初めに、平成30年度決算額より約36万円の減額であります。この高齢者外出習慣化事業のこれまでの実績や主な内容について伺います。また、あわせて、この減額された理由についてお知らせください。

○宮尾高齢者地域支援課長 高齢者外出習慣化事業でございますが、こちらは、内容といたしましては、調理設備のある施設を活用させていただいて、地域のNPO等に委託をして、高齢者の方に、栄養バランスのとれた食事の提供、あるいは、会話を楽しんでいただくなどして、顔見知りの和を広げていただく、こういったことを事業として実施をさせていただいているところでございます。

なお、31年度は、これに加えまして、歯科衛生士による口腔機能向上プログラム、こういったものを組み合わせて、介護予防にもつながるような内容にしたいと思っております。

決算額から減になっている内容でございますが、こちらは前年と比べて申し込みの方が若干減ったというところでございます。

○松永委員 その利用者数が減ったというのは、何か問題があつて減ってしまったのかどうかというのは区は把握されているのでしょうか、伺いたしたいと思います。

○宮尾高齢者地域支援課長 こちらは、実際にお申し込みいただいた方の中で、体調不良等を理由に欠席をされる方がいらっしゃる、こういうふうに分しています。

○松永委員 ぜひ、こうした事業というのは、今後、高齢化が進む中で、一番必要なところだと思います。今現在、ご高齢の方で一人暮らしの高齢者が増えておりますので、ぜひ地域の和を広げていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

次に、243ページの子ども食堂開設・運営支援について伺います。子ども食堂の開設についてであります。現在、おそらく17カ所開設されていると考えます。そこで、子ども食堂の取り組みが開始されてから、課題や要望等も運営側から出てきていると思います。

例えば、場所についてですが、無償提供の場合、また、持続的に貸してもらえるかどうか、また、借りる場合は、その費用の負担については、人員については、ボランティア体制、また、ボランティアであれば人件費がかからないが、定期的にかかわるコアメンバーの確保が必要であるのと、また、食材についても、寄附で全部調達可能であれば、費用がかからないと思うのですが、その管理や貯蔵にも経費がかかってくるということでもありますけれども、そのほかにも、宣伝、保険等も必要だと考えます。

そこで、この来年度の予算にありますこの運営支援について、どのくらいの予算がついており、主にこういったところに活用されているのでしょうか。あわせて、これまでに費用にかかる負担によって、やめられてしまったところはあるのでしょうか。あわせて伺います。

○廣田子ども家庭支援課長 子ども食堂を運営する上での課題、要望等についてでございますけれども、委員ご指摘のとおり、場所が使えていたところで使えなくなってしまうと、あとは、近隣の自転車とかに対する苦情の問題であるとか、その他、諸々聞いてございます。

場所につきましては、場所の提供をしてくださると言ってくれる方も今現在いらっしゃいますけれども、なかなか運営者とマッチングしないというところがあるので、今、企業の力をかりながらというところで、場所の問題について、今も取り組んでいるところです。

また、食材についても、支援があるにこしたことはないというところで、また、さらなる支援が欲しいという要望は今もいただいているところです。

保険につきましては、事務局、社会福祉協議会のほうに区もお金を助成しまして基金を立ち上げて助成をしているわけですが、保険加入については、子ども食堂のネットワークに加入するところの条件としておりますので、その助成の中で保険料については賄えるようにやっております。

運営支援のお金に関しましては、社協のボランティアセンターに事務局を頼んでいるところですが、そちらのコーディネーターの予算としましては、人件費、また、食材を寄附をいただいたときに配分しておりますので、そのためのストックヤードのお金、場所代と、あとは、有償ボランティア等を使って配っていただくということをやっておりますので、その人件費等を掲げております。

また、現場の課題としまして、町会であったりとか、学校であったりとかの理解をもっと深めてほしいというところがございますので、予算の中には、フォーラムという形で意見交換ができる場を開くための費用も用意しております。

今、17カ所ございますけれども、1つ休止しているところがございますが、そちらにつきましては、ほかのところでシェアを広げて、残念ながら、品川区からは外れた場所で広げているというところで、現在休止しておりますが、その他のところでやめてしまったところは、把握している限りでは、ございません。

○松永委員 もう一つ、ちょっと私が聞きたかったのは、子ども食堂開設・運営支援等で約1,100万円のうち、その内訳です。運営費にどのぐらいかかっているのか、一方、子ども食堂の開設について、ちょっとお伺いしたいのですけれども、来年度、何カ所開設する予定なのでしょうか、あわせて伺います。

○廣田子ども家庭支援課長 運営費の中で、人件費800万超を除きほとんどがストックヤードの場所代がかなり高くなっておりまして、この他、160万ほどだったかと思っておりますが、運営そのものにはここにはお金はかかってございません。

今後の開設予定については、子ども食堂については、地域の方がやりたいとおっしゃったことを支援しているところではございますが、現在開設予定のところは二、三カ所、もう既にあるというふうには聞いてございます。

○松永委員 ぜひこうした子ども食堂を進めていただければと思います。

最後に、ぜひニーズに応えるように、助成や支援を引き続きお願いします。

また、開設場所におきましては、地域によって、子ども食堂がないエリアがありますので、ぜひ、今後、そうしたニーズに応えるよう、よろしく願いいたします。

○たけうち委員長 次に、藤原委員。

○藤原委員 233ページ、国民年金事務について、まず、お伺いしますけど、来年度、制度が変わるのは2つあると思うのですが、産前産後、保険料の免除制度と、もう一つは、年金生活者支援給付金が大きく変わってくると思うのですが、具体的に教えてください。

それと、247ページの八潮北と西保育園の改築工事なのですが、これ、言葉というか用語についてお伺いしますけれども、以前、学校のときにお伺いしたときに、改築というのは建替えのことで、改修というのは大きなものもあるけど、建替えではない修繕のことと伺ったと思うのですが、現にこの予算書の中でも、戸越台中学校は建替えではない改修、城南と芳水小は改築となっていますよね。ということで、保育園では、三ツ木、東大井、大井の改築はわかるのですが、八潮北、八潮西は改築では

なく、改修だと思うのですけれども、その辺についてお伺いします。

それと、233ページ、障害者総合支援施設なのですけれども、10月に開設ができるということなのですけれども、プロポーザルのときに、区側の仕様書と事業者側の提案内容というのは合っているのが当然だと思うのですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

次に、259ページの幼児教育無償化なのですけれども、私立幼稚園分ですが、原資はどこから来るのか、区の持ち出し分はどのぐらいになるのか、当然、区立幼稚園分と保育園分があると思いますが、この辺についてお伺いします。

それと、あと、ページは同じで、オアシスルームとポップンルームなのですけれども、これ、改めて、在宅子育て支援についての柱だと思うのですが約3億7,000万というかなり大きなコストをかけているのですけれども、この辺のコストパフォーマンスといいますか、評価をお伺いします。

それと、237ページの児童センターなのですけれども、すまいるスクールの有料化の後、利用者数、利用する形態など、変化が出てきたか、教えてください。

○三ツ橋国保医療年金課長 産前産後期間の保険料免除制度につきましては、次世代育成支援のための国民年金第1号の被保険者の産前産後の期間の保険料を免除し、こちら、免除期間は満額の基礎年金を保障するものでございます。こちらは平成31年の4月から施行となっております。

年金生活者支援給付金につきましては、施行については平成31年の10月1日、消費税の10%引き上げの日とされておりまして、年金を含めても所得が低く、経済的な援助を必要としている方に対して、年金に上乘せする制度でございます。

○吉田保育施設調整担当課長 八潮西保育園、北保育園の改修か改築かという件名の件と考えております。今回、1階部分の柱を除いて、ほとんど解体したような形で工事をを行いますので、全面的な改築というふうに認識しております。

○飛田障害者施策推進担当課長 今度10月にオープンいたしますが、当初、プロポーザルで区が求めた事業と、法人が上げました自由提案については、この10月オープンのとくと変わりはございません。

○大澤保育支援課長 無償化に関してでございますけれども、初めに、私立幼稚園に関しましては、基本的に国が2分の1、都が4分の1、区が4分の1ということになってございますが、31年度に関しましては、国のほうが全額負担というふうに聞いております。

次のオアシスについてでございますが、ざっくり言いまして、1時間3,000円ほどかかっておりますけれども、それについて、500円の利用者負担ということで、それについては適正なコストパフォーマンスだというふうに認識をしてございます。

○佐藤保育課長 保育園の関係の無償化に伴う財源ですが、公立の保育園に関しては一般財源、私立保育園に関しましては31年度は国が臨時交付金を出して、32年度は地方交付税というふうに聞いております。

○高山子ども育成課長 私からは、すまいるスクール制度改正後の児童センターの利用状況の変化についてお答えいたします。児童センターのほうは、平成24年に、年間の利用者数が80万件を超えたという状況でございます。その後、28年度の制度改正後に、いわゆるすまいるスクールを閉園して、児童センター利用が多くなるかというようなお尋ねだったと思いますが、この辺の利用、主に小学校の低学年の利用については大きな変化は見られておりませんので、すまいるスクールの利用も、児童センターの利用も安定的に増えているといった状況でございます。

○藤原委員 年金に関しては、これ、制度、変わるわけですから、いろいろな問い合わせが来ると思っているのですが、職員の方が、問い合わせが来たときに、簡潔にわかりやすくご説明していただけることを望むのですけれども、その辺についてお伺いしたい。

それと、もう一つは、いわゆる今日の質疑を伺っていても、実質上、待機児はゼロというふうにもいろいろなさまざまな対応で待機児をゼロにしていこうという、これ、品川区の施策というか方針だったと思うので、いろいろなさまざまな施策でやってきたとは思っております。だから、この去年まであったかもしれないのですけれども、いわゆる待機児童対策担当課長がなくなったというふうに、私は思っているのですけれども、その辺についてお伺いしたいと思います。

それと、最後に1点、213ページで成年後見制度なのですけれども、毎回聞いているのですけれども、品川区の成年後見制度は、いわゆるトラブルというか、事件性になる問題はないのですよねという確認をさせていただきます。

○三ッ橋国保医療年金課長 年金制度につきまして、職員一同、きちんと説明ができるように対応してまいります。

○大澤保育支援課長 30年4月から待機児童は実質的にゼロになりましたので、待機児童対策担当課長というのもなくなくなりましたが、引き続き、保育支援課としては、私立保育園の開設に向けて努力してまいりたいと考えております。

○大串福祉計画課長 品川区で行っている成年後見制度、こちらについては、後見人は社会福祉協議会が行うというのが基本でございます。また、それ以外のNPOですとか市民後見人の方が行う場合についても、社会福祉協議会のほうが後見監督人という形でサポートに入っております。そうした状況でございますので、不正といったところでは今のところ聞いてない、報告ないといったところがございます。

○たけうち委員長 次に、田中委員。

○田中委員 213ページ、1目福祉計画費、234ページ、1目子ども育成費でネウボラ事業、時間があれば、255ページ、遊戯場提供支援事業について伺います。

まず、一人暮らしの高齢者支援について伺います。品川区高齢者住宅生活支援サービス事業を品川区が進めています。日常の自立生活に不安のある高齢者が、住みなれた地域で安心して暮らせるよう、支援や見守り等の生活支援をしていくことは、生活者ネットワークも歓迎をしています。

しかし、区民からは、高齢者、一人暮らしの課題も耳にします。集団住宅で一人暮らししていた高齢者が緊急入院などの状態に陥りました。しばらくの間、電気とガスが通ったままの留守の状態となり、近隣や管理人は大変心配をされたということです。このような状態から、管理人は、在宅介護支援センターに相談に行くのですが、個人情報ということで何も答えられない、教えてもらえなかったということでした。

このようなときに、どこに相談をすることが適切なのでしょうか。この事例では、しばらくしてから後見人があらわれ、対応がされましたが、たまたま後見人があらわれたのでよかったものの、管理人は、結局、在宅介護支援センターにも高齢者の行方を答えてもらえず、そして、後見人も連絡がとれずにいたのです。管理人が在宅介護支援センターへ相談へ行ったときに、在宅介護支援センターから後見人に、利用者の状況確認をしてもらうことなどはできないものなのでしょうか。

また、後見制度を利用している、このような事態は仕方がないことなのでしょうか。後見センターに今回の件について伺ったところ、後見制度利用者が制度利用していることを周囲に話したくないと希

望している場合や、後見人と利用者が頻繁に連絡をとっていない場合は、しばらくの間、利用者の行方が周囲にはわからない状況に陥ってしまうと言いました。

事例のようなケースは今後増えてくると思います。これらの課題について、区はどのような認識を持ち、成年後見制度を促進していくのか、伺います。

○寺嶋高齢者福祉課長 個人情報等の関係がございまして、在宅介護支援センターのほうも対応はもちろん常にするように心がけてはいるのですけれども、そのケース・バイ・ケース、今回のケースがまたどんな事例かということもございまして、個人情報の関係で、一定程度ご案内できないということも、これは実際に起こっております。今回の件は、私どもにもご相談がありましたので、関係各所と対応しまして、最終的には結論までは到達したのですけれども、基本的には、在宅介護支援センターのほうで対応ができないといったような判断があった場合に、区役所のほうにご案内いただければ、また1段上の段階から、この対応について幅広く考えられると思っておりますので、引き続き、そのような対応を心がけていきたいと思っております。

○大串福祉計画課長 成年後見との兼ね合いというところでございます。本人意思の尊重といったところが一番大きなポイントになってきているところでございます。そうした中で、被後見人のほうからそういったご要望があった場合には、やはり後見人にもそのような対応にならざるを得ないというようなところでございます。

ただ、そうした中でも、緊急の事態等々につきましては、こちらのほうでも対応はさせていただければと思っております。

ただ、今現在、やはり成年後見制度と個人情報の関係といったところ、また、被後見人のご意思といったところがございまして、その辺につきましては、今後も検討はしていきたいと思っております。

○田中委員 では、まず、こういう状態に陥ったときには、在宅介護支援センターに相談に行き、そして、なかなか対応がされないようだったら、区に問い合わせるといことで、確認しました。

後見制度のほうです。後見制度については、利用者が、周囲に利用を知らせたくない場合、今回の事例のようなことが起こり得るということを、利用を検討されている方には伝えているのでしょうか、伺います。

○大串福祉計画課長 後見制度を活用される方、さまざまな状況の方がいらっしゃいます。多くは区長申し立てということでこちらのほうでやらせていただいているものがございますけれども、そういったケースの場合は、基本的にはなかなか本人で判断能力が低下していたりとか、親族の支援が受けられないといった方が多くなっているところです。

そうした方に対して、最終的にそのような形がといったところまでのアナウンスをした上で、成年後見制度を導入しているというところではございません。

やはり成年後見制度をご利用される方の中で、周囲にそういった自分が後見制度を利用しているということは知らせたくないというお気持ちがあれば、それは尊重すべきところがございますし、また、それ前提にして、成年後見制度ということをご紹介すべきというところは対応していないところでございます。

○田中委員 このような実態、今のご説明だと、説明をしていないということだったのですが、そうしたら、こういう事態は結構増えていきますよね、これから。周囲に知られたくないので、その管理人や近隣の方たちは緊急時に連絡がとれなくなってしまう。これはちょっと課題だと思います。

ここ、課題だとくみとってもらって、きちんとこれから計画して行ってほしいと思います。次へ行き

ます。

衛生費にもかかってしまうのですが、ネウボラを質問します。平成30年第4回定例会で、産褥期に関する生活者ネットワークの質問に、区は、生まれる前の段階での情報提供については重要と考え、内容を工夫しつつ、今後充実をさせていくと答弁しています。どのように充実させていくのか、お知らせください。

そして、同定例会で、思いがけない妊娠の相談窓口については、厚生労働省作成の妊娠相談窓口カードが当事者が相談するには使いづらく、区としては、都の妊娠相談ホットラインをホームページで示していくとのことでした。

しかし、私の探し方が悪いのか、区のホームページでは確認ができませんでした。それどころか、区の妊娠期からの相談事業のページを開いてみると、思いがけない妊娠への視点が全くないということを感じます。自治体によっては、思いがけない妊娠は別項目でホームページに掲載しています。そのような配慮も必要だと考えますが、いかがでしょうか。

そして、ホームページ上の配慮がされたと仮定して要望いたしますが、思いがけない妊娠の相談窓口ホームページにつながるQRコードを、男女両方のトイレの個室などに設置することはできないでしょうか。とにかく、当事者に情報が届き、母子の命が助かるのであれば、どのような方法でもよいので、周知を早急に求めたいと思います。男女ともに、思いがけない妊娠の相談窓口を求めています。区の考えをお知らせください。

○大串福祉計画課長 先ほどの、田中委員のご質問のところでございますけど、区が関与しているのは、区長申し立てを行ったものだけでございまして、親族後見に係るものについては区のほうでは関与していないというところでございます。

○仁平品川保健センター所長 ホットラインの掲載の件でございますけれども、現在、ページ上のどこが一番入りやすいかということと、その他の広報紙掲載等も必要ではないかということで、今、検討を進めているところでございます。

○たけうち委員長 ネウボラの充実はわかりますか。ちょっと款が違う可能性もあるので、わかる範囲で。

○仁平品川保健センター所長 ネウボラの充実の件でございますけれども、引き続き、産前におきましては、妊娠届けの際の妊婦への面談を充実させまして、家庭の心配事等の聞き取りを強化していきたいと考えております。

産後におきましても、区の個別サービス等の案内を、保健センターの検診の利用等、この辺を手厚くしていきたいと考えております。

○高山子ども育成課長 妊娠期の相談ということで申しますと、保健センターに加えまして、私ども、子供家庭支援センターで、こちらのほうも特定妊婦等のハイリスクな妊婦に対応しているところでございます。

改めまして、先ほど、品川保健センター所長が申しましたように、ネウボラ事業の一環としまして、産前産後と通じました相談事業と、そして、産後ケア事業ということで、事業のほうを構築しているところでございます。今後も、相談拠点の拡充など、相談体制については充実してまいりたいと考えております。

○たけうち委員長 次に、芹澤委員。

○芹澤委員 私からは、215ページ、認知症高齢者支援事業について、あとは、217ページ、高

齢者福祉施設支援事業について、時間が余れば、258ページの生活保護費について伺います。

まず、認知症高齢者支援事業についてであります。現在、認知症高齢者の徘徊対策として、品川区のほうで、徘徊高齢者対策システムの利用助成というのを行っております。高齢化社会の中で、認知症を患う方というのは非常に多くなっておりますので、需要は高まっているのかなと思っています。

まず、把握している中で結構でございますので、品川区の中で認知症患者数とその利用者の割合、もしくは、人数というのを教えてください。それと、品川区が考える認知症の方が徘徊をしていくことに対するリスクというのをお聞かせください。

○寺嶋高齢者福祉課長 まず、品川区の認知症の方の数ということになります。正式な数字はなかなか出しづらいですけれども、計算としましては、まず、品川区の高齢者人口が約8万2,000強というふうになっておりまして、東京都のほうで、一定の目安で認知症の方の割合というのを出した数値がありまして、これが13.8%、7人に1人というような統計数値がありましたので、それを引用させていただきまして計算しますと、約1万1,000強ということになるかと思います。

それから、徘徊の関係の登録者数ですけれども、まず、アイテムの登録、身につけるキーホルダー、それから、靴につけるシール等の登録者数につきましては、今現在で合計で222名ということになっております。それから、GPSを利用した形の機器、これは有料になりますけれども、こちらのほうが今、これは30年度の当初の数字しかわかりませんが、22名ということになっております。

それから、品川区が考える徘徊高齢者のリスクですけれども、1つはやはりまずはご本人の身の危険ですね。交通事故、それから、駅ホーム等での事故等がやはり一番怖い。それから、あとは、発見できない、もしくは、発見に時間がかかる場合、特に区外、都外等に行った場合についての発見にはかなり時間がかかるということが想定されます。

それから、あとは、ご本人の身体ではなく、周囲への、例えば器物への、例えば車を傷つけるとか、花壇の花をむしってしまったとか、実際にあった事例としてはこういったことが起こっているというところがございます。

○芹澤委員 ご説明いただきまして、ありがとうございます。

認知症の中で、約6割を占めるアルツハイマー型という認知症が徘徊をしやすい認知症というふうになっております。現在の品川区の探索システムの対象枠であります。認知症による徘徊歴があり、原則65歳以上の方という制限になっています。この記述ですと、65歳以上というのが原則というふうに書いてありますので、年齢については、場合によって柔軟に対応するということが考えられますが、前段の認知症による徘徊歴というのは絶対的な条件なのかなと思います。

先ほどご答弁の中で、認知症による徘徊のリスク、非常に大きなリスクをたくさん述べていただきましたが、現行の制度ですと、一度でも徘徊をしなれば助成を受けれないというふうにとれます。そうであれば、この記述というのは修正をしていくというのをお検討していただきたいと思いますが、ご意見をお聞かせください。

○寺嶋高齢者福祉課長 GPS関係の機器のほうはこういった今規定になっておりますけれども、その前段にご案内したいいわゆるアイテム、見守りキーホルダー等につきましては、これは外出に不安のある方というくくりでやらせていただきまして、まずはこちらのほうが利用が手軽であるということもありまして、こちらのほうをまずお勧めして、状況を確認させていただいた上で、必要に応じて対応していきたいと、このように考えてございます。

○芹澤委員 もう一度確認したいのですが、今、2つアイテムがあるということでお話はいただいて

おります。2つとも同じような目的になるかと思いますが、この条件をつけなければならないという理由があるのかわからないのですが、もう一度お願いします。

○寺嶋高齢者福祉課長 1つは、予算規模、それから、実際にご本人の負担のものということもあるのですけれども、最初にご案内した、今、222名の方にご利用いただいている見守りアイテムというのは、まず、ご利用者のご負担がないということ、それから、個人情報が変わらないように番号登録をして、在宅介護支援センターのほうで、徘徊がもしあった場合はすぐにご本人の確認ができる、こういったシステムがありますので、まずはこちらを強くお勧めしているということで、それではやはり不安だとか、パソコンを使った位置検索がしたいとか、こういったさらに上のご希望がある方につきましては、1つ、何ですかね、条件を設定した上でご利用もできるような形で支援をさせていただいている、こういった内容でございます。

○芹澤委員 では、続いて、高齢者福祉支援事業について伺います。今、全体的に日本の中で働き手不足というふうに言われております。これは保育であったり介護の現場であっても人手が足りないというのが現状であると思っています。行政として、人材の育成、あとは、就職支援と同時に、業務の効率化を図って、人材1人当たりの業務量を減らしていくということも大切かと思っています。なり手不足に対して、今、区の取り組みと、あとは、この保育、介護におけるICT化、進んできているとは思いますが、その評価をまずお聞かせください。

○寺嶋高齢者福祉課長 まず、品川区のほうでも、例えば介護ロボットの導入、テスト導入の支援という形での事業を行っておりますけれども、まず、IT、それから、機器の活用につきましては、こういった業務にこういったものを投入するか、入れるかというところは一番業務負担軽減になるかと思っておりますので、これは新しい機器がたくさんできております。我々も、いろいろな展示会等に行っているのですが、そういった機器の確認をしたり、メーカーに来ていただいているいろいろご説明を受けたりと、こういったことで、少しでも業務の負担軽減、効率化ができるような形のもので導入できればということで、日々情報収集に努めているところでございます。

○芹澤委員 今、ICT化というと、大体施設においてはハード面とソフト面のICT化というのがあると思っています。私の認識で正しければですが、保育と介護に関して、人が人を預けるという意味では、なかなか近い業種なのかなと思っています。この保育に関しては、ICT化推進というのは品川区が進めていて、介護のICT化というのは補助金とかが東京都から出ているような気がするのですが、これを品川区がやらないというか、そういう分け方がなぜこうなっているのか教えてください。

○寺嶋高齢者福祉課長 詳細のその決まり事があるかと言われると、なかなかこれは難しいのですけれども、まずは東京都のほうにいろいろな補助メニュー、それから、事業メニュー等を示すということで、これが一定程度、全国的にもオーソライズされているような内容であるということが感じられますので、まずはそういった事業の中から区として有効に活用できるものを選ばせていただいて、財源的にも都の補助金をうまく使ってやっていくという、こういった考え方に基づくものでございます。

○芹澤委員 最後、ちょっと時間がぎりぎりなのですが、生活保護費について伺います。今、品川区の中に外国人が非常に多いかと思うのですが、生活保護を受けている外国人がいらっしゃるのかどうかということと、あとは、国会のほうでこれは議論されるべきお話だと思いますが、現状で、品川区のところに外国人が窓口で来たときに、それを受ける、受けないというのを対応できる根拠法というのは何になっているのかというのをちょっと確認でお聞かせください。

○矢木生活福祉課長 本来は、日本国籍を有する方ということになってございますが、局長通知等で

生活保護法準用という形で生活保護、外国人の方についてもご相談は承っているところでございます。

○芹澤委員 そうすると、受け得るといふことだと思いますので、その審査と就労支援というのを外国語対応などできているのかだけお聞かせください。

○矢木生活福祉課長 現在、中国の方につきましては相談の方がいらっしゃいます。それ以外は、まだ未対応でございます。

○たけうち委員長 次に、筒井委員。

○筒井委員 私からは、221ページ、高齢者多世代交流支援施設運営費と、257ページ、認可外居宅訪問型保育、213ページ、支え愛・ほっとステーション、261ページ、生活保護費についてお伺いをいたします。

まず、高齢者多世代交流支援施設についてなのですがすけれども、ゆうゆうプラザ、これは非常にいい事業かなと考えております。ただ、今現在、高齢者関連は介護予防や健康増進で、子育て関連は在宅子育て支援、リフレッシュとかいうことになっておりますけれども、さらにそこから踏み込みまして、老人ホームや保育所を組み込んだ施設で、さらに、それらと住居やスーパー等の商業施設を組み合わせた多世代他分野複合施設といったものがこれから必要になってくるのではないかと考えております。

そうすると、やはり用地不足の解消や多数の他業種の交流ができる、また、福祉施設のやはり低収益性のカバーということもできるのではないかと考えておまして、そうした複合施設の増設をお願いしたいと考えております。

というのも、今、東京都で、民間におけるファンドを活用した福祉貢献型建物の自律的な整備促進等に関する検討会というのをやっておまして、そこでも福祉貢献型建物はやはり低収益と言われている福祉関連施設と収益が見込める収益施設を一体とさせて、それで、収益性の確保、そして、民間からの投資も可能ということで、それが結果的に高齢者施設や子育て支援施設の増設につながっていくことを促すというものかなと考えておりますけれども、そうした東京都の動きも含めて、今、私がお話しさせていただいた福祉施設や住居、スーパー等のそうした収益施設もあわせた複合施設の増設といったお考えはいかがでしょうかということと、この東京都の検討会の存在、また、動きを把握されているのでしょうかということ、以上2点、お伺いいたします。

○宮尾高齢者地域支援課長 私ども、現在、高齢者多世代交流支援施設、ゆうゆうプラザということで、現在、3カ所、3月1日に4カ所目の平塚ゆうゆうプラザをオープンをさせていただいたところでございます。こちらは、基本的に高齢者の方のご利用をメインとしつつも、多世代の方と交流ができるようにということで、平塚ゆうゆうプラザにつきましては、オアシスルーム事業、ポップンルーム事業を2階に併設をさせていただいて、それぞれが交流ができるようなところということで考えております。

平塚橋ゆうゆうプラザにつきましては、特養ホームとの複合施設ということで、区内の限られた敷地を有効的に活用をさせていただいているところでございます。今後も、いろいろシルバーセンターの改築等の際には、基本的にはゆうゆうプラザに転換をはかっているということで、31年度予算につきましては、東品川シルバーセンターの改修ということで関連経費を計上させていただいているところでございます。

○たけうち委員長 都の検討会のところはわかりますか。

○大串福祉計画課長 都のほうでそういった動きがあるということは把握はしているところでございますけれども、なかなか都が言うような形での設備、いろいろ課題もあるかなというふうには感じているところでございます。

○筒井委員 わかりました。やはり限られた品川区の面積ですので、そうした用地不足の解消といったことで今後も複合施設、さらに、商業施設も組み込むような形のこうしたダイナミックな複合施設の増設をぜひお願いしたいと考えておりますので、ぜひよろしくをお願いします。

では、次に、認可居宅訪問型保育、ベビーシッターについてお伺いいたしますけれども、歳出予算見積書では、月3人ということで想定されていますけれども、これ、何か私としては少ないのかなと思っているのですが、その今のベビーシッターの利用状況についてのご見解と、やはりなぜ少ないのかということをまずお聞きしたいのと、また、今、ベビーシッターは実際使われた方の利用者の声というのはどう届いているのでしょうか、お知らせください。

○大澤保育支援課長 今年度の実績が、これまでのところ、ベビーシッターを利用されている方がいらっしゃいませんでしたので、予算の見積りのときは3人という少ない数にさせていただいているところでございます。

利用者が少ない理由としましては、30年度新規開設の認可保育園が数多くございましたので、一定、認可保育園のほうで需要が満たされているということだと考えております。

○筒井委員 そうしたら、私の記憶違いです。0人でしたけれども、区民の方からベビーシッターについてのお問い合わせとか、ベビーシッターについての感想というものが入っていれば、それをお知らせください。このベビーシッターの助成なのですが、保育園を申し込んで不承諾が要件となっているのですが、それが結構、今後、使い勝手が悪くなるのかなと思ってまして、この不承諾要件は、撤廃というか、区からそうしたことは提案できないのかということと、また、当初からベビーシッターを利用したいという方もいらっしゃると思うのですが、そういった区民からのお声というのは入っているのでしょうか。

○大澤保育支援課長 ベビーシッターの問い合わせは何件かございます。利用しないという方の中には、ベビーシッターさん、家に入れることがやはり抵抗があるというお声はかなり聞いております。

不承諾の要件の撤廃に関しましてですが、やはりこれは児童対策の一環ということで、既存の認可保育園が、まだ空きがあるような状況でございますので、そちらの施設をまず第一に使っていただきたいということと、あと、ベビーシッターは基本的に1対1でございますので、今、保育士等かなり不足しているような状況ですので、1人保育士がいましたら、認可の場合は1歳児で5人のお子さまを見られますので、そういう意味でも、あまりここに力を注いしまうと、保育士不足という問題もございまして、そのあたりで、こちらの要件の撤廃は難しいというふうに考えてございます。

○筒井委員 わかりました。確かにそうしたご見解もあると思いますので、いろいろそうした、当初は補完するということで、日本の文化的にもベビーシッターというのはまだまだ難しいのかなという面もありますので、私もいろいろ研究していきたいと思います。

次、支え愛・ほっとステーションなのですが、今、全13カ所ありまして、今、相談の件数の多さに地域差があるのかということと、社協から来ている2人のコーディネーターで、ちょっと業務の対応が難しいということはないのでしょうか。

○大串福祉計画課長 相談の件数といったところでは、やはり開設の年次が浅いところはまだやはり周知というところで認知がされてないところもたくさんあるといったところで、相談件数としては低い。また、古くからやっているところについては、やはり相談件数も多くなる。そういった関係になっているところでございます。

社協からコーディネーターを2人派遣、今、配置をしていただいております。さまざまな形、在支で

あったり、あるいは、民生委員、こういった地域の皆様方と連携、協力しながら、今現在、さまざまな形で活動を行っている。中には、当然、対応が難しいといったケースも出てきております。そうしたときには、やはり区であったり、在支であったり、そういった専門機関のほうで受けとめさせていただきながら、対応させていただく。そういった状況でございます。

○筒井委員 わかりました。非常にいい事業だと思いますので、引き続き、ご苦労あるかとけれども、どんどんやっていただきたいと思います。

○たけうち委員長 次に、おくの委員。

○おくの委員 国民健康保険事業会計の424ページ、国民健康保険料にかかわって、子供の国保料均等割、無料化について質問いたします。

国民健康保険は、加入者の所得が低いのに保険料が一番高いという構造的矛盾、構造問題を抱えた医療保険制度です。これは全国知事会、あるいは、全国市長会など、地方6団体、そして、並びに、国保中央会などがこぞって主張しているところです。

この構造問題を解決していくのが政治や行政に課せられた責任です。具体的に言えば、30歳代の夫婦と子供2人の給与年収400万円の4人世帯が、国保に加入した場合の国保料は年間42.6万円ですけれども、中小企業労働者などが加入する協会けんぽ加入だと、保険料は労使で折半され、本人負担分は年間19.8万円となります。同じ医療サービスを受けるのに、実に2倍以上の負担が強いられることになっています。

このように、不当に重い負担を強いられる最大の原因は、国保の保険料だけに、収入に保険料率を掛けて計算するだけではなくて、世帯員の数に応じて計算する均等割の負担があることです。そこで、国保の抱える、先ほどの構造問題を解決するためには、国保の制度の中から、この均等割の仕組みを廃止していかなければなりません。

そこで、共産党は、品川区に対して、区独自にでも実施できる子供の均等割の廃止、無料化ということとをこれまでも何度も提案してきました。しかし、品川区はその均等割の無料化ということはこれを一般財源で賄うことは、負担の公平性の観点から、非常に困難だと、その負担を国保加入者以外の区民にも負担していただくことになるということで、それは不公平になるとおっしゃっていました。

そこで、質問いたします。こういう区が子供の均等割無料化ということを拒む理由は、今のような認識でよろしいでしょうか。ご質問いたします。

○三ッ橋国保医療年金課長 国民健康保険制度は、0歳から74歳までの方の中で、社会保険など、ほかの保険に加入している方や、生活保護の方を除く全ての方が対象となっております。その国民皆保険制度の相互扶助の考え方に基づいた制度でございます。その中で、所得割、均等割という部分がございます。

今回、今、委員ご指摘のように、今まで子供の公平性の部分でございますけれども、やはりこの子供の均等割という部分では、一般財源から賄うこととなり、非常に困難と考えております。

○おくの委員 それで、一般財源から賄うことになると、国保加入者以外の区民にも負担が行くことになるので、不公平になるのだという答弁が過去にあったのですけれども、そういう認識でよろしいのですか。

○三ッ橋国保医療年金課長 公平性の観点でございますけれども、国保以外の被用者保険の方を含めた一般財源から賄うこととなりますので、公平性の観点から、非常に困難と考えております。

○おくの委員 私が考えますに、ちょっと今の一般財源、これはもちろん税金から賄われているわけ

ですけれども、その税金というのは、もちろん国保加入者以外の方の負担、税金を負担していらっしゃるんですが、国保加入者自身も税金を負担しているのですね。税金というのは、要するに、国保加入者、あるいは、国保加入者以外の方、そういうふうに誰が負担しているというのではなくて、要するに区民全員が負担しているということなのですね。

だから、国保加入者が負担しているから、その負担している税金は国保加入者のためだけに使われるべきだと、国保加入者以外の方の負担している税金は国保加入者以外のために使われるべきだというような性質のものではないと思うのです。つまり、私が払った消費税は、おくのが払った消費税や所得税はおくのために使われるべきだと。あるいは、課長が払った所得税や消費税は課長のために使われるべきだというような性質のものではない。要するに、税金に色はない。だから、税金というのは、その負担能力に応じて、全員が負担すべきものだ。そして、支払われた税金は、その公的な、あるいは、区民全体の利益のためというか、区民全体の抱える、あるいは、社会全体の抱える問題や課題のために使われるべきものだと思います。

この国保の今まさに抱えている問題というのは、同じ医療サービスを受けるのに、国保に加入している方と、それから、国保ではない医療保険に加入している方との間で、同じ医療サービスを受けるのに、国保の加入者の方だけが2倍以上の負担を強いられている。この不公平をどうやって解決するかということが、今の日本社会に課せられている課題だと思います。

もちろん、一番財政力があるのは国ですから、国が根本的には解決していただかなければならないのですけれども、地方自治体にも、やろうと思えばできることは、小さくともあるはず。だから、できることはやっていくべきだと思うのですけれども、そういうできる範囲でやっていこうではないかということで、やれることをやっていただきたいという提案なのです。

だから、国保加入者以外の方の負担をという論は成り立たないと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○三ッ橋国保医療年金課長 子供の均等割の部分でございますけれども、国保制度というものにつきましては、先ほど申し上げましたように、0歳から74歳までの方の社会保険やほかの保険などに加入する方、生活保護の方を除く全ての方が対象となっております。これは国民健康保険制度、皆保険制度でございます。その中で、均等割というものがございまして、子供の均等割も全員の均等割というものがございまして。私どもも、この制度に基づきまして、国民健康保険の業務を運営しているところでございます。

○おくの委員 この今の日本社会の中で、やはり同じ医療サービスを受けるのに、2倍以上の負担を強いられている。これはやはり非常に医療保険制度という中では最大の不公平だということで、だからこそ、全国知事会をはじめとする地方6団体も声を大にして立ち上がって、国に対して、1兆円程度の税金は少なくとも投入しなさいよと言っているほどの大問題だと思います。だからこそ、品川区もぜひ立ち上がっていただきたいと思います。

日本共産党の都議会議員団は、品川区に対しても、この子供の均等割を無料化するために、どの程度の財源が必要かということで調査をかけました。品川区から正式な回答がありまして、この品川区では2億円の財源でできるということを正式に回答しました。この2億円という額は、この秋にプレミアム共通商品券、区長が施政方針演説で明らかにされたように、3億円から5億円に増額する額と同様の額です。その額でできることですから、ぜひやっていただきたいと思います。

○たけうち委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時10分休憩

○午後1時10分再開

○たけうち委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。

ご発言願います。つる委員。

○つる委員 221ページ、介護予防活動拠点運営費、477ページ、後期高齢者歯科健診事業、222ページ、障害者福祉費、237ページ、すまいるスクール運営費、259ページ、地域子育て支援拠点事業費について伺わせていただければと思います。

まず、地域子育て支援拠点事業費に関連してですが、今日、3月8日は国際女性の日です。女性の笑顔輝く数が増えていくと、品川区が目指す輝く笑顔が広がっていく、そうした視点も含めて、支援になるような施策を品川区にも推進していただきたいという思いを重ねて、あわせて、質問していきたいと思えます。

先ほど、午前中に、石田秀男委員から、区外の方が来られたりとか、そういう孤立化しそうなところの支援というところでの気軽に立ち寄れる施設についての質疑がありました。私は、昨年、第3回定例会で、2015年から調布市で駅前で開催されているカフェ「aona」を参考に、品川区もそうした気軽に立ち寄れるという視点で提案をさせていただいて、「aona」はまさに、先ほど石田秀男委員が質疑されたような方を対象にしているような施設でありまして、児童館や保育園の子育て広場などを積極的に利用できず、潜在化して孤立している子育て世帯を、自然な形でさまざまな子育て支援につなぐ仕組みと位置づけて展開をされていて、私も2度ほど伺って、非常に利用しやすいオープンな場所になっている。建物の中にあるのですが、オープンな店舗となっていて、そうしたところの必要性を実感させていただきました。

今後の展開の中で、施設の再整備の際に、多世代交流の視点をまじえ、検討するというご答弁をいただいているのですが、午前中の石田秀男委員との質疑もあわせまして、現在の品川区の検討状況を教えてください。

○高山子ども育成課長 地域子育て支援拠点事業についてのお尋ねです。こちらの事業については、ぷりすくーる西五反田内のいわゆる子育てひろばでありますとか、あるいは、いわゆる相談事業に関する予算として計上しているものでございます。ご提案いただいておりますいわゆるパパママカフェというような、そうしたこれまでなかなか取り組みが比較的できてない部分につきましては、文字どおり、なかなか場所でありますとか、いわゆる担い手の問題等もございますので、今現在、著しい進捗があるというわけではありませんが、そうした形につきましては、探ってまいりたいというふうに考えています。

○つる委員 担い手、いくらでもいると思います。女性起業家の方とかとも懇談する中で、そういったところに支援をしていきたいという、たくさんいらっしゃるのですよね。それを品川区としてしっかりと結びつけていくかどうか、いわゆるそういう表現でいいのかどうかは別ですが、人材といたしましうか、品川区の子育て家庭を支援していただく、それが将来の日本にとっても非常に大事な視点であるかと思うのですけれども、そうした方々との結びつき、これをしっかりと品川区としてつくっていくか、そこが品川区、今、人口は増えていますがけれども、やはりそれをしっかりと定住していただくとか、そうしたことも含めて、幅広く施策展開をしていく中では、その視点というのは大事な視点か

と思いますので、積極的にそういう情報収集をしていく、確認だとか、交流だとか、そうしたこともやっていただきたい。

そういった点で、一点突破でそういったところを展開することによって、大きくその子育て支援策といえるでしょうか、いろいろ、今、児童虐待等が課題として上げられている中で、まさにその川上で対応していく、そうした部分が非常に実は大事なのではないかというふうに思いますので、ぜひ引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

では、続きまして、オアシスルームについてであります。これも既に確認をさせていただいておりました。庁舎利用のところも確保していただいているということで、これも明石市の事例を通して、来庁された方へのそういう保育ルーム、託児所をつくってほしいということで設置をされて、非常にいいことだと思いますが、ただ、現在は有料という状況もあります。

これについても、方向性として、無料化を検討いただくというご答弁、言っていただいておりますが、当然そうしたものをやるに際しては、システムの改修だとか、さまざまな課題があるかと思いますが、現在の庁舎利用の状況ですとか、また、その無料化に向けた検討について、あれば、教えてください。

○大澤保育支援課長 第3庁舎のオアシスルームの行政枠の利用でございますが、4月から1月までの10カ月に18件のご利用がございました。この行政枠の利用について無料にするということに関しましては、さまざまなハードルがあると思いますけれども、現在、その課題について洗い出しを行っておりますので、今後この課題解決に向けて検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○つる委員 課題解決に向けて検討ということで、駐車場の事例を引き合いに出ささせていただきましたが、ぜひそういう方向でしっかりとするようにやっていただきたい。

また、さまざまな、預かっていただく側、また、ほかのお子さんとの関係も当然あるので、そういう事前登録は今、品川区は、オアシスとしての前提条件としてやっていることだと思いますが、明石市はその場に来て、その場で書類を書いてもらって預かっていただいて、当然、病気されていたり、熱がある人は預かりませんというふうな線引きはしているのですが、そのあたりについても含めてご検討いただくことが大切なのかなと思いますので、引き続き、そういう方向を目指した検討を進めていただきたいと思います。

次に、すまいるスクール運営費であります。これも昨年の第3回定例会で質問させていただいて、その後の決算特別委員会でも質疑をさせていただきました。すまいるスクールにおける長期休業中の配食サービスの活用というところで、これについては、奈良市なんかは全員対象にしているとか、また、23区で見ても、希望する方に利用していただくというところで、あくまでも選択肢を提示しているというところでやっています。

私は、どちらかという、選択肢の一つとして保護者の方に示していくということがいいのではないのかなというふうに思いますが、そのときも、困難性、いろいろ挙げられる中でも、検討していただくというご答弁がありましたので、まず、現在の検討状況を教えてください。

○高山子ども育成課長 すまいるスクールにおける長期休業期間中の給食の提供というお尋ねでございます。現状で申しますと、大きくは検討のほうは進んでおりませんが、一つは、先だって実施しておりますすまいるスクールの利用者アンケートのほうで、直接的ではありませんけれども、給食利用についてのお尋ねというの1つ、質問項目の中にも入れてございます。そうしたことで、今、集計途上でございますので、多くの方の意見としてそういったものがあるのか、ないのか、そのあたりを一つ伺いたいと思っております。

一方で、やはり学校施設の中での放課後の事業ですので、やはり利用者、いわゆる特定された方々の出入りというところが学校からの理解を得やすいということがあります。こういった部分が学校とご相談する中で、そうしたいいわゆる民間事業者の出入りが許されるものなのかどうなのかといった点で、今後、一つ一つクリアしていく中で、今後進めてまいりたいと思っております。

〇つる委員 最後の言葉、今後進めていきたい、そこを信頼して、推進を引き続きもしていきたいと思うのですが、今回のアンケート、どういう形の設問の仕方です。昼食についてとなっているか、ちょっと私も確認をできていないのですが、設問の仕方によってよしあしという回答の差が出てくるかと思いません。

私が求めているのは、その長期休業中における配食サービスの活用という視点での設問項目、それに対してはどういうお答えなのかということも大事なので、当然それが含まれたような設問の聞き方であれば、当然そうした回答というのは参考になるかと思えますけれども、ぜひそのすまいるスクール、長期休業中、ここは利用とかというのは、一般質問等でもお伝えさせていただいたとおりでありますので、引き続き前向きな検討をお願いしたいと思います。

それに際して、やはり具体性が必要かと思ひまして、私もいろいろ調べる中で、その質問のときには、板橋区の事例を紹介したのですが、いわゆる通常の配食業者がたくさんある中で、目黒区に会社があって、事業展開は葛飾、文京、千代田区、そして、これから中野区とも連携をするそうではありますが、ある業者がやはり配食サービスの枠組みをつくって、学童クラブ向けのそうしたものをつくっております。

それはパソコンだったりスマートフォンから普通に保護者の方が注文をできる仕組みになっておりまして、注文を前日の5時までに注文、そして、翌日の11時45分、つまりお昼前に配達、キャンセルがある場合も、前日の11時まで受付が可能、支払いは月決めだということで、注文したログも掲載されていたり、また、お弁当を配達していただく際にも、それぞれのお弁当に注文した個人名などが貼られていて、とり間違いないようになってきているというところで、そうしたスマホで使える、ああいうところであれば、今現在の保護者に見れば、非常に使い勝手のいいものではないのかなと思ひます。

また、学童クラブ、品川区でいえばすまいるスクールの方に対しても、こういう注文がありましたという一覧が提供されて、まさにもう一重、そのとり間違えとか、渡し間違えがなかったりとか、注文があるのか、ないのかというようなところも把握できる仕組みとして対応している業者さんがいる。

これについてはさまざまな弁当業者と連携をしているので、その日によってまさにそこは、あとはお子様と保護者の中で、あした何食べたいとか、この日、何食べたいということで、カレーだったり、中華だったり、いろいろなものが選択できる、こういう仕組みになっているので、いろいろな取り組みがあるのだなと思ひました。

逆に、今後の肝は、冒頭申し上げたとおり、特にお母さんを中心に、そうした方をしっかりと支援していく。当然、男性も女性も支援していくということは大事なのですが、ここのところが担保できるようなさまざまなサービスというのはまさに、先ほどの人材ではないですが、いくらでも行政として活用できるそうした資源というのはたくさんありますので、ぜひこれについても前向きに検討していただきたいな、進めていただきたいなと思ひます。ぜひよろしくお願ひします。

次に行きます。介護予防、それから、後期高齢者等に関連して、フレイル対策の視点であります。これも一般質問で確認をさせていただきました。それで一定、ご答弁もいただいているところでありますが、このフレイルの対策については、それを進められている教授の話も含め、やはりいかに同世代の方たちを巻き込んでいくか、というところの運動論の部分が非常に大事だという視点もあります。

また、各課またぎ連携をどうとっていくかという点も大事かと思っておりますので、その部分について、例えば担い手、その同世代の方の担い手、その教授、飯島教授がフレイルサポーターと言いかたをおっしゃいますけれども、品川区としてのそうした担い手の巻き込み方、また、どういうふうに連携をとっていくのか、そして、さらにそれを楽しめと、それから、驚きも与えていくということも必要だというようなことも指摘する中で、どのように展開しているのか、改めて教えてください。

○宮尾高齢者地域支援課長 区では、これまでも元気な高齢者の方が要介護にならないようにということで、各種介護予防事業を実施をさせていただいているところでございます。フレイルの3要素を踏まえた事業の体系化というところも行っているところでございます。

運営に当たっては、専門職の方、それから、ボランティアの方、それから、地域の方を巻き込んでの事業展開を進めさせていただいているところで、同時に、その事業に実際に参加されて卒業された方がまたその事業の担い手となるような取り組みというのを進めているところでございます。

今後、いろいろな事例等も参考にしながら、さらに推進していきたいというふうに考えております。

○川島健康課長 そういった世代の方たちの担い手になる方ということで、健康づくり推進委員に対して1月に実施した研修交流会の中でもフレイルを取り上げたところでございますが、大変好評でして、自分たちの活動の重要性を再認識するような機会にもなったというふうに捉えております。

今後も、新たな活動の中身にフレイルを取り入れていければというふうに考えてございます。

○つる委員 ぜひ、大きく、介護予防という視点も含めて、考えていただきたいと思います。

最後の障害者福祉については、これはまた別の款でも確認させていただきます。以前のどこか別の場所でも触れましたが、デザインの力、これをしっかりと活用をして、場所によっては、いわゆる工賃の向上につながる、もしくは、就労支援につながる、そうした仕組みづくりをぜひつくっていただきたい。まさにそうした商品、ブランド化させて展開をしていく、そうしたことが、親なき後の障害をお持ちの方の生活をしっかりと支えていく部分で非常に大事な視点かと思っておりますので、また別の機会でここについては伺っていききたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○たけうち委員長 次に、横山委員。

○横山委員 よろしくお願ひいたします。

私からは、239ページの児童相談所移管推進事業についてとファミリーサポートセンターについてをお伺ひいたします。

1点目はファミリーサポートセンター運営費についてお伺ひいたします。区民の方から、希望する時間帯に提供者がいないために、利用したくてもできないというご意見を伺っています。現在の品川区におけるファミリーサポートのマッチングの状況を教えてください。

2点目なのですが、児童相談所移管推進事業についてです。まず、初めに、児童養護施設、若草寮の施設長、大森信也さんのご冥福をお祈り申し上げます。やればできる、つながり合えばもっとできると、書籍『子どもの未来をあきらめない 施設で育った子どもの自立支援』の中で大森さんはつづっています。

私は家族と、なぜよい人は早くいなくなってしまうのだろう、もっと生きていてほしかったと、多くの人々に忍ばれるから早いと感じるのではないかというような話をしましたが、私自身、まだショックから立ち直れていませんけれども、幾つか質問をさせていただきます。

品川区子ども・若者計画の中に、社会的養護のもとで生活する子供たちの権利を養護するとともに、施設退所後の自立と地域での安定した生活を継続するための一貫した支援を推進しますとあります。児

児童相談所設置に向けて、社会的養護のもとで生活する子供たちや、青年期、ポスト青年期のアフターケアなどの支援についても、来年度から各種団体等との情報交換をスタートする時期ではないかと考えておりますが、現在の準備の状況を教えてください。

児童養護施設と区の関係が変わっていくことへの準備が必要になってくると思うのですが、将来的には、子育て支援の地域拠点として、また、里親支援などの専門機能を生かした支援や、緊急一時保護ですとか、例えばトワイライトの当日受付の可能性なども、子供家庭支援センターなどと一緒に研究を進めて、児童養護施設との協力、連携を深めることで、地域における見守り支援を強化していただきたいと考えますが、区のご見解をお聞かせください。

また、社会的養護のもとで生活する子供たちだけではなく、支援が届きにくい青年期、ポスト青年期の若者たちの居場所についての準備、検討も同時に進めていただきたいのですが、こちらも区のお考えをお聞かせください。

また、子供家庭支援センターとの整合性についてなのですけれども、支援と介入を共同して取り組むのか、子供家庭支援センターと児童相談所とで役割分担をするのでしょうか。まだちょっと検討状況を、始まっているところだと思うのですけれども、品川区と先行3区の状況、もしわかりましたら、教えてください。

そして、児童相談所の人材、専門性の確保と向上について、これは私の意見としてお伝えをさせていただきますが、高度な専門性を求められる職種でありますから、警察、消防や区の固有教員のように、品川区の児童相談所で働きたいという思いのある方々を一部採用するような仕組みを検討していただきたいです。

一方で、金沢の事例のように、職員の方々が、児童相談所だけでなく、ほかの福祉部門を経験するサイクルの中で、広い視野を持ってスキルを向上していくというキャリアパスのあり方も一つあるのかなとも考えております。現時点で、人材の課題について、区はどのように考えていますでしょうか。

○廣田子ども家庭支援課長 私からは、ファミリーサポートセンターのマッチングの状況についてお答えいたします。ファミリーサポートセンターの年間の活動件数が大体毎年7,000前後となっておりますけれども、おおむね、毎年100件前後、マッチングしないような状況があるというふうになっております。

30年、今年度に関しましては、現時点で77件、活動状況が7,000弱のところ、77件ほど不成立がございまして、大体、利用が夕方の保育園であるとか、すまいるのお迎えとかお稽古の送迎ということで時間が集中してしまうということで、成立がしないということが多く見られてございます。また、マッチングした後でも、会員さん同士が、一度使ってあまりちょっと折り合いがよくないとか、そういうことも見受けられる状況でございます。

○高山子ども育成課長 私からは、社会的養護の関係の質問、3点、お答えさせていただきます。

まず、来年度からということで、いわゆる社会的養護の担い手である養護施設の方々との話し合いとかということなのですが、子ども・若者計画をつくるに当たって、5年間の計画でございまして、当然のことながら、この5年の間に、児童相談所移管なども視野に、この体制を整えていく、そのような意味合いも込めまして、子ども・若者計画のほうに記載をさせていただいたところがございます。

現在のところは、特別区全体では、いわゆる実際に費用の負担の仕方であるとか、あるいは、書類の取りまとめといった広域的な調整についての話し合いが進んでいるところがございますが、品川区においては品川景德学園が旗の台にございまして、こういった児童養護施設を持つ区ばかりではありません

ので、こうした品川区の優位性をしっかりと受けとめて、そして、生かしていきたいというふうに考えております。

その上で、現在、児童相談行政のアドバイザー会議というのを立ち上げておりまして、この中には、品川景德学園の施設長の方にもお入りいただいておりますので、そうした方々のご意見なども伺いながら、いわゆる子供、若者の息の長い支援というものを考えていきたいというふうに考えております。

それから、2点目の児童養護施設の連携協力という点で申しますと、いわゆる子供家庭支援センターの持つ機能、そして、児童相談所が持つ法令上の強い権限をしっかりと融合させていく、ないしは、ある意味、機能分化していくということが非常に重要であります。この点は非常に悩ましいところではあるのですが、やはり児童養護施設の場合ですと、24時間、365日の運営が大前提となる施設ですので、こうした方々のいわゆる力を何らかの形で、具体的には要支援、ショートと言われるような新たな事業などにもご協力いただけるのではないかとというようなことで、今、その可能性について探っているところでございます。

それから、最後、3点目の支援が届きにくいポスト青年期の子供たちへの支援という点で申しますと、昨年7月にオープンいたしました中延2丁目の子ども若者応援フリースペースが、困難を抱える社会的自立に困難を抱える若者の支援拠点として、相談機能と居場所機能というのをそちらの場所に持たせておりますので、そうしたのも一つ支援の拠点として役立てられるのではないかとというふうに考えているところです。

○二ノ宮児童相談所移管担当課長 私から、子供家庭支援センターと児童相談所のお話と、職員のご質問についてお答えいたします。

ご紹介のありました支援と介入という部分につきましては、こちら、児童相談所の設置の暁における両者の関係ということになるかと思うのですが、こちらは、別々に存在する、もしくは、一緒になる、いずれの面でもメリット、デメリットがございますので、私どもも、ほかの自治体の事例のほうを参考にしながら検討しているということでございます。ちなみに、先行3区につきましては、世田谷区は子供家庭支援センターと児童相談所は別組織、それから、江戸川区、荒川区については一体型というふうに聞いているところでございます。

それから、児童相談所の職員の人材についての課題ということなのですが、まずは職員の確保、育成、専門性の確保ということで、それが一番の課題だと思っております。また、ご紹介のありましたような金沢市の事例のようなことでございますけれども、一般論で申し上げれば、担当するケースごと、さまざまな区行政が行っている業務に精通しているということは非常に有用なことだと思っております。

○黒田人事課長 それでは、児童相談所の職員の対応の件について、お答えいたします。

児童相談所に勤務する職員は福祉司職と心理司職が主な職種ですが、常勤職員は特別区全体での採用になっておりまして、このメリットとしましては、広く人材を募集することで、能力重視を含めて、一定のレベルの職員の確保ということを目的に、特別区全体で行っていることでございまして、また、児童相談所での経験が求められておりますので、今年度、予定ですが、児童相談所や養護施設での勤務経験を長い者を対象とした採用試験を行う予定だというふうに伺っておりまして、そういった中で、ぜひ品川区を希望するような方がいらっしゃれば、当然そういった方を採用していきたいというふうに思っております。

○横山委員 まず、ファミリーサポートについてなのですが、夕方の時間帯にニーズが偏っているということで、これから、今課題として出てきているかと思うのですが、金額の問題ではな

いのかなというような、人材の確保の問題、課題なのかなという気がするのですが、ぜひ研究を進めていただきまして、何か解消の手立てを打って行っていただきたいということで要望で終わらせていただけたらと思います。

また、児童相談所、社会的養護の部分なのですけれども、それぞれご答弁、ありがとうございます。人材の確保、育成がまず先決ということで、これからまだ時間もありますので、ぜひ進めて行っていただけたらと思います。

引き続き、続けさせていただきます。

東京都児童相談センターの”ぱお”治療指導事業の品川区民の利用状況や実績がわかりましたら、教えてください。

また、あと、東京ルール of 整理、児童相談所間の情報共有システムの再構築など、自治体をまたがる転出入のケースの場合どのような対応になるのでしょうか。こちら、品川区と東京都のほうで調整のほうはまだなのかなと思うのですが、わかる範囲で教えていただけたらと思います。関係団体等と協力、連携しながら、社会的養護と児童養護施設等と連携して準備を進めていただきたいと思います。

また、私たちの会派は、時代を担う子供たちを多世代で育むを基本コンセプトとした市民の交流と子育て支援の拠点施設である下関市のふくふくこども館を視察したり、株式会社丹青社にて政策セミナーを実施するなど、子育て支援施設の内装に関して、調査研究を重ねました。

私は、児童養護施設や、一時保護所などの子育て支援施設における色彩設計について、色彩学、色の使い方、明るさ、鮮やかさなどの色のグループを工夫することによって、訪れたお子さんや保護者の方々などの気分を和らげる効果があると考えています。

ここで、委員長の許可をいただきましたので、タブレットに資料を提示いたします。こちらは、アメリカのチルドレンズ・ジャスティスセンター・オワフのセンター内の絵画です。フォレンジックインタビューから、フォレンジックインタビューについてなどのお話をお伺いしましたが、このセンターでは、虐待養育コーナー、性的虐待などの子供たちの課題を扱っています。

センター内には子供たちが描いた絵がたくさん飾られています。これらは島内の子供たちがボランティアでセンターのために描いた絵です。細部にも、海、海の生き物、空など、自然を感じられるモチーフが描かれ、温かい雰囲気でした。

また、文部科学省認定AFT、1級色彩コーディネーターの前出幸乃さんにお話をお伺いしました。床、壁紙、インテリアから、子供たちが身につける洋服や履物などの衣料品、そして、照明の色を生活に近い色彩や曲線を取り入れるなど、色の効果を生かした色彩設計について、具体的には、グレーの壁は無機質に感じるですとか、木材も、明るい色から濃い色の塗装があると思いますが、子供たちが過ごす空間は温かみを感じるような柔らかくて優しく包み込むようなデザインが理想的だと考えています。

リラクスの空間、集中の空間、クールダウンの空間など、対応するケースにあわせた色彩設計を取り入れてはいかがでしょうか。区の発注工事における内装等の分離発注の検討を要望いたしますが、ご見解をお聞かせください。

さらに、24時間、児童相談所でお仕事をする職員さんの休憩室については、気分の切り替えやリフレッシュがしやすい設計を強く要望いたします。私は複数のIT系スタートアップやメディア関係の民間企業の休憩スペースなどを視察いたしました。仮眠室には、足を伸ばすことのできるリラクゼーションチェアがあったり、アスリートのサポート経験のある専門家からマッサージを受けることができたり、クッションやハンモックで横になれるスペースがあったり、また、気温や湿度なども人間にとつ

て快適な状態に管理されていました。中には社員さんが、森で鳥のさえずりなどの音を録音して、その音を流しているというオフィスもありました。

児童相談所の業務は、24時間、夜勤もあり、心身ともにとてもハードな一面があります。職員が効果的に息抜きをしたり、小さな休憩をとることのできるバックヤードの環境づくりは必須だと考えています。充実していただきたいと思います。これは私からの心からのお願いです。

この4年間、子育てに悩む方々のご相談をいただく中で、私が何度も保護者の方々にお伝えしてきたのは、飛行機に乗るときに、緊急時の酸素マスクの使い方の説明がありますが、まずは保護者、そして、次に子供につけるようにとのアナウンスがありますよねということです。私は子育てはそれと同じで、まずは子供にかかわる大人たちの心身が安定していることが最優先だと思っています。大変なお仕事であるからこそ、効果的に休憩をとることは困難な状況にある子供たちや、保護者に接するときの笑顔やパフォーマンスの向上につながるため、非常に大切なことです。その場所が無機質で事務的なグレーであるよりは、自然なグリーンやブラウンを使うなど、落ち着いた空間づくりをお願いいたします。

児童相談所は子供たちの命を守ることができるかなめです。行政にしか救えない命があると私は考えています。品川区の子供たち、区民の方々、そして、品川区のために働いていただく方々、子供たちにかかわる全ての方々が、毎日一分一秒でも長く笑顔で過ごしていただけるような環境整備について、区のご見解をお伺いいたします。

○高山子ども育成課長 私からは、東京ルール、それから、共有ガイドラインの改定にかかわりますご質問にお答えさせていただきます。

現在、都と区の間で、東京ルールと、それから、共有ガイドラインの見直しが進められております。現在までの進捗といたしましては、昨年3月の事件を受けまして、東京都のほうも、やはり、児童相談体制の強化というのに大変注力されておまして、この見直し作業自体は若干のおくれ気味といったところでございます。

そんな中で、中心的な話題といたしましては、いわゆる逆送致というものです。児童相談所から子供家庭支援センターへ流れ、それから、この指導委託と言われるような流れ、この2つの流れについて、主に見直しが図られているところでございます。

それ以外の部分、ご指摘がありましたような自治体間のケースのやりとりの部分、そういった部分の見直しについては大きく見直しができるというような話は伺っておりません。しかしながら、ケースワーク上の我々の変化としましては、やはり異なる組織間で情報のやりとりをすると、どうしてもそこにはざまといいですか、抜け落ちるような危険性があるというようなこともございますので、これまで以上に、ケースワーカーの人たちは非常に丁寧に向き合っているという状況でございます。

そういったこともありまして、昨年よりもいわゆるケースのやりとりであるとか、あるいは、情報交換の件数が増えておまして、2桁というふうな状況もございますので、やはり基本的には一人一人の専門性を持った福祉の職員が高いアセスメント力と、そして、ケースワーク力というのが発揮されるのは大変重要なことだと考えておりますので、そうした部分につきましては、今後も緊張感を持って取り組んでまいります。

○二ノ宮児童相談所移管担当課長 それでは、私のほうから、残りのご質問にお答えいたします。

まず、東京都の児童相談センターの治療指導事業の実績でございますが、こちらは、東京都が出している事業概要におきまして、東京都全体の数字しか公表されていないということで、区の、区民の方の利用状況等は、把握しておりません。

その他、児童相談所の内装に関するいろいろご意見、ご要望、あったと思います。私どもも、平成30年、平成31年に新しく設計をするということで、ご指摘も踏まえて、最大限いいものにしていきたいと思います。

なお、発注に関するご要望でございますが、こちらはご要望ということで受け取らせていただければと思います。

○横山委員 設計のほうについてなのですけども、ちょっと分離発注というところ、要望と、プラス、ちょっとコメントのほうもいただきたいなというような思いで質問をちょっとさせていただいたところだったのでですけども、ぜひ、詳細について、お願いいたします。

○二ノ宮児童相談所移管担当課長 僭越ではございますが、現在ご審議いただいております予算案におきましては、あくまでも実施設計に関する予算ということでご審議いただいているものと思っておりますので、その先のいわゆる工事費の執行に関する点については、今、何か私どもからコメントすることは適切かどうかという疑義がございますので、あくまでもご要望という形で受けとめさせていただければと思います。

○横山委員 今の段階でということで、そのように承らせていただいて、今、趣旨のほうもお話させていただきまされたけれども、限られた予算の中で、お子さん方、保護者の方々にとって、どのような空間がいいのか、また、働く職員の方々にとって、どういったことができるのかということ、これから細かいところは進めていただくのかと思うのですけれども、発注のあり方ですとか、どういった形で進めていくのかということは積極的に前向きにご検討を進めていただけたらと思いますので、要望をさせていただけたらと思います。

こういう制度を整理していくと同時に、新しい価値観を区民全体に啓発していくことを行わなければ、課題はなかなか解決しないのではないかなというふうに思っております。どんなによい仕組みであっても、実際に運用するのは人間です。今は制度も人も疲弊しているようにも見えるのですけれども、ピンチはチャンスでもありますので、この虐待の問題ですとか、児童相談、子育て全体に関して、ぜひいろいろな部署ですとか東京都ですとか、いろいろな関係団体の皆さんで情報交換を密にさせていただきながら進めていただきたいというふうに思います。

人は皆、いつ命の終わりを迎えるのか誰にもわかりませんので、別れは突然に訪れることがあるからこそ、つながり、支え合い、人に優しい品川区であり続けてほしいと願っていますが、最後に一言お願いいたします。

○高山子ども育成課長 そうした意味では、今回の児童相談所の移管というのは、保健所の移管でありますとか、あるいは、清掃移管に匹敵するような大きなインパクトだと考えております。これまで、基礎自治体として取り組んでまいりましたさまざまなそうした子育て支援施策と新たに受けとめる強い権限を持った児童福祉業務としっかりと融合して、子育てするなら品川というふうに、そんな言葉でも言われますけれども、住んでよかった、そして、住み続けたい品川の子育てとしてしっかりと政策を充実してまいりたいと考えております。

○たけうち委員長 木村委員。

○木村委員 今日は、213ページの中ごろ、支え愛・ほっとステーションからの質問です。

品川区には、品川第一から、大崎、大井、荏原、そして、八潮までのこの13カ所に設置をした支え愛・ほっとステーションとは、一人暮らしの高齢者や障害者など、生活に不便を感じている人たちが、住みなれた地域でできるだけ不便をなくし、少しでも暮らしよくなるために、お互いを助け合いながら

支えていく地域の取り組みの仕組みをつくることを目的としております。

今日は、高齢者を中心にお聞きをいたします。

区内には、65歳以上の高齢者は8万人を超えておりますけれども、数年後には人生100歳時代と言われ、ますます長寿社会へと移行していくことが予想されます。ご夫婦が元気であれば、このシステムはあまり関係ないと思いますけれども、しかし、今以上に一人暮らしの高齢者が増え続けると、大変重要になってくるとも思います。

そこで、お聞きいたしますけれども、現在、品川区民、高齢者の一人暮らしの世帯数をお知らせください。そして、現在も増え続ける人口の中で、一人暮らしの見通しは今後どのようになっていくとお考えでしょうか。

○大串福祉計画課長 一人暮らし高齢者でございますが、2017年時点の数字になりますけれども、この一人暮らし高齢者としては7,015人になります。今後、やはり高齢者人口が増えていく中においては、一人暮らしの高齢者、こちらもやはり増えていく流れになっていくというふうには考えているところでございます。

○木村委員 7,015人ということで、これからますます増えていくという形になりますから、本当にこの大変な事業になろうかと思っておりますけれども、どうぞこの点、よろしくお願いをしたいと思います。

そして、この活動の中で、支援員の募集を行っていると思っておりますけれども、少子化、少子高齢化がますます進むこの現在、今すぐということではありませんけれども、若い方の力もだんだん活用しづらくなっていくことと予想が出来ますが、現在、募集している人員の確保状況というのはどのようになっているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○大串福祉計画課長 支え愛・ほっとステーションで登録をいただいております地域支援員というボランティアの方になります。こちらの方が、昨年12月末の数字になりますけれども、全13地区であわせて331名の方に地域支援員ということで登録をいただいているところでございます。

○木村委員 これは、その数で十分足りているのかどうかということもお聞かせいただきたいと思っております。

そして、これから少子高齢化社会ですから、老老介護という言葉がありますけれども、そういうことで、これから元気な高齢者が高齢者を見ていく時代が近い将来やってくるかと思っております。そこで、一般社会でも、65歳定年制を70歳へ、75歳へと引き上げることを考えるときですけれども、現在、本当に元気な高齢者というのにもたくさんいらっしゃいます。このように、元気な高齢者の力を再活用すべきと思っておりますけれども、その点におきまして、区の考えを聞かせていただきたいと思っております。

○大串福祉計画課長 地域支援員、今現在331の方が登録をいただいているというところでございます。現状では、こういった支援員、ボランティアのお力をおかりして、例えば、簡易なお手伝いですか、あるいは、居場所づくりといったところで、フリースペースといったものを展開している地区もございまして。そうした中で、この地域支援員の力をかりながらやっているところでございます。

ただ、やはり地域によっては、なかなかそのニーズと、それから、この地域支援員とのバランスといえますか、数、登録数の関係で、まだまだ地域支援員の募集をしたりというところもあるところでございます。

今後、その元気な高齢者といったところでございますが、やはりこれからの地域、こういったものを支えていく中では、元気な高齢者の方にお力をかりながら、地域を活性化していくことが必要なことだ

というふうを考えているところでございます。

○木村委員 その高齢者の力を活用したいということでもありますけれども、次回、募集人員といいますが、そういうものをするときに、さっきから言ったように、高齢者からの力、こういう募集というのを先にやってみてはいかがかなと思いますけれども、そういうのが課題はあるかどうか、先に募集してみるというのもどうでしょうか。

○大串福祉計画課長 募集という形というよりも、例えばこの支え愛・ほっとステーションの地域支援員、多くの方がやはり一定程度ご高齢の方が入っていただいているところでございます。特に、何と申しますか、年齢層を絞った形で募集ということではなくても、やはり自然とこういう年齢層の方がやはりボランティアとしてお力をかしていただいているというのが現状ですし、これからもそういった方のお力はぜひおかりしていきたいというふうに考えているところでございます。

○木村委員 前向きなご検討、ご返答、ありがとうございます。

通院の付き添いや、また、掃除などの家事の手伝い、買い物の手伝いが主な作業である事業ですけれども、1つ目は、高齢者が病院など受診のお手伝い、2つ目は水周りや高いところの掃除や洗濯物、荷物の出し入れ、そして、3つ目、お買い物の代行など、ヘルパーの皆さんにはどれも大変なことですし、特に高齢者は、ヘルパーよりもっとも大変な事業ということになります。そういう点からいまして、やはりこのヘルパーの力というものが大変大きなものだと思います。

そこでお聞きいたしますけれども、この3つのこと以外に、困っていること、急遽お手伝いをするようなことというものはあってもいいのかどうか、お聞かせください。

○大串福祉計画課長 地域支援員にやっていただくお仕事ということで、というか、ご依頼する内容ということでお答えをさせていただきます。

地域支援員、やっていただくのは本当に簡易なお手伝いといったところでございます。委員が言っていたようなものもありますけれども、それ以外にも、例えば季節家電の入れかえですとか、あるいは、粗大ごみを、なかなかご高齢で出すことが難しいという方にかわって出したりとか、そういった本当に簡易なお手伝いといったところで地域支援員の方はやっていただいております。

○木村委員 多少の妥協がきくということですよ。ぜひまたお願いをしたいと思います。

次に、219ページの中ごろにありますけれども、高齢者社会参加促進事業からの質問です。

これは、高齢者の作品、グラウンド・ゴルフ、そして、高齢者輪投げ、そして、シルバーダンス、いきいき健康マージャン、いきいきカラオケ、この6事業のことですけれども、この事業は、人数的には今現在は増え続けているのかどうか、お聞かせをいただきたいと思います。

○宮尾高齢者地域支援課長 社会参加促進支援事業ということで、参加者数の推移についてお尋ねをいただきました。おおむね、もともとこの事業の対象となる高齢者の方の人口が増えているということもありまして、相対的に見ますと、微増傾向にあるというふうに捉えております。

○木村委員 高齢者の中には、もう本当に隠れた才能を持っている方もたくさんいると思うのです。これは本当に例えばですけれども、これはあくまでも例えばですよ。いきいきカラオケなどで高齢者の中から、また、大変おもしろいキャラを持ったりしている方、そして、また、歌のすごく上手な人たちがいて、そういうグループができた場合、注目されてテレビに出たり、また、このCDデビューをするような、まるで夢のようなことが起きることだってあるとも思うのですけれども、そうなれば、今より夢が広がり、区内の高齢者に夢、希望が持てるかもしれませんが、いかがでしょうか、お聞かせください。

○宮尾高齢者地域支援課長　　こういった区のさまざまな取り組みの中で、その事業にご参加をいただいて、そして、その参加された中から、そういうようにいろいろなところに活躍をしていていただいている方が一人でも出ていただければ、これほど私ども、うれしいことはございません。これからも引き続き、こういった事業の充実に努めてまいりたいというふうに思います。

○木村委員　　前向きなご答弁、ありがとうございます。多分、高齢者の方もこの話を聞いたら喜ぶ方がいるかもしれません。ぜひまたアピールをしていただきたいと思います。

そして、ますますこの少子高齢社会へと移行する日本ですけれども、高齢者の生きがいと健康づくり推進のために、地域を基盤とする高齢者の自主的な活動組織である老人クラブ等や、また、都道府県、及び、市町村が行う地域の高齢者の社会参加活動を支援すると紹介されておりますけれども、高齢社会に突入したこの日本、ますますこの先の事業が大変大事になってくると思いますけれども、家に閉じこもらずに、積極的に参加をし、体を動かすことを目的としていると、この事業を解釈をしていいかお聞かせいただきたいと思います。

○宮尾高齢者地域支援課長　　私どものほうでやらせていただいている事業、その大きな目的の一つが、外出を習慣化していただきたいというものでございます。1人ではなく、2人、3人、そして、もっと多くのグループで、そういった目的がベースとして、大きなベースとしてございます。高齢者クラブの皆様方の活動を支援をさせていただいているというのも、そういった大きな考え方のもとにやらせていただいております。

○木村委員　　本当に高齢化社会、ますますこれからもっともっと高齢者が増えていくわけですから、ぜひその点、またお願いをしたいと思います。

そして、いきいき健康マージャンのこの予算が一番高く、200万という高い予算ですけれども、大変この参加数が多いと解釈できると思うのですけれども、今のところ、健康マージャンに対する区民の関心度というものの、それをお聞かせいただきたいと思います。

○宮尾高齢者地域支援課長　　いきいき健康マージャンに関するお尋ねをいただきました。委員ご指摘のとおり、参加者の方、例えば29年度でいいますと、2万1,950人と、年間、大変多くの方にご参加をいただいております。多くの感心をお寄せいただいているところでございます。

これから、31年度に向けても、こうしたことも踏まえまして、コースも1つ、1コースではございますが、増やさせていただこうというふうに考えてございます。今後も事業者と連携を図りながら、充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

○木村委員　　時間がありませんけれども、すみません、この健康マージャン、あくまでも健康マージャンでありますけれども、陰でお金をかけてやっているようなことというのは事例があるかどうか、お聞かせください。

○宮尾高齢者地域支援課長　　こちらはあくまでも大前提としてかけない、飲まない、吸わないということをもっとにやらせていただいておりますので、そういったことはないというふうに認識しております。

○たけうち委員長　　次に、のだて委員。

○のだて委員　　245ページの南ゆたか保育園の改築、221ページの高齢者住宅運営費について伺います。

区立南ゆたか保育園は、改築に向け、8月から工事予定ということですが、この間、説明会などが行われています。そういった中で、園庭がなくなるというお話を伺いました。建て直した後、園庭

はあるのか、ある場合は、面積と現在の園庭の面積を伺います。あわせて、建替え後、プールがあるのかも伺います。また、建て直しに当たり、子どもや保護者、職員、周辺住民への説明はいつ行ってきたのか、図面が示されたのはいつなのか伺います。

○吉田保育施設調整担当課長 南ゆたか保育園に関する質問です。

建替えにつきまして、園庭でございますけれども、現在の取り壊す前の園庭は、図面上、231平方メートルございます。建替え後は約63平方メートルになる予定でございます。今回減った理由としましては、道路に接しておりますので、そこで1.5メートルほどセットバックするような形になるところが約50平米ぐらい減ってしまうのと、保育園の建替え、今建っている保育園は50年ほどたっております。当時の基準で建てたものでございまして、現在の施設の基準で建てますと、例えば廊下を広くしなければならないだとか、だれでもトイレ、この辺の整備とかございますものですから、現在と同等なものを建てるには、ちょっと建物自体が大きくなるような形になります。そのため、土地は一定の面積でございますので、園庭のほうは減ってしまった次第でございます。

説明会につきましては、昨年12月14日、旧杜松小学校のほうで説明会のほうは実施しております。近隣の参加者は18名参加しております。図面についても、その日に来た方に対してお示ししているところでございます。

プールにつきましては、建替え後も、プールは園庭のほうにございます。

○のだて委員 すみません、説明会のほうなのですが、この保護者や職員、周辺住民、それぞれいつ行われたのかということをお聞きしましたので、そこをお答えいただければと思います。

○吉田保育施設調整担当課長 保護者につきましては、建替えの説明は29年5月に行っております。それから、地元への説明につきましては、先ほど申し上げました30年の12月14日に実施しております。職員への説明も、保護者の説明と同時にやっております。

○のだて委員 図面が示されたのも同じ日だということでしょうか。

○吉田保育施設調整担当課長 実施設計の図面を地元に示したのは12月14日でございます。

○のだて委員 この図面が12月14日に示されたということで、この園庭がなくなるという話が寄せられているわけですが、63平米になるということで、こういったやはり驚きの声寄せられるというのは、利用者に、計画段階からしっかり説明して、一緒に考えていくという姿勢がないために、こういった思惑が広がっているというふうに思います。

南ゆたか保育園には、親しまれている桜の木があります。この木が切られるというのは悲しいという声も上がっておりますけれども、この桜の木はどうなるのか、残すべきではないかと思いますが、伺います。

また、こういったことを含め、計画段階から、利用者の意見を聞いて反映させるように求めますが、いかがでしょうか。

そして、園庭のほうは、先ほどのご説明だと、4分の1ぐらいになってしまうということになりますけれども、区立保育園にもかかわらず、園庭が4分の1に狭まってしまうということは看過できません。園庭で子供たちは楽しく遊んでいます。園舎からすぐに遊びに出られて、思いっきり体を動かし、自然に触れることができます。毎日のように、ドッジボールをしていて、よい思い出になった、夏祭りに盆踊りをしたというお話を伺いました。こうした多彩な保育活動も、この園庭が4分の1に狭められてしまったら、できなくなってしまうと思いますが、いかがでしょうか。園庭を狭めるべきではないと思いますが、伺います。

○吉田保育施設調整担当課長 3点のご質問かと思えます。

地元と調整しないで進めたわけではございません。もともと、保育園の場合は定員というのがございます。こちら、減らすわけにはいかない、同等の規模の施設をつくるとなると、現在つくると、50年前の基準とは異なりまして、この程度の規模の施設になるという形になります。定員は変わらず107名になっております。

それから、桜の木でございますけど、これは先日、地元の町会長ともお話しした話でございますけれども、実は、この桜、大変大きい桜でございます。横に15メートル、縦には9メートルほどある桜です。これをどこかに移設するかとなると、根っこ自体が大体4メートルぐらいあるというふうに伺っております。このまま、ちょうど真ん中にあるので、工事をするにも、申しわけないですが、動かさないと工事もできない。それから、動かすにも、これはほかに、4メートルほどの根っこがあると、園内でほかの場所に動かすこともちょっとできないということで、今回は、残念ながら、桜の木については伐採をいたします。

ただし、保育園、桜というのは、卒園、入園の、今どちらかという、卒園のシーズンに咲いてしまいますけれども、大事なものでございます。また、今後、50年間以上、この建物を使うことになると思いますので、また新しい桜を埋めた形で、今後のまた保育園と一緒に育てていただければと、それをまた地域でも楽しんでいただければと思っております。

○のだて委員 多彩なこの保育活動ができなくなるのではないかということもお聞きしたので、お答えいただければと思えます。

それと、桜の木は、ぜひ、住民の声も聞いて、思いを受けとめる形で、何かできるようにぜひしていただきたいと思えます。

また、定員が減らせないので、ほかに方法がないというようなお話でしたけれども、区の新たな人口統計で、年少人口は増え続けて、2036年がピークですので、保育需要は高まるばかりだと思います。区は園庭が必要だと認識していると答弁を、この間、ありますので、それならば、園庭のある認可保育園を造設していくことこそ必要だと思いますが、いかがでしょうか。

また、今後、南ゆたか保育園のように改築する区立園は園庭が削られてしまうのか、伺います。

また、今後、改築が必要な区立園は何園あるのか、伺います。

○吉田保育施設調整担当課長 今後、改築する予定の保育園は、例えば八潮北、西などの固定された枠組みの中のものを取りかえるものを除きまして、建替える施設につきましては、全て園庭が狭くなる形になります。狭くなるという内容は、先ほどご説明した内容でありますけれども、大体今、建てかえを始めている施設につきましては、50年程度たっているものなのですけれども、50年前のもの、今のその基準値、そちらを比較しますと、広げなければならないところが多くなりまして、その分、同じ土地の中では、建物が膨らみ、そのため、園庭が狭くなる、こういった形になると思えます。

それから、今後の建替えの予定でございますけれども、東大井保育園、大井保育園とを予定しております。

○たけうち委員長 次に、あくつ委員。

○あくつ委員 235ページ、ネウボラネットワーク事業、215ページ、認知症高齢者支援事業、243ページ、子どもの未来応援事業、時間があれば、213ページ、高齢者お祝い事業について、質問していきたいと思えます。

まず、ネウボラネットワーク事業に、午前中、石田秀男委員から、子育て世代の居場所の話が、先ほ

どつる委員からもありましたけれども、私も先日、同じようなご相談を受けたばかりで、そのニーズがすごく高まっているなというのを感じています。そのことも課長にもご相談したのですが、いわゆる児童センターに行けないお母様たちも結構いらっしゃるんですね。

そういう中で、例えば産後鬱のお母さんであって、それが少し解消してきて、軽快をしてきて、行きたいとなったときに、やはり何か児童センターは行けないと言うのですよね。児童センターは児童センターで大変すばらしい取り組みだと思えますし、それなりのそういう役割を果たしていると思うのですが、そういう中で、先ほど、石田秀男委員からは、スナック型というお話があって、つる委員からは、カフェという形があって、どういう形がいいのか。先ほど23区を調べられて、余りそういうのがないというお話があったのですが、当然、民間なのかと思うのですが、やはりここに関しては、この前の子育てメッセでも、たしかこういう話題も結構出たというふうにはいろいろ聞いています。これは、児童センターを用意しているから、必要ないのだという認識はないと思いますけれども、やはりこういうものが必要だと、時代が変わってきていて、やはり、天岩戸ではないですけど、行きたくなるような場所、少なくとも出入りが自由であって、何かを強制されない、講座とかそういうものではなくて、出入りが自由で、そういう場所というのが今もう求められているのではないのかなというところで、いくつか民間でもできているということは私も聞いています。南大井とか、先ほどつる委員とかもあると言っていましたけど、北品川にもありますけど、そういうものがあるのかどうかも含めて、空き家というお話もありましたけれども、これはぜひ、所管課として研究を、というよりも、検討をぜひ進めていただきたいと思います。支援のあり方も含めて、いかがでしょうか。

○高山子ども育成課長 品川区には25の児童センターがありまして、これは本当に品川の児童福祉の大切な文化だというふう考えております。また、それに行きづらいというふうなお話を伺っていますと、改めてこの児童センターのあり方といいますか、職員の受け入れ体制について、もう少し我々としても努力しなければいけないのかなというふうな思いもちょっとかられるところではあります。

ただ、午前中からの質疑もございましたように、時代が変わり、今は傾向も変わる中で、新しい居場所のあり方ということでご提案をいただいておりますので、これまでの児童センターのような、これも自由に出入りができるのですけれども、それ以外の何か求めといいますかニーズというものをやはり我々としてもしっかりと把握して検討すべき段階になっているのではないかとこのように認識しているところでございます。

○あくつ委員 児童センターのあり方を見直してくださいと言っているわけではありません。それはわかっている、課長もご答弁されていると思うのですが、新しい形のもの、先ほど23区、ないとおっしゃっていました。多分ないのだと思います。

ですから、どういうふうなことを構築していけばいいのかということをしつかり耳を傾けていただいて、構築していただきたい。今日はこれぐらいにしておきたいと思います。

認知症高齢者支援事業で、認知症のことで、先ほど午前中、芹澤委員から、私も聞こうと思っていたことの確認がありました。推定の認知症の患者が1万1,000人弱、そして、品川くるみ高齢者見守りアイテムの登録者が222名、GPSについては22名が登録をされているということなのですが、先ほど、その徘徊、徘徊という言葉も今あまり使わないようにということになってきていますけれども、いわゆるそういうリスクについても説明がありました。

例えば、葛飾区では、昨年1年間で、徘徊中と見られるお年寄りの保護された方が744人いらっしゃったそうですが、品川区でこういうデータをとられているのか、当然、警察が絡んでくると思うの

ですけれども、そういう人数がどれぐらい発生しているのかを教えてください。

○寺嶋高齢者福祉課長 品川区のほうで把握している数字としましては、アイテムによる通報、それから、GPSによる発見といった、こういった数字のみを把握しておりますので、数としては、毎年1桁台という数になっておりますが、実際には、近隣の方が見つけてすぐにご自宅まで届けていただいたとか、こういうケースはおそらく相当な数に上っているであろうと思いますが、数字としてお答えできるのは以上のとおりでございます。

○あくつ委員 先ほど、芹澤委員のほうから、その徘徊のリスクというところで、まず、ご自身の命と安全が脅かされるということと、愛知県でも、何年か前にありましたけれども、鉄道の施設に入ってしまう、駅に入ってしまった、鉄道の運行をとめてしまった、その方自身ははねられてお亡くなりになってしまったのですが、家族が多額の損害賠償を請求されるということで、結構社会問題になったことがありました。

このリスクにどう備えるのかというところで、この来年度予算で、23区のうち、たまたまなのでしょうけど、葛飾区と中野区が保険制度を導入しました。公費で一定の認知症のそういう徘徊のリスクのある方のリスクをカバーをしようという保険に加入をするということを発表しています。ほかの自治体で、例えば神奈川県の大和市とか、幾つかのところでも既にそういう加入をしているというところがあるのですけれども、都内ではこの2区が初だということなのではあるけれども、こういうことも公費を投入をして備えていくということも、認知症になっても、安心をして町の中を歩けるということから、やはり必要になってくるのではないかと思いますので、その辺についての見解を伺いたいと思います。

○寺嶋高齢者福祉課長 保険に関しましては、我々のほうも、情報収集、研究等を既に進めておまして、大変興味のある内容だというふうに認識しております。

今の段階で、まだ情報収集、研究といった段階ではありますので、確定的なことは申し上げられませんが、今考えているポイントといたしましては主に大きく2つございまして、1つは、保険に加入するという安心感はあるのですけれども、区としましては、これまで進めてきた認知症の施策、これとのいわゆる結びつき、組み合わせというのですか、例えばアイテムをご利用していただいて、保険に入るとか、それから、あと、例えば定期的な受診をしてもらうというのもあるかと思えます。こういったものと、区が今までやってきた施策と、それから、その保険がどういうふうによくマッチングできるのかといったことを視野に入れて、今、情報収集をしているということ、これが1点です。

もう一点としましては、実は、最近、個人で入れる認知症関連の保険もかなり増えておまして、最近では、テレビコマーシャルでたしか流されているといった、実際に見ております。こういったことから、金額のほうがこれからだんだん安価になっていく保険も出てくると思いますので、こういったあたりも情報収集しながら、考えていきたいと思えます。

○あくつ委員 1点目のところが、まさにその葛飾区が対応していて、先ほど人数をご確認したのですが、品川区の場合は、登録者が222人いるということなのですが、葛飾の場合には、全く同じような事業、いわゆるおでかけあんしん事業という登録番号などを記載したシールを張る。これは品川区も同じことをくるみプランの中でやっておりますが、これが244人、登録をされているということで、この対象者をいわゆる想定をして保険に入ることが決まっているそうなので、ここは一つマッチングするのではないのかなという、2点目については当然検討の余地はあると思うのですけれども、ぜひ前向きに進めていただきたいと思えます。

続きまして、歳入に引き続いて、しあわせ食卓事業について、ちょっとできなかった分をお伺いした

いと思います。

ガバメントクラウドファンディングというところでお伺いをしました。今回、プレス発表では、期間終了型で3カ月間という期限が設定をされています。そして、目標額が300万円となっていますけれども、これはいつから3カ月間を想定をしていて、この金額ですね。何で3カ月で300万円なのかという理由。

そして、今回この事業費で、目標額が300万円なのですが、集める金額は300万円、事業費として209万円を計上されています。このことについてのこの説明というか、整合性というか、意義というか、そこについて伺いたい。

まとめて質問してしまいますが、今回、私どももこの事業については、ぜひ実現をとということで求めてまいったのですが、この3カ月で全て終了ということなのか、それとも、このクラウドファンディングについては、どういうふうな継続性を持たせていくのか、お伺いをしたいと思います。

○廣田子ども家庭支援課長 クラウドファンディングの期間についてですけれども、ふるさと納税という形をとりますので、税のことを意識し始める12月までということを考えて、これ、ふるさとチョイスを使いますので、期間終了型というほうをとりますので、おおむね3カ月ということなので、9月から12月という形で、集まりやすいであろう時期を設定しております。

300万という金額なのですが、子ども食堂に関して、基金を昨年からはじめていて、現在、2年間で400万超集まっているのですが、区、社協が出したお金を除くと、200万ぐらい集まっています、まず、200万以上を目指そうということと、さらに、ふるさとチョイス等の方のアドバイスで、サポーターというか、支援者が1人いれば、1人当たり2万円の計算ということであったので、2万円ですと、200万プラス100万ということであれば、そのぐらいのサポーターを集めるように頑張ろうということで、300万、これ、期間終了型ですので、金額を300万と設定しても、金額が超えても継続はできますので、300万を超えるぐらいのサポーターを集めようということで、300万という設定をしております。

事業費が200万というふうになっているのですが、ふるさとチョイス、クラウドファンディングをするに当たって、大きな目的の一つに、事業を区民の方、区外の方に知っていただくということなので、周知をするために、動画を作成しようと思っております、子ども食堂についての動画を今年度に、PR動画を4分ほどつくったのですが、大変評判がいいので、この先に始めようと思っている事業について、知っていただくための動画ということで、これだけに使うわけではなくて、今後も使えるもので、作成に100万近くかかってしまうので、これは今後も使うものというところで投資という形で100万を考えています。

その他、ふるさと納税につきましては、クレジットになってしまうので、高齢の方はお金を入れにくいだろうということで、PRをして紙ベースの振り込み用紙がついた、そういうものを印刷するであるとか、おおむねPRに使うお金で、200万ほどかけます。ただ、ふるさとチョイスにお金を払うのは、10%ということなので、最低でも10万必要ということなので、そちらにかかるわけではないので、あくまでも事業を知っていただくためのお金というところで使うというふうに考えています。

今後の展開なのですが、子ども食堂の支援については軌道に乗ってきたところですが、今後、食の支援の展開について、フードバンクとタイアップしてやる事業は本当に小さい事業ですので、今後、子供の居場所であったり、食の支援をするための拠点であったりとか、新たな展開を進めていきたいと思っているので、今年度やるのはフェーズ1ということで、次年度以降に向けてもさらに進めていくよ

うな形で、今回、うまくいけばですけども、進められたらいいなという展望を持ちながらやっております。

○あくつ委員 ご丁寧な説明ありがとうございます。動画も含めて、また、この前も申し上げましたが、ふるさとチョイス、さまざまなメニューが載っております。その中で埋没することなく、品川区らしく、これが展開をして、うまくいくことを心より祈っております、期待をしております。

最後に、高齢者お祝い事業、長寿祝い品のところで、今までは80歳から祝い品というものが配られていましたけれども、今、ホームページを見ると、全部消えていて、今後の展開については平成31年3月下旬に掲載予定ですとなっています。全国的にこのいわゆる祝い金を廃止とか、削減とかという方向で報道もあるのですが、品川区に関して、これがどういう方向性なのか、お聞きしたい。

○大串福祉計画課長 元気で長く健康で長生きしていただきたいと、また、長生きをしていただいたところに対して敬意をあらわすということで記念品、これをお配りをしているところでございます。

今般、80歳の方に対して、これまで3,000円の記念品を区のほうでお渡しをしていたのですが、これについては、平均寿命も80歳を超えてもう数年たっているといったところで、このいわゆる傘寿といったところについては廃止をさせていただき、それ以降の米寿、卒寿、88歳、90歳については、2,000円ずつお配りをさせていただきたいと、このように考えているところでございます。

○あくつ委員 何でこんな質問を唐突にしたかということ、問い合わせがあつて、区のほうに問い合わせをした80歳になったばかりの方が、どうなるかわからないというご回答をいただいたので、私も確認させてもらったのですが、この方、80歳になったばかりなのですよ。9月15日が基準日なので、9月14日になった方はもらっているのです。9月16日になった方はまだもらってないです。この方の救済を何とかお願いできないかということで、お願いしたいと思うのですが、いかがですか。

○大串福祉計画課長 経過措置といったところですが、その辺、いつの時点をとっても、どうしてもやはり公平、不公平、この日までだったら、もらえたのにとお声がどうしても上がってきってしまう。こういったところでは、今回、廃止という形をとらせていただきたいと思います。

○たけうち委員長 次に、鈴木博委員。

○鈴木（博）委員 本日は、ページ235、子育て支援事業から、しながわネウボラネットワーク事業と、ページ251、各種児童保育委託から、病児保育について、お尋ねいたします。

まず、品川区の子育て支援事業についてお伺いいたします。昨年12月8日に成育基本法が参議院本会議で可決成立しました。まず、この成育基本法について区のご理解をお示してください。

○高山子ども育成課長 成育基本法についての区の理解という点でございます。成育基本法につきましては、出生にはじまりまして、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期を経て、大人になるまでの成育過程の中で、医療、保険、教育、福祉が連携して切れ目なく支援を行うということで、成育過程にある人の心身の健やかな成長を図るとともに、実際、子供を産み育てられる環境を整備していくということを目的とするというふうに向っております。

昨年、国会で成立いたしましたので、12月に公布をされていると伺っております。公布日から1年を超えない範囲内で政令で定める施行ということとなっておりますと、今後なのですけれども、成育医療等基本方針でありますとか、あるいは、厚生労働省において、成育医療等協議会などを設置というふうに向っておりますので、こうした中で、この法の趣旨などをより具体化されていくものと考えております。

す。

いずれにいたしましても、そういった切れ目のない支援というところがこの法律の目指すところというふうに捉えているところでございます。

○鈴木（博）委員 成育基本法は正式名称を「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」といい、自民党の自見はなこ参議院議員、羽生田たかし参議院議員を中心に、超党派の議員連盟の活動で、全会一致成立した法律です。

この法律は、成育という妊娠期から出産、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期を経て成人となり、さらにみずからが子供を産み育てる世代になっていく過程を一つのサイクルとして捉え、医療を中心としたさまざまな支援と切れ目のない支援体制を構築する理念法です。すなわち、全ての妊婦、子供に、妊娠期から成人期まで切れ目のない支援体制を保証し、子供を産みたいと思う人がどの地域に住んでいても、安心して出産でき、子供を健やかに育てられる社会を提供することを目指しています。まさにネウボラの理念そのままの法律です。

この基本法は、母子保健法、児童福祉法などに分かれている子供に関する法律を統合する法律で、日本医師会、乳幼児保健検討委員会が平成16年、小児保健法の仮称で検討を始めて以来、多くの小児科医、産婦人科医の20年に近い努力と働きかけの結果、ようやく成立したものです。

この法律の成立を願ってきた小児科医の一人として、成育基本法の成立を心から歓迎するとともに、品川区における切れ目のない妊娠、子育て支援が、この基本法の成立をばねに、さらに飛躍的に進むことを期待したいと思っています。

子供と家族を継続的に支援しているネウボラの本家フィンランドでは、千葉県野田市の事例のような痛ましい子供の虐待死はほとんど起こりません。その理由は、妊娠から出産、育児に対して、ネウボラというワンストップの出産子育て支援センターが約800カ所、フィンランド全土に整備され、妊婦をはじめ、家族全員がネウボラ相談員に、心身だけではなく、経済など生活の包括ケアを受けており、転居先や学校にもネウボラはつながり、家族全員を切れ目なく支援しているからです。

2016年、フィンランドの国立研究所でネウボラを担当している方が来日し、日本で講演した際、妊娠初期から就学前にかけての時期のどこかで、どの家庭でも、何らかの問題やつまずきが起こるといふ想定のもと、継続的にモニターすることが大切。また、全員に定期的に、直接会わないで、どうやってハイリスクの家庭を見つけることができるのかと話されたといひます。

我が国の子育て世代包括支援センターは、自治体にその活動の裁量が任されており、自治体の係もさまざまに分かれているようです。また、実際の子育て支援も、ハイリスク家族へのかかわりが主で、フィンランドのネウボラのようなポピュレーションアプローチがなされておひません。頻発する学童、児童虐待に対する最も有効な処方箋は、1人の相談員による家族全体に対する温かい、そして、強力な切れ目のない支援と、必要な場合は、時期を逸せず、迅速に関係機関につなぐことだと考えます。

成育基本法は、これから具体的な施策の検討が、今、課長がお話になったように、進められていくと思いますが、品川区で現在行われている切れ目のない子育て支援事業にどのように生かしていこうとしているのか、現在の区のお考えを一言お聞かせください。

○高山子ども育成課長 委員ご紹介のように、児童の虐待の早期発見、早期対応、そういうのがもちろん重要なことであるのですが、その予防の観点ということで、発生予防というのが大変重要となつてまいると考えております。区がこれまで行ってまいりました切れ目のない子育て支援施策のさらなる充

実、具体的には、しながわ子育てネウボラネットワーク事業といったところで、さまざま施策のさらなる充実と、それから、あと、基礎的自治体である区におきましては、やはり民生・児童委員をはじめといたします地域のケアといえますか、地域の見守りも大変重要となっております。行政、それから、地域ともども、こういった痛ましい事件が起こらないように、発生予防の観点から力を入れてまいりたいと思います。

○鈴木（博）委員 期待しております。

次に、病児保育についてお尋ねいたします。2019年4月に、中延、上大崎に新しく病児保育所が2カ所開設し、品川区の病児保育所は計4カ所になります。現在の病児保育所の整備の状況、2018年度の利用の実績についてご説明をいただきたいと思います。

○佐藤保育課長 病児保育に係わるご質問をいただきました。

まず、1点目の整備の状況でございますが、今年度の4月時点では、従前から開設している武蔵小山の1カ所だけでしたが、今年度については、補正予算をいただきまして、11月に南大井、3月に上大崎と2施設を開設しました。また、来月から荏原医師会の隣の保育園に併設した病児保育室を開設し、区内には4カ所となります。

あと、実績でございますが、2月末までの状況で、武蔵小山のサンタハウスこどもクリニックが約1,000件で、利用率が50%ぐらいですね。南大井のおおしまこどもクリニックは、11月からの4カ月間で約200件ですので、利用率は大体30%ぐらいというところでございます。

○鈴木（博）委員 まだ十分ではありませんが、各地区に病児保育所が点在し、利用希望者が病児保育を利用できる体制が整ってきたことを高く評価したいと思います。

現在の病児保育に対する区の評価、もしもあるのならば、利用者の評価についても一言ご報告をお願いしたいと思います。また、今後の病児保育所の増設計画、その見通しについてご説明をいただきたい。

○佐藤保育課長 利用者の評価に関してでございますが、施設のほうは4施設できました。区境ではあるのですけれども、一定地域の品川区内のバランスはとれているという評価を、子ども・子育て会議の委員からいただいております。

一方、子ども・子育て計画の関係のアンケートだと、なかなかやはり病児保育の事業の周知があまり進んでないなという印象を持っていますので、今後はその辺にも力を入れていきたいと考えております。

今後の増設計画でございますが、一応、計画上の数値は達成したのですけれども、今後も増える見込みがあると思っておりますので、また、地域バランスを考えて適切に、増設に向けて頑張っていきたいと思っております。

○鈴木（博）委員 病児保育の全区展開が行われ、最低限の数の充足は達成されそうな今、さらなる増設のご努力とともに、次は、各病児保育所の質の向上を目指す施策が必要と考えます。

まず、感染症児の扱いです。現在、多くの病児保育所がインフルエンザ患者を預かっておりません。しかし、インフルエンザ感染症は飛沫感染であり、麻しんや風疹、水痘と異なり、2メートル以上離れば、感染することはありません。特に学級閉鎖や、登園自粛が頻発するインフルエンザの流行期には、インフルエンザ感染症児を預かる病児保育施設があってもよいと考えます。

施設のスケールが大きく、隔離機能が十分な病児保育施設には、インフルエンザ感染症を預かる施設として機能させることも検討すべきと考えます。すなわち、医療機関併設型と保育所併設型の病児保育所を、預かり人数だけでなく、預かる疾患の役割分担をすることも検討すべきと思われます。

また、都内全ての病児保育施設には、最低限の安全の担保として、全国病児保育協議会に加盟し、全

国の病児保育事業総合保険に加入することを義務づけるべきだと考えますが、区のお考えはいかがでしょうか。

○佐藤保育課長 病児保育の質の確保等々のご質問だと思います。

まず、インフルエンザ等の感染症の児童の保育でございますが、私も病児保育の先進自治体に行きましたら、丈夫なパーティションで保育室を区切りまして、定員分の児童を全て隔離する機能を持っている施設もございました。国のほうが整備の補助金等も拡充するというような動きもありますので、そういったものを利用して、今後さらに質の確保に向けて努力していきたいと思います。

次に、役割分担の関係ですが、荏原医師会の隣地に設置するのは保育所併設型で、医師が常駐しておりません。ですので、軽症なお子さんをお預かりする病児保育施設になると思います。一方、3施設に關しましては医師が常駐する医療機関併設型ですので、一定役割分担のほうを、また、各施設の方々と話をしていきたいと思います。

次に委員ご紹介の全国病児保育協議会ですが、こちらに關しましても、先進自治体を視察する中で、私のほうも状況を知りました。定期的に研修や講演会を行い、また、機関紙の発行などをしております。また、病児保育の児童を管理するシステムを提供するというのも聞いておりますので、これに關しても、既にやっている事業者のほうに働きかけてまいりたいと思っています。

○鈴木（博）委員 今回、保育所併設型、今お話が出た保育所併設型に医師会が關与する病児保育所が開設されました。東京都23区では、練馬区、大田区に医師会が關与する病児保育所が存在していません。個人立の診療所に併設される医療併設型に比べて、広域団体である医師会が關与する病児保育所は、マンパワーも組織の継続性も担保されるものと考えます。

川崎市では、病児保育のニーズが高まり、2013年に市内7つの行政区の全てに病児・病後児保育所を整備することにしました。そして、川崎市は、川崎市医師会等の一般社団法人川崎市医師会事業協会を立ち上げ、病児保育の運営を担うスキームをつくり、定員12名で比較的大規模な公立、民営病児保育を7区全てに次々と開設しています。

品川区も、荏原医師会の協力で病児保育室を立ち上げましたが、医師会との協力については、今後どのようにお考えなのでしょう。

○佐藤保育課長 中延に今回整備いたしました保育所併設型の病児保育施設は、荏原医師会の多大な協力があつたから実現できたと認識をしております。夏前から、月に1回以上、事務レベルでは週に1回以上、多いときは打合せをさせていただきましたので、非常に感謝をしております。

医師の往診等々、今後、医師の協力は不可欠な状況も、保育所併設型になりますので、今回、我々のほうでも施設やノウハウを生かしつつ、また、保育所併設型の病児施設を建てる場合には、医師会のほうにもご協力を願いたいと思います。

○鈴木（博）委員 病児保育は、1966年に、世田谷区に保育園内に共済会方式で、1969年に大阪枚方市に医療機関併設型の地域センター方式で開設されたのが嚆矢です。2000年ごろから、乳幼児健康支援一時預かり医療として、保育園児を対象とした母親の就労支援のための市町村補助事業となりました。それから、2015年に施行された厚生労働省の子ども・子育て支援法により、病児保育事業が就労支援よりも、子供の健やかな成長のための保育と環境の提供と位置づけを変えました。

先に述べた育成基本法の成立により、病児保育事業は、子育てに関する社会環境の整備の筆頭に位置づけられ、今後ますます子育て支援事業として推進されていくものと思われま。

品川区の病児保育の位置づけに關しての現在の品川区のご見解を伺います。

○佐藤保育課長 病児保育を子育て支援として考える件でございますが、区としては、病気のときはご家庭で見ていただくことを基本と考えておりましたが、先ほどご紹介のありました成育基本法、また、子ども・子育て支援事業計画については、もう既に子育て支援事業に位置づけられておりますので、より積極的な支援に取り組んでいきたいと考えております。

○鈴木（博）委員 品川区の病児保育の今後の事業展開に当たり、幾つか区にお考えを伺います。

まず、品川区の保育所には他区の区民も通園されています。このような他区の区民が、現在は病児保育の対象外にされておりますが、このような園児にも病児保育の利用に門戸を開くべきと考えますか。区のお考えはいかがでしょうか。

○佐藤保育課長 4施設あるうちの3施設は区境というところでございますが、そういった関係もありまして、他区からの利用のご要望の声も届いております。また、都の補助金上は、都民であれば補助金をもらえるという要綱になっておりますので、区民とちょっと区民ではない方と利用料はある程度差をつけて、受け入れのほうはやっていきたいかなというふうに考えているところであります。

○鈴木（博）委員 病児保育は、親の就労支援という保護者の視点からだけではなく、病気の子供が、医師、看護師、保育士などの専門家集団によって、病気であるがゆえに、より十分に安静と療養ができる環境を保障するという動きです。もちろん保護者が子供の病気のときに、看護休暇をとれるような社会的な整備も並行して推し進めなければなりません。

さらに、病児保育が、品川区で発展することを希望して、質問を終わります。

○たけうち委員長 次に、石田ちひろ委員。

○石田（ち）委員 私からは、222ページの障害者福祉費から、障害児者の施設設備について伺いたいと思います。

まず、この間伺ってきた入所施設、グループホームで、区外に入所されている方が164人いるということでした。先日の補正予算のときに、区内のグループホーム利用者を伺ったとき、98人とおっしゃって、そうすると、グループホームを利用する区民は、それをあわせた数、262人でいいのかという確認、あと、就労Bも同様に、区外が83人、区内が285人という答弁で、あわせて、就労Bを使用する、利用する区民は368人でいいのか、確認をお願いします。

あと、そのほか、放課後等デイサービスと児童発達支援について伺いたいのですが、この区内の利用者が何人で、区外の利用者は何人か、それぞれ伺います。

○松山障害者福祉課長 合計、確かにご指摘のとおりでございます。

続きまして、放課後等デイ、児童発達支援についての区内、区外の人数という、についてのご質問でございますが障害のあるお子様につきましては、保護者の方が、自分のお子さんにどういう療育を受けさせたいかということなど、さまざまな観点から、区内外を問わず、選択肢というのが現状です。また、区内、区外、両方とも重複してご利用いただいている方もいらっしゃるということなので、正確な人数というのはちょっと難しいところです。

○石田（ち）委員 もともと、デイサービスだと、この区内のほうは、第1期の品川区障害児福祉計画からすると、品川区内の施設は定員109人分あると。しかし、その利用見込みのところでは、350人とかが見込まれていたかと思うのですが、そうすると、やはり区内では足りないのではないかなというふうな思いがしています。

さらに、放課後等デイサービスは、先日の厚生委員会でも報告がありましたけれども、品川区障害児通所給付費等の支給決定基準の見直しの中の中で、児童発達支援の一部と放課後等デイサービスの支給

について、1月の基本となる支給回数を月10日としていたものを、1月1人当たりの原則上限日数を各月の日数から8日を控除した日数とするということで、国の基準と同様にされた。ですので、月最大で23日利用できるということで支給基準が変わったと思うのです。

ここに関しては、すぐくお母さんたちから求められていた声でしたので、ここが10日になっていたことで、月10日になっていたことで本当に制限されて、10日しか利用できないということを改善してほしいという声はずっと寄せられていましたので、大変喜ばれまして、涙を流して喜ぶお母さんもいらっしゃいました。

障害者福祉課も、本当に大変いろいろご苦労されている中で、こうした改善をしていただいで、私たちもうれしく思っていますし、評価もしていきたいなと思っているのですが、そうしてくると、やはり放課後等デイサービスの利用が増えると思うのです。需要が増えれば、供給も増やしていかないとけないのではないかなと思うのです。

放課後等デイサービスは、先ほどもこの計画から見ても、区内、今、足りていない状況なのではないかと思えますし、これを需要と供給のところで、その支給基準も変わったところで、どのようにこの需要を予測しているのか、そして、どうしていこうと考えているかということ伺います。

○松山障害者福祉課長 放課後等デイサービス等の事業所が足りないのではないかと、そういうご指摘についてのご質問にお答えします。

今後の事業所の開設につきましては、今、民間からお話をかなりいただいております。4月開設が1カ所、6月ごろの開設が2カ所ということで、こちらのほうはかなり明確な事業所かと思っております。未定けれども、事業所をつくりたいですというご相談もいただいておりますので、民間が、区のほうで何か助成をしなくても、民間のほうで参入してくる状況でございます。

○石田（ち）委員 4月に1カ所、6月に2カ所ということで、区内でも増えていくと。それで、やはり設置基準が29年度に厳格化されたのです。なので、そういったところでも、スタッフの専門性なども義務づけられたりする中で、こうした事業所が運営、そして、事業を展開していくに当たっては、なかなか難しい状況もあるのかなと思うのですけれども、しかしながら、この放課後等デイサービスというのは、子供の放課後の療育の大事な場です。国のガイドラインでも、放課後等デイサービスの基本的役割として、子供の最善の利益の保障、そして、共生社会の実現に向けた後方支援、そして、保護者支援ということで、3つの役割を上げています。

この子供の最善の利益の保障のところでは、支援を必要とする障害のある子供に対して、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通じて、個々の子供の状況に応じた発達支援を行うことにより、子供の最善の利益の保障と健全な育成を図るものであると書かれています。

そして、この保護者の支援のところでも、子育ての悩みを相談する場、また、子供の育ちを支える家庭内での養育に力をつけられるようにする支援、また、保護者の時間を確保するために、ケアを一時的に代行する支援を行うことによって、保護者の支援を図り、これらの支援によって保護者が子供に向き合うゆとりと自信を回復することも、子供の発達に好ましい影響を及ぼすものと期待されるということで、本当に子供にとっても、親にとっても大事な支援施設です。だからこそ、質のよさも求められる施設です。

厚生委員会の質疑の中でも、放課後等デイサービスの近隣区との事業所連絡会が開かれると。そして、昨年、1回目が開かれたということですが、課長からも、放課後等デイサービスについて、国のほうからも、この放課後等デイサービスの質について、課題が示されているということで、区としても、

放課後等デイサービスは数が増えるだけではなくて、きちんと質の担保も図っていくというのが目的となっているということで説明がされました。

ですので、まず、この近隣区というのがどこなのかを伺いたいのと、あと、この質の確保というところでは、大田区では、放課後等デイサービスが34カ所、多くあるということで、質の確保や点検のために、第三者評価受審状況や、体制整備チェックリストの提出などが事業所に求められているということです。

区としては、この質の確保をどのようにしていこうと考えているのか、伺いたいと思います。

○松山障害者福祉課長 放課後等デイサービスの連絡会でございますけれども、今年度2回目を開催しております。国の情報を皆で共有し、また、あと、福祉カレッジの子供支援研修が3月の20日と21日で予定をしておりますので、そちらのほうにぜひ参加していただくよう、事業者にも案内をしております。

ちなみに、近隣区につきましては、大田、目黒、世田谷等々ございますので、城南ブロックというところでご理解いただければと思います。

質の確保ということにつきましては、国の通知等の情報共有を図り、また、福祉カレッジ、あるいは、研修など、区が支援できるものをご案内し、参加していただいて、全体でスキルアップ、質の向上を図ってまいります。

○たけうち委員長 次に、高橋しんじ委員。

○高橋（し）委員 245ページ、区立保育園費の中の特別支援保育、区立保育園の特別支援、巡回相談などに関してお尋ねします。

この事業は、以前に品川区が文部科学省のインクルーシブ教育システム構築事業を受託し、そこから、幼保小、中もですか、合理的配慮について継続的に支援をしていくということに取り組んだ延長線上にある特別支援に関しての非常に意味の、意義のある事業です。そして、28年度から実施しまして、29年度にさらに拡大してほしいというふうなご要望を予算特別委員会でお話ししたところ、課長さんから拡充していきたいというようなご答弁をいただき、30年度の予算特別委員会では、充実、拡充をしていく予算を計上したということがありました。そして、660万ぐらいが1,916万という形で3倍に政策的経費として計上していただき、非常に拡充、そして、充実いたしました。

この事業は、今お話したように、配慮、特別な配慮を必要とする保育園の年長のお子さんたちに、小学校に向けてつないでいく支援、そのための訪問を、心理士等がしていくものです。

こういった形でさまざまな成果が出てきたものなのですが、今回、31年度の予算の中で、この区立保育園への巡回相談のところ、ある範囲で、30年度に非常に充実していただいたものが、縮小してしまいました。その縮小した理由を伺いたいということ、それから、1年という、1年間行ったという、そういった期間でこういった政策的な経費がこうやって縮小していくということについてのお考えを伺います。

○佐藤保育課長 特別支援保育に関してのお尋ねでございます。

先に答弁させていただくと、縮小は全くしておりませんで、回数と体制も変えておりません。ただ、金額的に、458万2,000円ほど減になっておりますのは、昨年度、医療的ケア児の受け入れに関して、保育施設の工事費が大分入っていたものと、あと、特別支援保育というところで、去年は保育園運営費に大分まとめて計上していたのですが、今回、幼稚園とか、幼保一環施設のほうに分散して経費を適切に配分している関係で、減にはなっておりますが、体制、回数等は削減はしておりません。

○高橋（し）委員　そうすると、区立保育園に、今、お話を限定させていただいて、そこに学校心理士の方が30年度は行かれていた。それと、臨床心理士の方が行かれていたのですが、31年度は臨床心理士の方の訪問だけになった。そして、幼保一体施設の保育園部門に関しても、同様な形になったという認識が私にはしたのですが、いかがですか。

○佐藤保育課長　予算の細かいところでございますが、そこは委員ご指摘のとおりで、適切に、役割分担に基づいて、各施設に応じて、4歳、5歳に伸びる場合もありますので、そういうふうに配置を変えたというところでございます。

○高橋（し）委員　学校心理士の巡回相談というのは、公立保育園の年長児に対して、学校への支援をつなぐための保育士への相談やお子さんたちへの支援、そして、地域の療育施設との連携や、あと、小学校に上がったときに、特別支援教室というのがあるのですよと、それはこういうものなのですよと。あるいは、就学相談というものがあります、それはこういうものなのですよというのを、保育士はなかなかそういったことに関する品川区の、小学校からのいわゆる教育委員会のほうのそういった特別支援に関する事業に関して、なかなか知る機会がないということなので、そういうことも含めて、かなり相談をして、それで、保育士さんたちは大変指導に参考になったと。そして、そこから、保護者の方へのいろいろな相談も乗れたということがあるわけです。

臨床心理士のほうの巡回相談は、また、先ほど役割分担とありましたけれども、まさにそのとおりで、違った役割で今までやってこられたわけで、そちらは非常にしっかりそちらはそちらでやっていただいたわけです。

つまり、私が何が言いたいかというと、学校につながるいわゆる幼保小の特別支援教育、その中でも、公立保育園と年長のお子さんの数は圧倒的に多いわけです。そこに対する支援がこれで、ここの今年度はなかなか厳しいものになるのではないかというふうに思っています。

それに関して、保育課のほうで、こういった予算立てにしたのか、それとも、保育課のほうで提案したけれども、財政のほうでそこはと言ったのかということに関しては、今回通達で、副区長から、臨時的、政策的経費に関する予算編成過程を公表するとありますので、ここではお尋ねしないで、そちらに期待をいたします。

ということで、やはり今、公立保育園の今言った学校心理士によるその巡回相談を、配置がえで、ほかのところに行かれているのは存じ上げております、公立の公設民営の保育園や区立幼稚園に、それは存じ上げているのですが、改めて、もう一度、区立保育園のほうの年長のそういった就学相談を行わなくしてしまった理由をお伺いします。

○佐藤保育課長　委員ご指摘のとおり、31年度、再配置をしまして、公立保育園に対する学校心理士のほうは縮小したところでございますが、これまで、学校心理士による巡回相談と保育課本課において、保育教育担当という組織を新しくつくって、園長OB等も配置しておりますので、その辺、十分ノウハウが、効果があるというところで、学校心理士のほうも、限られた回数でしかもらえませんが、より有効的にその人材を生かしたいという観点で、そのような対応をしたところでございます。

○高橋（し）委員　そうすると、先ほどもお話ししましたが、1つは、現場の保育士たち、保護者たちの相談をする体制、サポート体制がなかなかなくなってきてしまうと。それについてはどのようにお考え、今後の保育士たちへのそういった支援、そして、ひいては、お子さんへの支援になるわけですが、先ほどもお話ししましたが、学校心理士は臨床心理士とは違った形での相談をしているわけですので、その部分がなくなってってしまうことに関して、そのサポート体制をどのようにしていく

のかということをお伺いします。

○佐藤保育課長 その辺のサポート体制に関しましては、答弁が重なる部分があって申しわけないですけれども、保育課本課のほうで保育教育担当というのを設置しております、園長OB、また、幼稚園長OBも配置するようなどころで動いているところもありますし、これまでのノウハウも十分ありますので、それぞれ、学校心理士が回る程度が限られている面もありまして、適切に配置をして、保育課本課として、公立保育園に関しては全面的にバックアップしていきたいと考えております。

○高橋（し）委員 それまで、今までそういうことができていたとすれば、保育士たちが教育の分野での特別支援のことにに関して、保護者やお子さんたちにさまざまな指導ができていたわけですから。それをわずか1年の中で非常に貴重にそれを浸透していただいたのですが、それが来年全くなくなってしまうというところ、本課にあると言いましても、保育園を巡回して指導するのは全く質が違うかと思えます。

これを教育、つまり、小学校のほうの教育委員会の立場から、保育園でそういうことをしているのですけど、それで大丈夫なのですかと聞きたいのですけれども、款が違うので、別の機会にお尋ねすることにしますけれども、今回このようにして、その部分がなくなってしまったことに関しては、やはり新学習指導要領でも、保幼小中高の連携と、その発達支援の流れをきちんと続けていくことを強調しております。このような流れについて、どのようにお考えになっているのでしょうか。

○佐藤保育課長 今年度、保育所保育指針の改訂、教育要領等の改訂を踏まえまして、「のびのび育つしながわっこ」の改訂を行っております。今後、また、教育委員会と緊密に連携をとって進めていきたいと考えております。

○たけうち委員長 次に、渡辺委員。

○渡辺委員 ページ番号215ページ、認知症高齢者支援、219ページ、高齢者外出習慣化で行います。

まず、高齢者の外出習慣化、これまでも、食事を中心としたきっかけ、あるいは、プログラムでされていると。今、参加されているというよりは、そもそも、家に引きこもりがちな方、これではもちろん弊害が多くあるからこそ、この制度があるわけで、傾向として、外出をしない方、あるいは、苦手な方、やむを得ずできない人は別ですね。どんな方が傾向として多いのか。年齢なのか、性別なのか、あるいは、性格なのか、住環境なのか、この辺を今、どのように把握されているか、教えてください。それによって、今後の対策が出てくるかと思えます。

それと、認知症高齢者支援のところ、ちょっと引用させていただくというよりか、平成28年、品川区の認知症に対するアンケート調査、もうここ二、三年なので大きな変わりはないかと思えます。

3段階あって、認定前、認定後、ご本人のアンケート、そして、その家族のアンケートで、気になったのは、認定前のご本人用ですね。この方々がおそらく多数であるというところで、抜粋をします。

項目の中で、近隣の人と話す機会という項目で、この答えている方は40歳以上の方が記入したという中で、一人暮らしが30%、約7割が配偶者を含めた同居の方がいる。その中で、近隣の人と話す機会が、毎日から始まって、特筆すべきなのが、月に数回が23.5%で、なしと明言されていますね、21.6%、あわせて45%の方が、近隣の人と話す機会がもう月に数回かないか、どちらか。これは結構見ている、びっくりしました。先ほどの外出習慣ともかかわってくるのですが、大規模なこれ、アンケートですから、相当精度が高い。こういう背景があるのだなと思えました。

そこから幾つか続いていくと、認知症についてどの程度知っているか。よく知っている、ある程度

知っている、合わせると86%の人が理解をされている。そこまではいいとして、ここからいろいろ課題が見えてくるのです。認知症に関する情報は何かから入手するか。これはもうテレビ、ラジオ、新聞などマスコミが88%、次に多いのがインターネットによる検索、あと、友人、知人が30%とあって、これ、ご本人ですから、ごく普通の健康な状態の方が多いかと思うのですが、情報を得るときに、行政だとか、あるいは、地域包括支援センターとかが認定後にはぐっと伸びるのです。これが40%、50%。ただ、ほぼ一般の方と目される方々はこれが現状であるという思いです。

もうちょっと関連して、今度、先に、このデータをご紹介すると、認知症について気になる項目は何ですかという回答に、多い順にいきます。4割超えが、症状がどのように進行していくか、次に多いのが、医療介護にどのぐらい費用がかかるか。そして、3番目に多いのがどこに相談すればよいのか。本当にもっともなことだと思います。ただ、前提として、先ほどの情報の入手のところとうまく何かマッチングできてないような気がします。だから、不安感があるのかなという思いです。

そして、最後になりますが、認知症の予防について、どのように考えているか。これ、大変興味深い。自宅でもできる簡単な予防があれば、取り組みたいという方が79%、8割の方が、何かいい方法があるかなというのわかります。それと、次に多い50%なのですが、認知症を早期発見できるテストがあれば、受けてみたい。これも明確な回答で。

何が言いたいかと、ここから見えてくるのは、意欲は大変高い。ただ、きっかけだとか、現状の中での情報がまだ不足しているのかなということがあります。

こんな背景から、ちょっとご答弁いただきたいのですが、まず、近所とか地域とのきっかけづくり、これ、まだまだ施策ですね。これ、全庁的にやらなければいけないのではないかなと思うのですが、この辺に対する考え方が1つ。その1つが、申し上げたように、情報の入手、これは行政側の発信になってくるかと思えます。この辺は大きな投資が必要ではないかなと思っています。理解度を深めること、地域の人がより多く理解を深めていくという大前提、広める、これは行政の役割だと思いますし、では、どうしたらいいかという方法論の中では、これはどの施策でもそうですが、広くやはり区民の意識を上げてもらうために、イベント的なもの、地域の感心を上げる。あるいは、これがボランティアの人材獲得にもつながるだろうと言われています。

PRというのは、企業活動でも、日常活動でも、これはお金がかかるものだと思います。かける価値が、逆に言えばある。そういった中で、ここは公的なPR、情報発信もそうですし、伝えるという意味では大きな投資が必要かなと思うので、この辺の考え方を教えてください。

○宮尾高齢者地域支援課長 私からは、高齢者外出習慣化事業に関連をいたしまして、こちらの事業の対象となっていらっしゃる引きこもりがちな高齢の方の健康という点についてお答えをしたいと思います。

一口に、ちょっと私の勉強不足なところもあるかもしれませんが、本当にいろいろだなというのを実感として感じているところがございます。ご本人の、例えば若いときの生活習慣ですとか、それから、仕事をリタイアされた後の生活状況ですとか、こういったいろいろな状況が複雑に絡み合っているなというところが印象として持っているところがございます。

ただ、実際に、こちらの事業に参加いただいている方は圧倒的に女性の方が多くございます。裏を返せば、それは男性の方がまだまだこの事業を含めて、外出に向けて余地があるのかなというところは認識として持っているところがございます。

○寺嶋高齢者福祉課長 まず、アンケートの結果についてのお尋ねでございますけれども、月に数回、

もしくは、なしという方が40%を超えている。これは対象者が40歳以上という方でアンケートをさせていただいたこともおそらく反映されていると思うのですが、やはりなかなか地域に過ごしている時間がそもそも少ない方、かなりの方が該当者の方に多かったというところはあるであろうかと思っております。

それから、あと、行政からの情報が少ない、届いてないというご指摘だと思うのですが、多くの行政からの事業、特に福祉に関して顕著なのですね。通常、何もお困りごとがないときには、なかなかアクセスしていただけないというのが、残念ながら見受けられて、困った段階で初めてご相談がいただけるというのが一つの特徴だと思っておりますので、そういった意味では、実際に症状が出た方についてのパーセンテージが急に上がってくるというのは、そういったところからおそらくあるというふうに思っています。

それから、あと、自宅でできることがあったら、テストを受けてみたいという、この辺のことも踏まえまして、品川区で全戸配布している「“くるみ”認知症ガイド」といったものの中に、簡単にできる自己診断テストみたいなものも入れさせていただいているところでございます。

それから、あと、きっかけづくりということでは、認知症カフェというのを支援させていただいております、区内に、今、17カ所、医療機関のものを入れると、20カ所ございます。ここはどなたでも、情報収集、ご相談に来られるということで、こういった地域に根ざしたきっかけの場を増やしていくことが、一つの有効な手段であろうというふうに考えております。

それから、あとは、イベント的なものということでは、認知症講演会というものを開いておりますけれども、本年度は、テレビにも出演されている著明な方にご講演をいただいたこともありまして、かなり大勢の方にご来場いただいたということがありますので、そういったこともうまく有効に使いながら、PR等に努めていきたい、このように考えております。

○渡辺委員 最後、PRのところ、ちょっと多分これ、認知症が一番わかりやすい例かと思うのですが、地域力でかなり助けていただく、あるいは、ご家族や当事者の方の気持ちの面では、やはり近隣の方に気を使う場面がすごく多いやに聞いています。実際そうだと思います。

そこを、やはり地域理解を上げるという観点で、直接、医療的な何かとかではなくて、地域力を上げることに大きな投資をという思いです。それは今や、それぞれの分野ではキャンペーンなり実施されていますが、やはり区内一斉的なもの、これ、よく防災の関心がこれまで上がったのはいろいろな要素があると思いますが、一斉なキャンペーン、これは例えば町会高齢者クラブ、あるいは、商店街、関係する理解がされやすいところを同時に行うとか、連携したものを強めるという意味で、特に認知症サポーターの募集を含めて、今後、ホップ、ステップ、ジャンプというか、段階的に見るとそうなのですが、強くキャンペーンを打たれたらどうかなという思いがちょっとあったので、それは必ずや地域力で、当事者、あるいは、家族の方の理解、あるいは、応援になり得ると思っているので、最後、そこだけもう一点、お願いします。

○寺嶋高齢者福祉課長 今ご紹介いただきました認知症サポーター養成ということにつきましては、通算で1万5,000名以上の方に既に講座を受講していただいております、まさに地域の力で支えていくということについては取り組んできたところで、これからも力を入れて取り組んでいく予定です。

あとは、今ご紹介いただいたアイデアも含めまして、それを何か一つ、固まった形で何か大きくやれば、こういったことについてはぜひ検討してまいりたいと思います。

○たけうち委員長 次に、鈴木ひろ子委員。

○鈴木（ひ）委員 私からは、225ページの障害者福祉の補装具費と、213ページの高齢者福祉施設整備費について伺いたいと思います。

まず、補装具の中の白杖、盲人安全つえ、歳入の続きでちょっとお聞きしたいのですが、本当に白杖が壊れてしまうということがよくあることだということで、歳入でもお聞きしたいのですが、社協から、白杖が公布されて5年たたないで破損した場合は、補装具として給付されるということを伺いました。補装具で白杖の給付をされている方というのは、年間、何人ぐらい、何本ぐらいあるかの、まず伺いたいと思います。29年度で結構ですので、教えていただきたいと思います。

それから、補装具として給付される場合には、どんな手続が必要なのか、給付までどれぐらいの時間がかかるのか、その給付までの期間は、白杖が壊されてしまって、ないという状況の中で、どういうふうにしたらいいのかということもお聞かせいただきたいと思います。

○松山障害者福祉課長 まず、1点目でございます。補装具で白杖の給付をしている方の29年度の本数ですけれども、7本でございます。

それから、2点目ですけれども、補装具として給付されるために、どのような手続が必要かということですが、まず、ご本人に申請をいただいて、業者の方から見積もり等々を、手帳の写しとかも全て申請いただく。それで、そろってから、給付という形になります。その間のその方はどうやっていくのかということにつきましては、例えばつえなしで日常生活に支障を来す場合があるというような方につきましては、5年経過しなくても、社協のほうで直ちに給付、再支給しております。そういった実績は、今年度も数件ございます。

○鈴木（ひ）委員 給付まで1週間ちょっとぐらいかかってしまうということで、その間、社協で再交付がされるということで、ちょっと私が相談を受けた方も、社協がくださるということだったので、行かれたそうなのですが、社協にあったつえが全部ひもが切れていたりとか、そういう形で使えるものがなかったということだったのですね。そこはちょっとそういうふうなところがきちんと支給されるような形での整備をちょっとお願いしたいなというふうに思います。

それから、社協が窓口で行っているというのは区の地域生活支援事業で行っているということで伺ったのですが、この白杖の交付というのは1本幾らぐらいするのかということと、それから、この地域生活支援事業で行っているその社協での年間の交付数というのは、これも29年度で結構ですが、何本あるのか。今、課長が言われたところでは、ない場合で困る場合は直ちに交付されるということだったのですが、そういう場合は5年たたなくても、社協で、5年たたないと公布しませんよというのではなくて、もう白杖がなくて困るという方には、すぐ交付されるということでのいいのか、そのところも伺いたいと思います。

5年も経過しなければ、交付しないというふうなことになっていないのか、公布されるのか、5年というふうなことでしおりにも書かれているのですが、その理由もあわせて伺います。

○松山障害者福祉課長 まず、1点目のご質問でございます。社協が公布している白杖が1本幾らかということですが、種類によって値段が違うということで聞いております。大体5,000円前半ぐらいということでございます。

それから、2点目ですけれども、地域生活支援事業で行っているということですが、つえに関しましては、一部、社協のほうから寄附が入っていると聞いております。

それから、3点目でございます。29年度の交付数というのは、50本弱という形に聞いております。

あと、最終的には、5年たたずに交付されるのかということをございますけれども、原則は、その寄附も入っているということで、再支給ということはお渡しすることはできませんが、ただし、つえなしでやはり日常生活、お困りの方につきましては、直ちに支給しております。

○鈴木（ひ）委員 なぜちょっとこういうふうに繰り返してお聞きするかというと、結構、5年たたないともらえませんとか、そういうふうに言われたという方がすごくいろいろ聞くのです。そういう相談も何件か受けてきて、それで、一度交付されて、先日の方は、補装具の場合も、5年たたないと、今度は給付はされませんよと。その間に壊れた場合は、今度は自腹になりますよ、自己負担になりますよというふうに区の窓口で、つい先月言われたというご相談を受けたのですね。

だから、そういうことはないということで確認をさせていただいていいのか。全額自己負担でなければ、補装具の場合も、それから、白杖の地域生活支援事業のその社協でやっているものも、5年たたなければもらえませんよということはありませんという、そういうことで確認をさせていただいていいでしょうか。それであれば、ちょっと窓口の対応もそういうことでぜひ徹底していただきたいというふうに思うのですが、改めてお願いします。

○松山障害者福祉課長 補装具の白杖につきましては、世帯の所得に応じた利用者負担となっております。国の告示事項で5年というのが定められております。ただし、5年以内であっても、著しく破損した場合、修理不可能な場合というのは、実情に沿って再支給をしてございます。社協については、先ほど申し上げたとおり、無料で差し上げているということでございます。

いずれにしても、お困りの方、状況に応じてということで、窓口では徹底してまいります。

○鈴木（ひ）委員 ぜひ、本当にそういうことで、自己負担で購入しているという方もいらっしゃるわけですね。だから、そういうことがないように、ぜひ徹底をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、ちょっと特養ホームについて伺います。2月が締め切りだったと思うのですが、申請者が何人いたのか、伺います。それから、昨年2月に締め切った方がどれぐらい入れたのかということで伺いたいのですけれども、昨年2月、締め切りの方が、平成30年、去年の4月1日から8月31日までに特養ホームに入れた方の年齢別要介護度別の内訳、それから、在宅、施設別の人数、男女別の人数について教えていただきたいと思ひます。

それから、特養ホームを100ベッドつくる場合の建設費がおおよそどれぐらいかかるのか、それと、特養ホーム100ベッド建設する場合の東京都からの補助金が幾ら出るのか、教えていただきたいと思ひます。

○寺嶋高齢者福祉課長 3月に入所調整会議を予定しております特養の申請は2月末日、9月1日から2月末日の受付をしたところですが、現在、最終の集計作業をしております、重複、それから、取り下げ等の作業がありますので、細かいところまでは申し上げられないのですけれども、おおむね500名の申請を今、受けたということが速報値となっております。

それから、1年前、29年の9月から30年の2月末での申し込み、464名の申し込みをいただきまして、そのうち、特養に入れた方が95名、区内の特養は76名、区外は5名、それから、その間、ご自分で探して入ったという方が14名ということになります。

そのうちの区内特養、名簿から区内特養に入った76名のそれぞれの内訳ということでございますが、まず、年齢別です。60代以下は0でございます。70代が1名、80代が26名、90代が45名、100歳以上の方は4名いらっしゃいます。

それから、要介護度別の人数でございますが、あくまでも申請時ということで、入所時の直前の更新

で変わっているものもありますけれども、申請時の段階で申し上げさせていただきますと、要介護3の方が32名、要介護4の方が26名、要介護5の方が18名ということになってございます。

それから、在宅と施設別の人数ですが、在宅から入った方が42名、施設等につきましては、病院から入った方が10名、それから、老健から入った方が13名、その他としまして、ほとんどが優良老人ホームですけれども、その他の施設が11名いらっしゃいます。

それから、男女別ですけれども、男性が10名、女性が66名。

○大串福祉計画課長 特養100人規模の建設費のところで、建築条件等々によって変わってくるところでございますけれども、最近のものでいくと、平塚橋の特養、これが定員100名、ショートが12といったところで、一番近いかなといったところで約26億、建設費としてはかかっている。

次に、100人定員をつかった場合の東京都からの補助金というところでございますけれども、個室ユニット型の特養といったところでは、1ベッド500万円で、それ掛ける促進係数ということで、今現在、1.5がかかります。プラス、高騰加算ということで、125万円、これで875万円ということ。それから、プラス、開設の整備費ということで、これは単価が62万1,000円掛ける定員数といったところでございます。

今申し上げたものを足し込んでいきますと、約、補助金としては9億3,000万ほどが東京都から来るというところでございます。

○鈴木（ひ）委員 今の数字を聞いて、本当に深刻な状況だなと。90代の方は120人申し込んで45名、100歳以上でも、9名申し込んで4名、要介護4の方は162名中26名、要介護5でも95人中18人しか入れていないと。こういう状況に対して、今でもやはり老健施設と特養ホームの整備率は23区で最下位という、そういう中で、私はこの改善させるための計画を持つべきだと思うのですが、その計画を、先日の厚生委員会の中でも、施設だけを取り出して計画することは考えていないということだったのですが、特養ホームの施設増設の計画は立てないということなののでしょうか。また、立てないということであれば、なぜこれだけ深刻なのに、増設計画をつくらないのか、伺いたいと思います。

○大串福祉計画課長 特養につきましても、例えば、ぼんと違うときに、また新しい民間立になりますけれども、特養が南品川のほうにでき上がってまいります。また、今現在、土地の取得に向けて努力はしておりますけれども、小山台のほうでも特養の整備、これを計画をしているところでございます。そうした中においては、特養、今後とも必要な施設というところにつくっていくというところでございます。

ただ、そうした中で、特養だけを絞った形で何か施設計画をつくるという考えは持ってございません。特養だけではなく、認知症のグループホーム、あるいは、小規模多機能型居宅介護、こういったさまざまな施設、こういったものも含めて、なおかつ、ソフトの支援、これも含めた形で、品川区の高齢者福祉の向上を図っていききたいと、このように考えているところでございます。

○鈴木（ひ）委員 もちろん、グループホーム、小規模多機能、こういう施設もどんどん増やしていただきたいと思います。でも、深刻なのはやはり特養ホームがこれだけ、500人も待っているという。そういう状況の中で、この計画を本当につくらないと、これから高齢者がどんどん増えるという中で、ぜひ計画を立てて増設をしていただきたいということを強く要望して終わります。

○たけうち委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後3時25分休憩

○午後3時40分再開

○たけうち委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。

ご発言願います。塚本委員。

○塚本委員 私からは、223ページ、障害福祉相談事業、それから、229ページ、医療短期入所事業、ちょっと戻って217ページ、福祉人材確保・定着事業について、これは主に介護ロボットのことについてですけど、お伺いしたいと思います。

順番に、223ページの障害福祉相談事業ということで、品川区の障害者の方の相談ということについて、品川区には、まず、基幹相談支援センターというのが障害者福祉課にごさいますて、そこから地域拠点相談支援ということで、これは社会福祉法人が主にそれぞれ請け負っているという形になっているかと思えます。さらに、障害者の包括支援相談体制ということが検討されていて、厚生委員会を中心として、議論が進められているかというふうに思えます。

こういった相談体制、大変に重要でいろいろ適宜適切な体制というのが敷かれていくべきというふうに私も思っておりますが、特にちょっとご相談というか、伺っているのは、身体障害と、精神障害を両方お持ちの方の相談なのですけれども、これは多分、昔からこの課題というのはずっとあって、長くいろいろ検討というか、考えてこられているところだと思うのですけれども、まず、この身体、精神、こういった両方の障害がある方の相談というのは、現状、どういう受けとめ方というか、窓口の受け方というか、されているのかというところをまずお願いします。

○松山障害者福祉課長 委員お尋ねの身体、精神という統合的な課題を持つ方に対してのご相談でございます。まず、そちらにつきましては、例えば保健センターが最初に窓口になる場合もあります。精神障害の方は、疾病等についてのご相談は、まず保健センターがお伺いし、その中で、障害者福祉サービスが生活の部分で必要な方については、障害者福祉課でお受けいたします。また、障害者福祉課に来られた場合であっても、保健センターの医療保健的なノウハウが必要な場合は、チームで一緒にかかわってサポートして相談を受けております。

○塚本委員 今、るるご説明いただいたのですけれども、ただ、どうしても両方にそれぞれ行かなければいけないというところで、ここにやはり相談を受ける側としては非常にストレス面とか、もうちょっとワンストップ的にできないのかという話がずっとこれまで、おそらく障害者福祉課、あるいは、保健センターに伝わってきているのではないかと思います。

もちろん一定の連携はされているということは承知をしておりますけれども、やはり場所が、各保健センターと庁舎と、地理的にも離れておりますから、そういう物理的なことと、あとは、さまざま支援、障害者手帳を精神に関して言えば、保健センターが担っているということでの完全な縦割り、行政の所管としての縦割りというところもありますし、そういったことを何とかこのどちらかで、例えば保健センターでまずは受けて、障害福祉にかかわることであれば、この人はこの保健センターで受けて、受けるのはそこだけ、あとは全部、内外の連携で対応しますとか、その逆もありかと思えます。障害者福祉課がとりあえずこの両方の障害を持っていらっしゃるのであれば、受けますよと。保健センターにかかわることであれば、それは障害者福祉課の中で連携していく。相談自体は、もう障害者福祉課の窓口一本で結構ですと、こういうような形というのは、ぜひ検討していただけないのかなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○**松山障害者福祉課長** 委員ご提案のハード面でのやはりご不便をお感じになっている方というのはいらっしゃるかと思います。そういった面では、例えば地域の拠点相談支援センターもありますし、あるいは、そこに出張して、例えば保健センターに出向いて、こちら職員がお伺いするという場合もございますので、そういったことはちょっと保健センターと相談しながら、ご本人にとってご無理のない方で相談をしていきたいと思っております。

○**塚本委員** 今、できることというところでのご答弁だったかというふうにも思いますが、やはりここはもう一步踏み込んで、その方の障害の状況はさまざまであるかと思えますけれども、相談はこんな形で検討させてという、どうしても精神だけはちょっと違うというか、縦割り行政というところもあるし、障害の特性みたいなものもあるのかもしれませんが、そういったものもあるのは前提でありますけれども、この相談の窓口の一本化というのは体制として検討していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

次に、229ページの医療短期入所事業なのですが、すみません、ちょっと最初にお伺いしたのは、私も調べ切れなかったのですが、この事業というのは、医療的ケアつきの短期入所、ショートステイ、このことというふうに捉えてよいのかということでも最初に確認させてください。

○**松山障害者福祉課長** 委員のご指摘のとおりでございます。

○**塚本委員** それでは、この質問がそのまま進められるわけなのですが、平成30年度は162万の予算でございましたけれども、今年は182万ということで、ほぼ半減になっておりますが、この減額の理由、また、実績等が、今年度、どうだったのかということをお伺いいたします。

○**松山障害者福祉課長** 昨年と比べて減額した理由、及び、実績についてのお尋ねでございます。

まず、本年度、病院側とずっと調整をしてきております。障害者の状態像ですとか、年齢や障害特性というのが多様化しておりますので、どういった方まで病院が受け入れてくださるのかということで、かなり病院側も慎重になっておりまして、調整を図っております。

そのため、実績としてはございませんでしたが、区といたしましては、やはり在宅で生活する医療依存度がやはり高い障害児者、通常のショートではやはり利用が難しい方にとって必要な事業だと思っております。そのため、予算としては半分に減らしましたが、引き続き、この事業を引き受けてくれるような区内の病院を当たるため、計上させていただいたものでございます。引き続き、区内の病院にお願いしてまいります。

○**塚本委員** ここのいわゆる医療ケアつきの短期入所というのは、私も長年、いろいろところで実現に向けて、大変にこの要望が障害者の方から、特にご家族の方から多いので、区としてもいろいろの間、検討されて、一つの回答の形として、この病院でベッドを使ってというところで始めていただいたというところで、大変に期待をしたというか、評価をしていたのですが、なかなかやはり実際に病院のほうでなかなかそれが受け入れていただけないというような現状というところで、そこは相手との問題ではあるので、一概にここでやれ、やれと言って進む話ではないと思うのですが、何とかこれは、要望強いところですので、実現していただきたいというふうな思いが強くなりますので、ここについてのもう一重、この実現に向けての区としての取り組みとして、考えられること、また、今年、どういうアプローチを病院側にしていくような考えがあるのか、もう一度お伺いしたいと思います。

○**松山障害者福祉課長** 今年度ですけれども、やはりどなたでも受け入れてくださいということですので、やはり病院側はどうしてもお困りになると思っておりますので、できる方、どういう方だったらまずは受け入れてくださるのかというところで、できるところからまずは始めていきたいと思っております。

す。

○塚本委員 できるところからということで、本当に確かに一つ実例というか事例が挙げると、またいろいろなほかの病院でも考え方が変わってくる可能性があると思うので、ぜひまず1つ実例を挙げるといところからスタートをしていただければと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、217ページの福祉人材確保・定着事業でございます。介護ロボットの導入というところで、これまで、いわゆる人材の不足というところを補う、あるいは、介護士に対してのいろいろな負担を軽減する、こういう部分で、この介護ロボットの導入というのが一種の期待をされていて、これまで進めてこられているところかと思えますけれども、この介護ロボットの一つのカテゴリーとして3つぐらいあって、1つは、介護士の介護そのものの負担を軽減するというような介護士を補助するためのもの。それから、もう一つが、介護される人がみずから少しでも自分でできることが増えるようにという部分の被介護人というその自立度を支援していく。それと、もう一つは、新たな分野かもしれませんが、コミュニケーションですとか見守りとか、そういう部分でのロボット導入というところが、この3つぐらいのカテゴリーがあるわけですけれども。

この3つの分野それぞれにおいて、現状の介護ロボット導入の実績で非常にうまくいっているというか、導入の結果、非常に業務改善ができたみたいな話とか、介護の受けている人がものすごく自立につながったと、こんな話とかがあれば、ご紹介いただきたいのと、全体を通して、この介護ロボット導入の評価、どのように今、されているか、お伺いしたいと思います。

○寺嶋高齢者福祉課長 平成28年度から30年度、今年度までの3カ年、八潮南特養、それから、南大井老健施設に1台ずつ、介護ロボットを導入して、テスト導入して検証したということで、今、まさにその総括をしている最中でございますけれども、ここまでの評価としましては、まず、特に導入当初は、今回この入れた介護ロボットにつきましては、装着式、着脱式の腰痛予防的な低減を目的としたもので、当時、おそらく介護者のいわゆる腰痛等がかなり問題になっていたということでありまして、こういったものを導入して、モデル実証したということでございます。

やはり確かに装着した際の実感としては一定程度効果があるというプラスのコメントはあったのですが、実際には、複数で使い回すにはちょっと限界があるのではなかろうか、複数の職員で使い回すということは難しいという。それから、あとは、腰以外の部分の負担が逆に、腰で十分持ち上げられるものですから、腕の負担が大きくなったとか、こういったまた別の疑問点が出てきて、同一機種を引き続き継続すると言われると、それについては、今のところ、考えてないということで、31年度予算には計上していないところでございます。

しかしながら、機器そのものを否定するわけではなくて、例えば上大崎特養で用いているセンサマットでありますとか、西五反田のケア本部で用いているスマホ連動の見守り介護、こういったものの機器については一定程度効果が上がっていると聞いております。

それから、委員ご紹介の自立指導支援、それから、コミュニケーション等の機器についてはまだテストをした実績がないものですから、こういったあたりも引き続き検討はしていきたいのですが、今一番注目しているのは、やはり職員の負担軽減につながるような、例えば自走式の車椅子、居室から食堂まで無人で行けるようなもの、こういったものの開発も進んでおりまして、いろいろな試験等で、そういったものを見ながら、導入も含めた前向きな検討を進めているところでございます。

○塚本委員 価格の問題とかも結構あるみたいで、そういったところの費用対効果、最大限に発揮で

きるような形で、この導入というのはやはり、うまくいけば、効果あると思いますので、よろしく願いをしたいというふうに思います。

○たけうち委員長 次に、大沢委員。

○大沢委員 質問に入る前に、すみません、再開当初、空席が目立ちまして、理事者の皆様は40分にきちんと来られたのにもかかわらず、こちらのほうは大分空席が目立っておりましたことをおわび申し上げます。

それでは、質問をさせていただきます。

2025年、団塊の世代の方たちが75歳以上になる。このことについての質問であります。民生費のどこなのか、ちょっと幾つかにまたがっておりますので、ページ数は申し上げられませんので、そのところをお含みおきの上、質問をさせていただきたいと思っております。

何年か前に、65歳、団塊の世代が65歳を迎えるということで、地域デビューとか、いろいろな部分で区のほうの取り組みをやっていただきました。それから、時がたちまして、今度、75歳以上に団塊の世代、いよいよ2025年、6年後を迎えるということですが、この中で、やはり医療、介護、そして、人口等々、いろいろな分野で変化があるというふうに、日本の人口のボリュームゾーンでありますから、いろいろな部分で変化が起きるということで、とりわけ介護については、64歳から75歳、そして、75歳以上については、介護にかかわる経費がどんどん変わってくると思っております。

それで、また、医療についても、65歳未満、64歳から下と75歳では、非常にこれまた数倍の経費がかかってくると思うのですが、そのところは、数字は結構なのですが、そのような状況を見据えた上で、2025年についてどのような考えを持たれて、どのように今後運んでいかれるのか、今、話が進んでいると思うのですが、現状をお聞かせください。

○寺嶋高齢者福祉課長 今、委員からご指摘いただいたとおり、かつて団塊の世代が60歳、65歳とよく言っていた頃の一歩の課題としてはまさに地域デビューということで、元気な高齢者の方にどういった形で活躍をしていただくか、こういったことが課題であったのだろうと考えております。

しかしながら、今、2025年、団塊の世代の方が今度は75歳を迎えるということになりますと、例えば認定の度合いからいきますと、65歳から74歳までの方の認定率というものがおそらく3%から5%の範囲ぐらい、区全体としては17%から18%なのですが、74歳以下の方についてはほとんど認定を受けている方がいない、かなり少ないです。

それが、75歳以上になりますと、3割近くの数になってくるということで、介護保険上の財政的な給付費でいきますと、かなりの金額が想定される、今後そうなるというところがございます。

したがって、区として、まず、取り組まなければいけないこととしましては、予防ですね、それから、重度化防止、こういった形のまず重くならないということ、元気に暮らしていただくという目的が一番でございますけれども、給付費の面からも、そういったことが必要と考えております。

それから、地域で支える地域包括ケア、こういったものの充実が必要と考えております。

○大沢委員 地域包括ケアということでお話、単語が出たかと思っておりますけれども、これはやはり、経費を、高齢者の方のボリュームゾーンが75歳以上になると、経費を抑えるがための地域包括ケアという施策、事業だというのはもう皆さん、十分ご存じかと思っておりますけれども、その中で、やはり地域で見守る、在宅ですので、そこらのところで、看護師や医師の数については、何か将来的には医者不足などという情報も私、ちょっと読んだのですが、そこらあたりの手当て、見通し、どのように考えていらっしゃるか教えてください。

○たけうち委員長　どなたか。

○大沢委員　なければいい、なければ。

そういうところで、どのようにしていくかということですが、昨日あたりの新聞では、景気が後退局面に入ったというような記事がありました。財政的に確かに品川区は豊かだという、行政当局の努力によって豊かだということなのですから、何せボリュームゾーンが多いと、人口が非常に多い団塊の世代ですから、そのところはいろいろなものはかり、てんびんをかけながら、財政を運んでいくのだと思うのですけれども、そこは本当に大丈夫なのですかね。

○寺嶋高齢者福祉課長　まず、介護保険の給付費の面からのお答えになりますけれども、まずは、保険料、これが上がってくるというのが当然として出てきますけれども、今のところ、準備基金を崩しまして、保険料をなるべく抑えていくということをとっております。可能であれば、その団塊の世代が75歳、いわゆる保険料がピークを迎えるところまではうまく基金を使って保険料を抑えて乗り切っていければというふうに考えているのがまず1点でございます。

それから、あとは、先ほど医療の件につきましては、例えば看護、小規模多機能といった地域密着型の施設の整備等も進めていくことで、在宅医療も含めた対応をできればというふうに考えております。

○大沢委員　先ほどのどなたかの質疑の中で、特養の整備をして、高齢者の施設の整備を今、着々と進めているのですけれども、今のペースで、団塊の世代の方が本当に必要とされるときに、数、どのような見通し、足りるのか、おそらく足りなくなってしまうのではないかとにかく多いですから、そこらあたり、どういうふうにお考え、見積もっていらっしゃるのですか。

○大串福祉計画課長　施設の整備、これも大切なことだというふうに認識しております。そうした中で、特養であったり、先ほど来申し上げましたが、グループホームであったり、小規模多機能、看護小規模多機能、こういった施設の整備、これも進めているところでございます。

ただ、その施設だけというところでは、こちらとしてはやはり考えてはいないところで、地域包括ケアといったところでは、例えば支え愛・ほっとステーションの開設とか、そういったソフト面での施策の充実、こういったものを含めて、全体的に考えていくものというふうに捉えているところであります。

○大沢委員　地域包括ケア、先ほどちょっとお話を、医師と看護師が足りないというお話は、それは全然款が違うことで話はしませんけれども、この地域包括ケアの中で、要はその3師会がありますけれども、医師、歯科医師、あるいは、薬剤師、ここら辺の役割分担というのはどのような形になっているのでしょうか。もちろん役割だから、薬剤師は薬を出す、やはり医師は健康のチェックをする、歯科医師は歯のほうからということなのですから、ちょっと私の言葉足らずですが、おそらくこの流れというのは、おそらく課長はおわかりになっていると思うので、そこらのちょっと私の言葉の意を含みおきいただきながら、ご答弁いただきたいというふうに思います。

○大串福祉計画課長　今おっしゃっていただいたように、医師会、あるいは、歯科医師会、あるいは、薬剤師会、こういった3師会の皆様方とも連携しながら、地域包括ケアという切り口の中でいけば、医療と介護の連携ですとか、そういったところが今後とも求められていきますし、より一層、その連携の仕組みと申しますか、そちらを強化していく必要が今後とも必要なものだというふうに考えているところでございます。

○大沢委員　では、団塊の世代の、私はいろいろな時代を読み解く上で、団塊の世代を知り尽くすことが一番大事なことだと私は思っております、特にその年代については、自分自身では後学のために

いろいろと書物を読みまして、役所の図書館にも、小熊さんという方が書かれた『1968』という団塊の世代を描いた、上巻、下巻ですけれども、あります。あれは非常におもしろいのですけれども、団塊の世代、今度はちょっと医療とか介護ではなく簡単な話で、高齢者クラブありますね。高齢者クラブの中で、団塊の世代の方はどうしても皆さん、意識が強いというか、どちらかという、ローンウルフのような一匹狼的な方が多いとは思うのですが、高齢者クラブに関して、団塊の世代の方はどれぐらい加入、加入率というか、2025年ではなくて結構ですから、現状、どのような感じになっているか、教えてください。

○宮尾高齢者地域支援課長 高齢者クラブの在籍しているといった年齢というところでございますが、すみません、全会員の方を対象にというちょっとデータを持ち合わせていないのですが、参考までに、高齢者クラブの会長さん方の平均年齢というところでは、平成30年の4月時点というデータになりますが、平均年齢が78.5歳というところになります。最高年齢が93歳、最小年齢が57歳の方がいらっしゃいます。非常に幅広い年代の方にご活躍をいただいているという状況でございます。

○たけうち委員長 次に、いながわ委員。

○いながわ委員 私、219ページ、高齢者クラブ支援事業で、それで、次は、237ページから始まるすまいるスクールについてお伺いしていきます。

まず、私は高齢者クラブの位置づけというのが、健康増進、介護予防、認知症予防などをしっかりと実践している団体であると私は考えております。まず、所管として、どういうお考えで、高齢者クラブを支援しているのかという点、あとは、位置づけだとか理由を教えてください。

○宮尾高齢者地域支援課長 高齢者クラブの皆様、約1万1000人以上の方にご活躍をいただいているというところでございます。高齢者の方がいつまでも元気で暮らし続けていただくために、例えばお1人で運動をもくもくとやる。これだけではやはり効果というのはなかなか出てきにくいのかなというところで、高齢者の方たちが、クラブというところでたくさんのお知り合いをつくっていただいて、交流を図っていただいて、こういったところが高齢者の方がいつまでもお元気でいただくための大切な場だというふうに我々は認識をしているところでございます。

○いながわ委員 だからこそ、しっかりと予算をつけて、充実したものにしていかなければいけないのですが、今、1万1,000人余、会員がいらっしゃる、クラブが115クラブある。これ、年々減少傾向にあるのですよね。大体、地域の町会と高齢者クラブは大体連携をされていて、時々、その高齢者クラブの会や、町会に高齢者クラブの会長が来て挨拶する機会とかがあるのですが、大体挨拶を聞くと、何でこんな町会に高齢者がいっぱいいるのに、高齢者クラブは増えないのだろうと、こうこぼす会長もいらっしゃると。

まず、これ、増やすためには、どうあるべきか、どう考えているのか。いろいろ今後、考える中で、やはり名前がいけないのではないかなという。いろいろ調べると、公益財団法人東京都老人クラブ連合会、この老人を使っている時点で、ちょっとどうかなと思うのですが、やはり多いのが、老人、高齢者、高年者クラブの名称が多かったです。

やはりクラブ、ちょっと進んだところは、シニアクラブ、友愛クラブ、いきいきクラブとか、ゆうゆうクラブとかいう、そういう名称がついているのですね。やはり60代、先ほど大沢委員がおっしゃって、それ、団塊の世代の方々が入りやすい名称というのもあるかと思えます。

そういった部分をしっかりと、品川区の所管として、1万1,000の方にアンケートをとるのは難しいと思うので、例えば115クラブにアンケートを出して、どういった名称がいいのか、特にいろ

いろいろ書き込みとかを見ると、やはりシニアクラブは早く死ねや、みたいな、そんなイメージがあって、シニアは嫌だという、書いてある方もいらっしゃる。単純に、じいじ、ばあばがいいという人もいる。いろいろな方がいらっしゃるので、この中にも、おそらく高齢者クラブに入ってもいい歳の方が、もちろん僕もそうかもしれないですけど、やはり高齢者クラブだと絶対入りたくないと思うのですよ。

やはり高齢者クラブというその名称をまず変えて、こういう事業的な名前には高齢者とかやはりつけてもいいのかもしれないですけど、対外的に皆様が外で活躍できる場としての高齢者クラブは、やはりこの名前を変えて、新たな品川区における高齢者クラブをつくる、名称を変えたほうがいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○宮尾高齢者地域支援課長 まず、委員おっしゃっていただいて、会員数が年々減ってきている、クラブ数も、残念ながら、減少傾向にあるということにつきましては、これはいつも連合会の事業、会合等で議題、話題に上がっているところでございます。

その中で、クラブの中には、複数年連続して会員の方を増やしていらっしゃる、こういったクラブもございます。こういったクラブの何がそういうところに結びついたのかというのをみんなで情報共有をするなどの取り組みも常日ごろからさせていただいているところでございます。

名称に関するお尋ねでございますが、まず、委員がおっしゃっていた老人クラブという名称が多いというところでございますが、私も思いますに、高齢者クラブの根拠が老人福祉法にあるということも一つ原因、影響しているのかなというところもございます。

名称につきましては、これからは老人クラブから高齢者クラブに変わった経緯等々なども丁寧にお調べさせていただいて、また、連合会の役員の皆様はじめ、会長の皆様方と意見交換をさせていただきながら、丁寧に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○いながわ委員 後期高齢者、前期高齢者も何か若年高齢者、熟年高齢者に分けるなどという、そんな話もある。だけど、本当に心に響いて、では、その中で自分の持っている今までのアビリティとかスキルを出し切ろうと思えるような名称をつくっていただきたいというのが1点。

あと、やはり独自の、やはり高齢者クラブ、115あって、やはり独自の行事をやっているところもたくさんあるかと思います。そういうところにはしっかりと、町会するときにも1回言ったのですが、頑張っている町会には、しっかりと予算つけてくださいと。今、多分、高齢者クラブというのは、人数掛ける幾らでたしか算出されていると思うので、もちろん人数がどんどん減るということは、各クラブの会員が減っているわけですから、多分、補助金も少なくなってくるわけですから、その辺はしっかりと独自性のある活動ができるように、あり余る支援を、支援というのは、要するに、現金という言い方はおかしいですけど、しっかりと活動できる費用を支給していただきたいと思いますが、お考えをお願いします。

あと、最後、今後に関しては、この健康増進の1点で考えると、何も高齢者クラブだけではなく、結果、ふたを開いてみたら、健康増進とか認知症予防とか、介護予防されている地域の要するに広域的な、広域的かどうかは別にしても、地域に任意団体というのがあろうかと思います。僕もそこに入っていますけど、ふたを開けると、歩こう会をやったり、ボーリングをやったり、ソフトボールをやったり、卓球をやったり、それこそさっきの健康マージャンをやったりというクラブを持っている地域の団体があるのです。そういうところにも今後支援をしていく必要があると思うのですが、その辺もお聞かせください。

○宮尾高齢者地域支援課長 まず、高齢者クラブに対する財政的な支援の助成というところでござい

ますが、今は、委員おっしゃっていただいたように、クラブの会員数に比例する部分と、あと、固定額で助成をする部分、それと、ボランティア活動ですね、こういったものを何回、年間やっていたらいいか、こういったところにも助成の内容として反映をさせていただいているところがございます。こちらの内容につきましては、今後もクラブの実態、それと、こういった支援がクラブにとってよりよいものなのかというのをしっかりと研究をしてみたいと思います。

また、委員ご指摘のいろいろな団体に対する支援というところでございますが、こちらも高齢者クラブ等の活動と同様に、大切な活動であることに間違いはございませんので、こういったところも引き続きしっかりと検討してみたいというふうに。

○いながわ委員 お願いします。

すまいるスクール、本当にありがとうございます。感謝をするぐらい、すばらしい、私は事業だと思っております。これ、本当に自分が実体験でわかっていることであります。

それで、学校、小学生が行くいと、学校帰りにいろいろプリントをもらってきます。学校のそれはいろいろな告知とかあるのですが、その中にまぎって、さまざまな形で、すまいるスクールの案内やら、申し込み書というのが入ってくるのですが、そういった部分を簡素化していく必要があると思って、このシステム導入というのがあるかと思えます。このシステム導入の具体的な内容を教えてください。

○高山子ども育成課長 来年度要求しております入退室システム導入経費の詳細でございます。こちらにつきましては、主には、すまいるスクールの参加と退出に関する保護者への連絡、それから、先ほど委員がご紹介になったようなペーパー、一部のペーパーレス化ということで、月の参加の状況のスマホ等を活用して保護者が紙を利用せずに、スマホでの入力、そういったような部分で、一部、保護者の利便性を質の向上を図ることでございます。

○いながわ委員 時代の流れもございますので、ぜひ、そのシステムを導入したときに、汎用性のあるシステムにさせていただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

○たけうち委員長 次に、吉田委員。

○吉田委員 213ページ、1項社会福祉費の地域福祉推進費ですね。関連していければ、在宅高齢者支援事業、223ページ、同じく社会福祉費の障害福祉相談事業について伺います。

先に、障害福祉相談事業を伺います。支援相談体制促進事業です。プレス発表に、在宅介護支援センターに障害者の相談支援専門員を配置という事業と、民間の相談支援事業所の誘致の2つの事業が上げられています。相談支援体制には、生活者ネットワークとして常々、体制が弱いと。強化とそのための相談支援専門員を増やすことを求めていたので、方向性は賛成です。

ただ、問題は、その方法と手順で、昨年第2回定例会の補正予算で、高齢者、障害者の包括的支援体制整備に係る検討に予算がついて、厚生委員会に出された資料では、あたかももう体制が決まっていることを前提としているように読み取れましたので、総務委員会での総合審査で確認したところ、あくまでどんな体制が可能か、検討のための予算で、体制はその時点で決まっていなかったということでした。

この調査には、最終的に1,250万円という大きな額がつけられました。その調査が有効に生かされたということが確実に示された予算立てであるべきという思いで質問をいたします。補正予算がついた後、どんな調査と検討が行われ、委託したコンサルから、区にはどのような報告があったのか伺います。

○松山障害者福祉課長 支援相談体制のコンサルからの報告についてのご質問でございますけれども、まずは、ヒアリングですね。区内障害児者13団体にまずヒアリングを行ったということ、あるいは、

地域拠点相談支援センター、あるいは、今、指定特定相談支援事業所の看板は掲げているけれども、まだ機能していない、十分に機能していない事業所にも行っております。また、在宅介護支援センターにも7カ所、ヒアリングを行っております。また、それぞれご報告、当事者のほうへ等々、かなり多く集まっております。また、それを受けまして、相談支援部会で検討を重ねているところでございます。

そのヒアリング、それから、相談支援センターなどの意見を踏まえまして、さらに、相談支援部会で検討した結果につきまして、3月15日の地域自立支援協議会の全体会で、委員の皆様にお伝えし、また、そこで協議をしていただく予定になっております。

○吉田委員 そのヒアリングについては、行われたことは確認しています。それは12月までは行われていました。今のご答弁だと、3月15日に地域支援協議会に出されるということだと、予算作成のタイミングとあわせて考えると、この予算立てそのものにはそれが完全に反映されていないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

そうすると、事業を実施していく過程で、この今の予算立てが修正されていくということの可能性はあるのかどうか、その辺、伺います。

○松山障害者福祉課長 予算についてでございますが、今現在、具体的な方法につきましては、やはり現場の相談支援部会の相談員を含め、十分に議論を重ねているところでございます。

また、今回、コンサルタントがヒアリングをさせていただいたのですが、いただいた意見を踏まえた検討結果をまた当事者団体、13団体に丁寧にフィードバックを、2月の中旬ぐらいまでですかね、しております。まだ一部、全部報告は受けておりませんが、意見交換を丁寧に行いながら、3月15日を迎えるという形になっておりますが、ただ、具体的な方法、あるいは、当事者の意見をできるだけこの仕組みに反映させたいということは区としても考えておりますので、具体的な方法につきましては、また3月15日に皆様にお諮りして、ご意見をいただくという予定でございます。

○吉田委員 ということであれば、いろいろこれからまた当事者の方の声を聞きながら修正されていくというふうに理解をいたします。

その上で、生活者ネットワークとして伺いたいのは、品川区の実態として、相談支援全体が足りないのですが、特に足りないのは一般相談のほうだと考えます。計画相談のほうだけを、この予算立てでいうと増やしているようになっているのですが、その点、どうなのか、それから、民間の相談支援事業所の誘致のほうにぜひ力を入れてほしいのですが、具体的にはどのように誘致していくのか、お考えがあったら教えてください。

○松山障害者福祉課長 委員ご指摘のとおり、一般的な相談というものも非常に重要だと考えております。その一般的な本来の役割を果たすために、計画相談を増やしていかなければならないと思っております。

また、2点目の民間相談支援事業所の誘致につきましては、今後という形をとらせていただきたいと思います。

○吉田委員 わかりました。今回のヒアリングをされた幾つかの団体は、もうそのことについてすごく喜んでいらっしゃいます。きちんと意見を言う場があったと。意見を聞いただけでこんなに喜ばれるということは、今まで意見を言う場がなかったのだなということと、それから、同じ喜んだその方が、どうせ意見は聞き置いたというアリバイづくりだよねとぼそっとおっしゃるわけですよ。それがやはりがっかりしないようにみたいな、今までの障害者福祉の問題点をあらわしているのではないかと思います。1,250万円の調査もこれ、高いのではないのとおっしゃる方もおります。それを覆すために

は、きっちりこれからも当事者の方の意見を聞いて、この今示されている予算、修正すべき点はきっちり修正していただきたいと思います。時間がないので、要望しておきます。

次が、地域福祉推進費の支え愛・ほっとステーションのことで、今まで、幾つかご質問出しました。331名の地域支援員の方が登録されているということですが、簡易なお手伝いが前提だと。登録されている支援員の中で、はっきり言って、60代は若手です。その若手のところに結構簡易とは思えないお手伝いの要請が来ます。

質問したいのは、コーディネーターのことで、コーディネーターがそれ、受けてしまっている事例があるのですよね。どこが簡易なのという、結構な重労働を、行ってみたら求められたと。やはりこの支え愛・ほっとステーションの機能がきちんとコーディネーターとして利用者の方に伝わっていないのではないか。コーディネーターとして、そういう仕事はきちんと別の制度につなぐべきではないかと思うのですが、その点について見解を伺います。

○大串福祉計画課長 このサービス、簡易なお手伝いといったところで、地域の皆様からご要望いただいた方で、地域支援員の方がそちらに入っていく。そういった、何といいますか、ちょっとしたことでの支え、こういったものを求めていたところでございます。

委員ご指摘のように、なかなかその辺が利用される側にも伝わってなかったという事例もあるというのは聞いているところでございます。

そうした中で、コーディネーター、2人常駐ということで社協からお願いをして配置をしております。その中で、より一層、そういったところのコーディネート業務のマッチング、これが適切にできるように、こちらのほうからも社協のほうには要請していきたいというふうに思います。

○吉田委員 ぜひ、コーディネート機能、すごくコーディネーターの役割、前、ヒアリングしたら、すごく大変なのですよね。その2人という体制についても、ぜひ検討していただきたいのと、先ほどこれからの高齢社会を迎えてということで、支え愛・ほっとステーションをその機能としてということで、その機能の一つであることは認めます。

けれども、これ、要支援1、2を介護保険から外した後のその地域での支え合いとしてつくられているのですが、要支援1、2をカバーする仕組みにはなっていません。ですので、この支え愛・ほっとステーションはどんどんまた進めていっていただきたいのですが、そこをカバーをする制度を区には求めたいと思いますが、その点について、経過を教えてください。

○大串福祉計画課長 別に、支え愛・ほっとステーションは要支援1、2の受け皿というところで考えているものではございません。あくまでも地域全体、地域包括支援といった中でのシステムの機能ということで考えているものです。

○たけうち委員長 次に、鈴木真澄委員。

○鈴木（真）委員 私は、213ページ、社会福祉費の福祉計画費から、民生委員活動経費関係、それから、高齢者福祉費から、高齢者福祉施設運営費、心身障害者福祉会館運営費、もし時間があれば、児童保育費でぶりすくーるの関係でお聞きしたいと思います。

まず、民生委員の件です。今年の、11月がたしか改選の時期になると思うのですが、民生委員、資料を見ていくと、地域住民の身近な相談相手、専門機関へのつなぎ役、高齢者や障害者の安否確認や、医療や介護の悩み、妊娠や子育ての不安、失業や生活困難などの相談に乗る。相談を受けて、異変に気づいたりしたら、区市町村の担当者につなぐという、この大変な役割を今こなしていただいていると思います。

この11月の段階で、今度、新たにまた任命するときに、各町会にもお話が出てくると思うのですが、任命ということでどんな感じになるかなということを1点お聞きしたいと。

それから、心身障害者関係で、これは今年の中に、要医療的ケア者受入促進、1,200万円余、出ています。これ、各会計予算事項別説明資料を見ていきますと、この中には医ケア児支援連携協議会の開催と出ております。これは医療、保健、福祉、教育をつなぐ役割ということなのですが、この辺のところちょっと一つ、心身障害者福祉会館の中でどのような対応をしていくのか、その2点、教えてください。

○大串福祉計画課長 民生委員についてのご質問でございます。

委員おっしゃっていただいたように、今年11月30日までが、今現在、民生委員をやっていた方々の任期となります。そこで、一斉改選ということになりまして、12月1日から新しい期が始まって、また任期3年ということになっております。

まさに今、2月、3月の時期にかけまして、各13地区の町会長、自治会長会議のほうにお邪魔をさせていただいて、民生委員の推薦、主任児童委員の推薦ということでお願いをさせていただいている状況でございます。各町会長、自治会長のほうからご推薦いただいて、12月1日に委嘱を行うということです。

○松山障害者福祉課長 委員お尋ねの心身障害者福祉会館の要医療的ケア者受入促進についてでございますが、こちらは児童を対象とするものではなく、成人の方が対象でございます。そのため、医師を週2回から週4回、それから、看護師の2名配置、それから、たん吸引等の研修を受けた生活支援員というのを複数みております。

協議会につきましては、どちらかというと、医療的なケアが必要なお子さんの成長過程の情報共有という協議会ということでございます。

○鈴木（真）委員 民生委員です。これ、児童委員もしていらっしゃるんですけど、児童も見ていった中で、こういう形で児童相談所等の関係も出てくる中で、そのご負担がそちらまで行かないようにしてあげないと、大変ではないかなという思いが今しています。

もちろん、先ほども言ったように、主任児童委員がいらっしゃいますから、その部分はお任せするのでしょうか、各地域、やはり人数少ないだけに、どういう対応をしていくのか。それから、民生委員と、今も話が出ておりましたけど、支え愛・ほっとステーションとの関係、確かにコーディネーターの方、大変なお仕事をしているのはもう十分わかっている。先日、高齢者クラブの会合に行ったときに、コーディネーターも来ていただいて、高齢者のその会合の中で、民生委員も一緒になってお話をしている、簡単な仕事、ちょっと有料になるけれども、地域のお店に紹介するというようなこともあったので、その辺、よくつなぎをとっていただきたいなと思いますが、その点もお願いしたいと思います。

それから、要医療ケア児のことです。そのケア児も、保育園に先日、入ることができたようなケースもありました。その前には、やはりなかなか品川はなくて、ちょっと知っている方で杉並のほうまで行っている方もいらっしゃったのですが、今後そういうケアに対する考え方と、それから、そのお子さんたちがやはり今、保育園へ行っている方が、学校に入ったときに、多分その介護度も、ケア度も減ってくるから、大丈夫なのかなとも思いながら、この連携についてもちょっと教えていただければと。

○大串福祉計画課長 民生委員は、確かに、お仕事、業務の内容が多岐にわたっているといたるところで、非常に負担が多いというお声をたくさんいただいているところでございます。そうした中で、まさにご紹介いただいたように、支え愛・ほっとステーション、コーディネーターがついたといったところ

ろで、これまでは多分、民生委員のほうに行っていたご相談も、支え愛・ほっとステーションのほうに行っている。あるいは、民生委員ご自身も、ご相談されて困ったときに、どこに相談したらいいといったところで、迷いが多分あったと思います。

そうした中で、一定、支え愛・ほっとステーション、コーディネートのほうにつないだ。なおかつ、そこから専門機関につなぐというルートも新しくできたというところでは、それも負担軽減の道しるべになっているというふうに考えているところでございます。

○松山障害者福祉課長 平成28年に、やはり委員ご指摘の対象のお子さんがご相談に見えられて、保育課として、29年9月に保育園のほうで受け入れていただきました。お一人お一人個別にかなり違いますので、今後、こういったような、例えばNICUを退院された、医療的ケアが常時必要なお子さんが、成長過程において、だんだん保育園、学校となった場合に、その生活を品川区で、品川区のお子さんとして支えていくという体制をまず一歩つくるための協議会ということでございます。

○鈴木（真）委員 民生委員のほうはうまく連携を取っていただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

それから、医療ケア児についても、個別ケースでいろいろなケースがありますので、区としてご相談に乗っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

高齢者施設の関係で、4月1日に、南品川、先ほどお話がありましたけど、オープンします。先ほどの質疑の中で、建築費のお話が出たのですけれども、100床で26億でしたか、補助が10億弱、16億、それに、このケース、100床ないから、もうちょっと少ないでしょうけど、ここ、土地代も独自に先方の法人が買って、20億以上、変な言い方、区としては負担しないで済んだ施設ができてくるということで、もう立ち上がって、時々あの近くを通りますと、多分、入所の手続に行くのではないかなという方をふと見かけます。それ、うまく運営してもらいたいと思うのですが、この区としての負担がなくなっているというところが非常に感じているのですが、この地域との連携、この施設、愛知県の法人ですから、地域とのつながりがやはり薄いと思いますので、ぜひその辺を区としてつないでいってあげていただきたいなと。せっかくこれだけのいい施設ができる中で、その辺のバックアップ体制をお聞きしたいと思います。

それから、ぷりすく一るの件、ちょっと簡単にお聞きします。社会福祉法人化をしていくということでお話が進んでいますが、現状の状況と、それから、社会福祉法人化したときに、今後の指定管理の問題、今年の4月から、指定管理、新しくなってきたときに、法人化したときにどういうふうになっていくのか、そこら辺を教えてください。

○大串福祉計画課長 4月1日にできます、グランアークみづほという特別養護老人ホームでございます。委員まさにおっしゃっていただいているように、区との連携、そういったところ、非常に大きなポイントになってまいります。実際、開設に向けては、地元の町会長への橋渡しですとか、あるいは、地元の民生委員協議会への橋渡し、こういったものも、一定、こちらのほうでコーディネートさせていただきました。

また、こちらのほうでは、介護予防拠点といったところでご協力をいただけるといったところで、その整備といったところでは、約850万ほどですけれども、補助を出させていただいているということでございます。

○吉田保育施設調整担当課長 NPOの社会福祉法人化につきましては、平成32年度を目途に、今、進んでおります。それから、NPOの社会福祉法人化における指定管理の変更につきましては、関西の

方面の自治体の事例もありまして、保護者、利用者、それから、職員等には丁寧に説明しながら、速やかな移行ができるよう、支援をしております。

○鈴木（真）委員　グランアークみづほは、在宅支援センターともうまくつないでいただいて、先日ちょっとお話を伺った中でも、やはりこれからも介護福祉専門学校の卒業式でお会いしたときに、そういう点もこれから必要だなということがありましたので、ぜひ連携のほう、よろしくをお願いします。

社会福祉法人化した指定管理者の後には、今通っている保護者の方にもうまくその辺の連携をとっていただくようお願いしたいと思います。

○たけうち委員長　次に、南委員。

○南委員　245ページの保育園運営について、園庭で伺います。保育園の園庭は、保育上欠かせない重要な設備です。区も、幼児期の保育、教育にとって、身近に自然に触れられる環境として大切という見解が明らかにされました。改めて、園庭は保育に必要、そういう認識に変わりはないのか、伺います。

○大澤保育支援課長　保育園における園庭は、もちろんお子様にとって、身近にあるにこしたことはないという認識ではございます。

○南委員　また、園庭の整備状況についても伺いたいと思います。例えば区立保育園は47園ありますけれども、その中で園庭がある数、ない数、これは何%に当たるのか。

あと、私立保育園についても、あるところ、ないところ、何カ所ずつなのか、そして、区立幼稚園、私立の幼稚園についても、その園庭のある、なしについて、箇所数を教えてください。

○大澤保育支援課長　公立保育園でございますけれども、規定の面積の屋内遊戯場がある園が39%、必要面積には足りませんが、公園等とあわせて確保しているのが61%です。私立の保育園につきましては、規定の面積の屋外遊戯場があるのが11%、公園等々を確保しているのが26%、公園のみで代替遊戯場としておりますのが63%となっております。区内の私立幼稚園につきましては、ほとんどの園が旧基準ではございますが、園庭は確保してございます。

○南委員　区立幼稚園についてはお知らせなかったけど、これも全部あるという確認でいいですね。ちょっとそこ、最後に後で教えてください。

この区立保育園、規定上であるところが39%、そして、私立の保育園が随分増設されましたので、そちらのほうほとんどないというふうな理解をしていいのかなというふうに思っておりますけれども、品川区のこの園庭がある、ない、園庭の整備率というのは、23区平均で見ると、どのくらいになっているのかというところをちょっと確認をしたいと思っておりますので、お知らせしてください。

私は、待機児解消を優先してきたという、そういうところは理解はできますけれども、しかし、一番最初に答弁していただいたように、保育園の園庭というのは、子供が一番身近に自然を感じられる環境として大切だと、去年の一般質問のご答弁でした。そういう子供にとって、育ちにとって必要なもの、これについては、やはり優先順位を上げていくべきだというふうに思うんですね。そういう中で、住民の方々の声としても、保育園をつくってくれるのはうれしいけれども、質を落としてほしくないのだという声、あるいは、新設園の多くは園庭がなく、預けるのに考えてしまうという、こういう声も区内にはあります。事実です。

やはり園庭を含む質の確保を求める声が多くあるという、そういう状況は、私が申すまでもなく、区のほうも十分つかんでおられるというふうに思っているのですけれども、こういう区民の声に応える保育行政にするべきだというふうに思っておりますけれども、その点についての認識を改めて伺いたいと

思います。

○吉田保育施設調整担当課長 それでは、私のほうから、幼稚園の園庭の確保状況についてご説明申し上げます。

小学校と併設されている幼稚園に関しましては、小学校と兼用という形で確保されているものというふうに認識されています。単独で、例えばすこやか園だとか、用意している幼稚園につきましては、これは学校教育法のほうに準拠されますので、そちらのほうで、これが満たされないと、土地内にそれを確保できないと、認められないというところがありますので、確保されている状況になります。

○大澤保育支援課長 園庭の整備率について、23区ということですが、そちらのほうは今、把握してございません。

園庭の要望についてということですが、そういうニーズはもちろんあるのはわかっておりまして、事業者のほうも、できる限りの努力はしていただいているところでございます。なかなか区内で用地が見つからない中ではございますけれども、屋外、屋上、テラスなどに水遊びスペースを整備していただいたり、あと、近隣との関係で、外にはできないけれども、保育室と別に、屋内にホールをつくっていただいたりということで、今年4月開設する11園につきましても、ほぼ半数、そのようなスペースはとってございます。

○南委員 区は、来年度の予算に、文化センターなど、区の施設を私立保育園の園外活動に提供することを明らかにして、予算を組みました。576万円です。

苦肉の策ではないかなと私は個人的にそう思っているのですが、やはりこれは本格的な解決にはならないというふうに思うのですね。なぜなら、公共施設までの往復の子供や保育者の負担、それから、公共施設に行って、保育園で遊んでいるような遊具がどこまでそろっているのか、そろえる用意があるのか、そして、スペースを与えればよいというふうにはならないというふうに思うのです。したがって、苦肉の策なのではないかなというふうに思うのです。また、これから夏になって暑いときに、炎天下、やはり子供を連れてそこまで行く往復の負担というのもやはり考えていかななくてはいけないわけですね。

こういう点も含めて、公共施設を提供していこうというふうになさったわけですが、そういう具体的な検討はどのようなふうの中身として検討されたのかを教えてくださいたいと思います。そして、やはり本質的な解決を求めていくべきだというふうに思っているのですね。それにはやはり国のその基準を変えなければいけないというふうに思うのです。園庭の代替として、近くに広場や公園があればそこでいいのだという、そういう区の考え方、これを打破していかなければいけないというふうに思いますので、国に向けて撤回、あるいは、財政支援をしっかりとつけるという、そういうことも含めて、求めるべきだというふうに思うのですが、そのあたりも含めて、ご答弁をお願いします。

○大澤保育支援課長 遊戯場提供支援事業でございますけれども、これは第一には、やはり子供たちが思い切り体を動かせるスペースを確保しようというのが一義的な目的でございます。園に強制するものではございませんので、もちろん天気によったり、暑い中、無理やり遠くまで行けということではなくて、できる範囲でどうぞお使いくださいということで考えております。行き帰り、もちろん散歩のように歩く中でも、自然というのは一定感じられると思いますので、その辺は園運営の中でいろいろ工夫ができるものだと思っております。

国の制度として、やはり代替遊戯場でいいということではあります、それでも、先ほど申し上げましたように、事業者のほうも、区のほうも協力して、できる限りのスペースは確保している状況でござ

います。

財政的な支援というよりは、やはり品川区の中で用地を確保できないということが一番大きな問題でございまして、例えば一般的な80名定員の保育園ですと、大体施設として500平米、そこに屋外遊戯場をつくるとなると、200平米必要になりますので、区内に700平米、210坪の土地が10カ所も12カ所もあるかという話になりますので、それはやはりなかなか品川区内では難しい状況ではないかというふうに考えております。

○南委員 23区の平均、先ほど申し上げなかったのですが、53.6%なのですね。先ほど、課長のご答弁は21.2%、半分以下です。

○たけうち委員長 次に、若林委員。

○若林委員 3テーマ伺います。

242ページの児童保育費では、園児対応に関連して、まず、子ども・子育て支援新制度で、指導検査の権限が区に付与されたというところで、その中では、重大事故の防止については、研修を行うと。全ての職員は救急対応、これはエピペンも含めて、実技講習、対処方法を身につける研修を行うということで、その平成30年度、今年度の結果も出ておまして、私立の認可保育園12園が検査の対象となって検査をされて、その中の1園で、アレルギー疾患の対応が不適切であるというご指摘、調査結果が出ています。この不適切である1園についての内容と、その後の改善をお聞きをしたいと思います。

続けて、同じくアレルギーについて、いわゆる認証保育園、それから、区立や私立の幼稚園、こういったところのアレルギー対応というのは、区としてはどのように把握されているかをお聞きします。

続けて、245ページ等の特別支援保育についてです。これは先ほども一定の質疑があった中で、私立保育園、ここには77園とありますけれども、それから、私立の幼稚園もあるのですね、特別支援、ここは巡回相談ということで、名前が変わって記述されております。この事業についての相談員の内容、また、巡回回数をお聞きをしたいと思います。ある園からは、なかなかこの巡回指導をお願いしているけれども、来ないというか、手を上げても当たらないというお声もありますので、そこら辺の問題意識です。

同じく、続けて、このくだりで、庁内療育支援ネットワークが2年前ぐらいから立ち上がって、それは以前からありますけれども、今回のはいわゆる課長級の会議体として開催をします。いわゆる現場の情報共有も含めて、今後は区のこの特別支援に関する政策をしっかりと課長級で前に進めていくということですので、開催数とかその内容、どういうことが話し合われて議題となっているのか、今年度の実績と来年度の主な議題、取り組みをお聞きしたいと思います。

最後の3つ目に、214ページの高齢者福祉費のところ、一人暮らし高齢者にちょっとスポットを当てまして、こういった一人暮らし高齢者の方が転入されてくるということもあると思います。この総合戦略のちょっと古い資料ですけども、65歳以上の方で、1年間で856人、世帯ですよ、一人暮らしの方が転入をされてきたというデータがありますけれども、こういった方々の把握とかアプローチはどのようにされているかをお聞きしたいと思います。

もう一点、こういう方たちとの民生委員のかかわりについても確認をしておきたいと思いますが、こういう、当然、転入されてきた方、隣近所、地域、品川に、当然、お知り合いがないということで、いわゆる孤立をされやすい方なのかなというふうに思います。こういう方が、例えば地域の高齢者クラブには入れない。ただ、お元気なので、趣味とか、そういうものはしっかりやりたいとか、また、知り合いがないので、ぜひ近所に友達をつくりたいという、そういうご希望があったときに、例えば民生

委員というのは、地域のいわゆる一人暮らしの高齢者も含めて、たくさんの方を知っていらっしゃる。今回転入をしてきた一人暮らしの方がわかった。でも、その方はいわゆる団体組織とかには行きたくないのだけれども、身近には友達は欲しい。おしゃべりをしたり、食事をしたり、家を行き来したいという方も、やはり元気な方というのはそういうパターンが多いと。

そういったときに、民生委員がそういう方をつないでしまっているのかどうかという、こちら辺、ちょっと個人情報が入ってくるのかなという思いもしつつ、そういう役割もあつたら、喜ばれる高齢者もいるのかなと、そういう問題意識でございます。

○佐藤保育課長 2点ご質問いただきました。

1点目の指導検査、巡回指導の関係でございますけれども、今年度、保育教育担当を組織改正で作りまして、年間160回以上の訪問の指導検査をしていくところでございます。委員ご指摘の食物アレルギーへの対応というところでは、そのそういった指導検査の中で、園内のルールとか、そういった一定の面で、不備があったというところで指摘をしているところでございますが、重傷事故には至っていないというところで、認識をしております。

2点目の公立における食物アレルギーを持った園児への対応というところでございますが、こちらに関しましては、厚生労働省が作成したアレルギー対応ガイドラインに沿って、区で独自のマニュアルをつくっております、それを定期的に保育園、また、給食業者のほうに研修して、徹底をしております。

○大澤保育支援課長 認証保育所のアレルギー対応でございますが、これは認可に準じまして、今の保育所におけるアレルギー対応ガイドラインを基本に、必要に応じて、各園のマニュアルに落とし込んでいただいているところです。

アレルギー児の対応をしている園に対しては、その人数によって、区のほうから補助金を交付しております。

私立幼稚園のアレルギー対応に関しましては、基本的には都が作成しております食物アレルギー対応ガイドブックがございますけれども、そのほかに、各園でマニュアルを持っているところです。

私立幼稚園、食事につきましては、お弁当だったり、給食だったり、業者のお弁当だったり、週1回だったり、2回だったりともうばらばらでございますので、その辺は各園が状況に応じて対応をいただいているところです。

続きまして、特別支援児の巡回指導の件でございますけれども、私立保育園につきましては、31年度、20回増やしまして、100回の枠をとって、臨床発達心理士の方に相談に回っていただく予定でございます。私立幼稚園につきましては、学校心理士の方、36回、こちらのほうは今年度より回数を増やして36回の枠をとってございます。

○大串福祉計画課長 転入されてきた高齢者への対応といったところかと思えます。民生委員、そういったアプローチも可能かとは思いますが。ただ、民生委員には3年に一度、実態調査というのをいただいています。そうした中で、訪問希望ありやなしやといったところをとらせていただいて、その後、民生委員がかかわっていくケースも出てきますし、また、まず、支え愛・ほっとステーションですとか、そういった形のところでご相談いただくというのも一つの方策かと思えます。そうした中で、各地区で展開しておりますフリースペースとか、そういったところのご紹介につなぎ、あるいは、高齢者クラブといったところのご紹介へつなぎもさせていただけるというふうに考えているところでございます。

○松山障害者福祉課長 私からは、療育支援ネットワークについて、お答えを申し上げます。

こちらのほうですけれども、庁内関連各課ですね、保健、保育、子育て、教育等々、連絡会の中で、現状の課題の共有や方向性について話し合いを行っております。目的としましては、療育環境をよりよい方向に整備するというので、情報共有を図っております。

○たけうち委員長　内容とか回数とか議題はありますか。続けてください。

○松山障害者福祉課長　こちらのほうは、年に1回程度ということで、本当に庁内のネットワーク会議という形になっております。

こちらの成果といたしましては、発達支援ガイドブックであったり、あと、品川区サポートブックというのを作成しております。

○若林委員　1つだけ。アレルギー対応については、特に私立幼稚園では各園が対応していますということで、私立幼稚園は一つ一つ園を保護者が歩いて訪ねなければいけないということで、電話でもするのですけれども、ぜひこういう、認証保育園も含めてかな、アレルギー対応の有無、可否、これをぜひ一覧にさせていただくと、否のところは最初から当たらずに済むと。この負担が大変大きいというご相談もありますので、その声をお届けさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○たけうち委員長　次に、伊藤委員。

○伊藤委員　212ページ、社会福祉費、福祉計画費に関して質問します。

内閣府の主宰である人生100年時代構想会議というのを勉強しました。そこには、やはり幼児教育の無償化から、高齢者雇用の促進までいろいろな項目が上がってきたりしている。ここでは、高齢者雇用について伺います。

この会議の中に書かれている表現として、65歳以上の継続雇用年齢引上げに向けた環境整備、消費税増税を原資とした地域医療介護総合確保基金を活用した入門的研修、マッチング等を行って、国・地方自治体が一体となって、高齢者の介護分野への参入を推進するという提言があります。

ですから、当然、この高齢化への方向の一つとして、こういうことも品川区は考えていかないといけないと思うので、品川区の見解と計画をお聞かせをください。

○宮尾高齢者地域支援課長　私どものほうで、高齢者の社会参加支援ということで、各種の事業をまずは展開をさせていただいているところでございます。

こちらは、高齢者の方に、これからも社会参加の促進の基軸としていただくとともに、価値観、生活様式の多様化、こういったことにも対応していただくために、元気な高齢者の方向への施策をこれからも推進をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○伊藤委員　その方向性は理解するのですが、内閣府が求めているのはさらに進んだものだと思うのですよ。100年時代ということを支えていくためには、まず、元気な方には本当に元気でいただくことが最善だから、だから、高齢者の雇用促進と表現は簡単だけど難しいと思いますよ。だけれども、働く意欲のある方々が、何というか、ここでは介護分野への参入とあるけれども、そういうところを担っていくのは、高齢者の方々をある程度期待していることで、お元気な方が高齢者を見ていくような仕組みをつくっていく。どういったらいいかな、さらに前に進む思いを込めたことをいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○寺嶋高齢者福祉課長　今まで、ボランティアであるとか社会参加につきましては、これまでも進めてきたところですが、やはり介護現場におきましては、人材不足等もうたわれている中で、まだまだお元気な高齢者の方、意欲のある方につきましては、そういった参入も含めて、いろいろ研究をしていく必要はあろうかと考えております。

○伊藤委員　　そういう方向性をとっていかないと、やはり福祉人材の確保とよく言われる中であって、新しく人材を育てるよりは、ある一定の即戦力になる可能性があるわけだから、それはこの100年時代の構想に従って、品川区も計画を進めていただきますように、お願いをしておきます。

それから、介護分野での記述もありましたのでお聞きしますが、自立介護の促進と、それから、介護のICT化、ロボットセンサの活用により、一定の効果が認められることについて、2018年度の介護報酬改訂の際に、制度上の対応を行うという表現がありました。2020年には、質が高く効率的な介護サービスの提供を可能とするシステム構築を目指し、ICT標準仕様の作成とまで書いているわけです。これが人生100年時代構想会議の表現であります。

ですから、これもこれからの品川区の福祉の一つの方向性として、介護現場で、ICTが導入されていくのだけれども、それをどう評価していくのか、また、それを区の施設はもとより、民間事業者に対する対応、それから、計画的にICT機器の導入を促進し、また、費用対効果の測定、さまざまな観点があると思うのだけれども、そのことについての品川区の方向性をお聞かせをいただきたい。

○寺嶋高齢者福祉課長　　ICT機器等の活用につきましては、さまざまな活用の目的があろうかと思えます。先ほど来のご答弁でもさせていただきましており、介護者の負担軽減、それから、コミュニケーションといったこと以外に、やはり人材不足を解消するために、どういったところを機械化できるか、こういった形の取り組みが今、民間企業中心に進められているということで、我々も情報収集にとめているところでございます。

そういった民間企業の先端を行く中には、実際に国の提言も含めて、例えばこれだけの負担、いわゆる作業効率化が図れば、そもそもの人件費自体の見直しも可能ではないか、このような議論もなされているという、会議の席で聞いたこともございます。

品川区としましては、そういった情報も含めて、もちろん適切な介護が前提ではありますが、人材不足が迫っているということは、これ、喫緊の課題でございますので、情報収集、それから、早期の着手に向けて、これからも研究を続けてまいりたいと思っております。

○伊藤委員　　具体例を一つだけ報告しますが、私たち自民党で視察に行ったある福祉施設では、ベッドの下にセンサを入れて、その入所している方の一日の生活リズムを把握したことがあって、前に、たしか質問したと思うのだけれども、日常見ているその対象者の方の動きと、それが実際の生活リズムが相当違って、その方に対するそういった施し方、それから、介護プランを変えたら、非常にその方の心身の状況がよくなったという話を聞いたことがあります。

ですから、機械というのは、私たちの目に届かないところでもしっかりと一人一人のそのさまざまな状況をしっかり把握をした上で、データとして残していつているわけだから、それを、何というか、有効に活用すると、相対的に介護サービスの質の向上につながっていくし、それから、人的な削減につながっていくし、当然、介護保険のさまざまな削減につながっていくと思われるので、もう少しその具体的なICTの展開というのはさらに進めていくべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○寺嶋高齢者福祉課長　　区内の特養の中でも、例えば上大崎特養につきましては、センサマット等の導入を進めておまして、しかも、その導入時期からは、既に今日の時点まで、かなりこの機器の性能も進んでいるというふうに聞いてございます。脈拍数、実際に起きているか、寝ているかの判断だけではなくて、脈拍数であるとか、体温であるとか、そういったものもわかると。

それから、それが字ではなくて、図とか、そういったものでも確認ができるということで、これは1つには、例えば外国人の方が見てもわかるといったところも含めて、そういった機器の開発も今進めら

れているということ、実際に機器展等の見学で私も確認をしているところでございます。

そういった、繰り返しになりますけれども、情報の収集と必要なものにつきましては積極的に、これは事業者の考え方もございますので、法人が区に対してどのような支援を望んでいるか、こういったことも聞き取りをしながら、ぜひ研究を進めていきたいと考えております。

○伊藤委員 もちろん民間の設備導入も必要なのですが、当然、品川区の施設もあるわけだから、まず、品川区の施設を先に考えていただきたいなと思うので、そのことをお願いしておきます。

それから、100年時代と随分言われているわけですけど、これ、実現するのは、これから長期基本計画の策定が始まっていくわけだから、そこにみんなかかってくると思うのだけれども、いろいろな分野にかかってくる話だと思うのですよ。

内閣府では、乳幼児支援から始まって、学校、就労、老後、医療、介護等幅広い政策展開が必要だということが指摘されているし、とはいうものの、ときに高齢者となった後の政策展開、介護、元気高齢者の支援、それから、後期高齢、国民健康保険制度。そう考えていくと、この人生100年時代の構想については、全庁挙げてやっていくべき必要があると思うのだけれども、特に高齢者部門での大きな方向性が必要だと思うのだけれども、一つその方向性をお聞かせください。

○寺嶋高齢者福祉課長 ちょっと先ほど言葉足らずでしたけど、屋内施設、指定管理で運営している法人との意見調整ということで訂正させていただきます。

それから、繰り返しになりますけれども、ICT機器の発展はめざましいものがございます。単なる負担軽減とか作業の効率化だけではなくて、やはり介護の質の向上も十分視野に入れた機器の開発が進んでいるということは十分認識しておりますので、品川区も積極的にそういったものにつきましては、今後の取り入れも含めた研究検討を進めてまいりたいと思います。

○たけうち委員長 次に、須貝委員。

○須貝委員 私は234ページ、児童福祉費の中で、子ども育成についてお聞きしたいと思います。

東京都では、子供に対する保護者による虐待事件が増えてきたことから、保護者の体罰禁止の条例を決めました。これは保護者による子供の品位を傷つける罰で、肉体的、精神的苦痛を与える行為は、子供の利益に反するものと定義し、暴言も含むとしています。しかし、罰則はありません。

確かに一部、保護者がしている肉体的、精神的な苦痛が長期間にわかって残る行為は、私も間違っていると思います。しかし、大半の保護者は、子供の将来を見据えて、教育的、愛情のあるしつけをしています。誰よりも我が子を愛し、我が子の将来を考え、責任を持って育てていますが、このように家庭内に自治体が介入するようなことは私は適切ではないかと考えておりますが、区の見解としてはどのように思われますか。

○二ノ宮児童相談所移管担当課長 ただいまのご指摘でございますが、今、国のほうでも、虐待などが起きている関係で、児童福祉法の改正法が国会提出に向けて準備中と聞いておまして、その中でも、報道によれば、体罰を禁止するというようなことが盛り込まれるということになっておりますので、委員がおっしゃるとおり、何がしつけで、どこまでがしつけで、どこからが虐待かという線引きはなかなか難しいところでもあるのですけれども、先般いろいろ発生しております痛ましい事故をなくすためには、一定程度の何か担保するものが必要ではないかと思っております。

○須貝委員 今、お話、課長から聞けましたけど、実際、では、そこまで自治体でいうならば、その我が子の将来というのは保障していただけるのでしょうか。自分は自分の子供はやはり将来を見据えて、この子たちはできるだけ幸せというか、安心な、そういう道を歩ませたいなと思います。そして、毎日、

自分の子供なら、顔を見合わせて、そして、注意も指導もできるわけですね。

その中で、自治体のほうで、国のほうでこういうふうに体罰禁止だ、全てだめだという、そういう私は方法はまずいと。もともと、自治体の中でいろいろ、品川区もそうですが、教育委員会、それから、子ども未来部、さまざまな部署が子供たちに対して、虐待、いじめ、自殺、不登校について、今までずっとやってきたのですよね。だけど、結局できてないわけですね。この子供たちを救済できてない。ほんの一部の子かもしれないですけど、それを今度、家庭も放棄しろということになれば、一体誰が見るのですか。やはり親が見るしかないのではないですか。

そういうことを考えて、今回のさまざまな事件に対して、やはり区民や子供たちに、では、自治体には頼れないのではないかという認識を私はさせてしまったと思うのですね。実際、では、今まで品川区でも、都でも、国でも、さまざまな事業を展開して、子供たちを救済しようとしてきたのですが、実際、それに追いつかなかった、対応できなかつたということは、一体何に原因があるのでしょうか。その資格を持たない専門家、児童福祉司が足りないからですか。それとも、それに対応できる職員が圧倒的に少ないからですか。それとも、助ける権限をしっかりとってないからですか。

その辺について、ちょっとご見解があったらお聞かせください。

○二ノ宮児童相談所移管担当課長 なかなかある種概念的なことになってしまうのですが、実際に起こっている事件につきましては、しつけのつもりだったということを述べている、いわゆるばか親というのはいっぱいいるわけですので、先ほどの繰り返しになってしまいますけれども、明確な基準というのは、具体的な行為をもって決め切るところでもあるのですけれども、何らかの担保、どこかある程度の、曖昧な線かもしれませんが、引くというのが必ず必要なことだと思っております。

児童福祉法の規定では、子供は一義的には保護者が見るということになっております。委員がおっしゃるように、我が子の将来を心配する親というのは当然いると思うのですが、ただ、場合によっては度が過ぎてしまったりする場合、それから、保護者が例えば疾患等、場合によっては通常の状態ではいられない場合もあるかもしれませんので、そういった場合には自治体のほうから手を差し伸べていって、事態が深刻化することを防いでいくというようなことが必要ではないかと思えます。

○須貝委員 東京都でもいろいろ調べていまして、児童福祉司がかなり不足しているという実態を報告しております。そして、児童福祉司は職種の中でもブラック、もう働く場所が、もうそれも事件によっては24時間体制で動いていくという、そういう話もあるところの局長さんにもお聞きしました。大変な場所です。

品川区で、これは品川区がまだ児童相談所をみずから運営はしていませんが、品川区にもさまざまな子ども未来部でも、教育委員会でも、さまざま動いているわけですが、実際、職員数というのは、これ、足りているのでしょうかね。結局動けないから、一人一人に向き合うということができないのかと。中にはいまだに少なくならないというか、努力はされているのでしょうか、やはりいじめはある。虐待もある。不登校も間違いなくあります。自殺も不幸に、わずかですが、何人か出ました。

このようなことを思うと、実際、どうなのかなというのはすごく私は思うのですね。そして、もし行政でできないならできないということをはっきり保護者の方に連絡をして、もう自治体では対応できません、ですから、もう必ずこの親御さんが自分の子供を見てくださいというような、私は宣言をすべきではないかと思うのですね。

それについて、ちょっとご見解をお聞かせください。

○高山子ども育成課長 現在の品川区、区における児童家庭相談の体制という点で申しますと、この児童相談所の移管を見据えまして、福祉職、心理職の専門職の人材を順次拡充しているところでございます。とりわけ、心理職につきましては、30年ぶりに採用をしたということもありまして、現在、その育成に努めているところでございます。

そして、行政がその役割を放棄して、家庭にその責任を任せるべきではないかという指摘につきましては、逆に、行政がその役割を放棄するということがあってはならないこととございます。東京都が持つ権限、品川区の持つ権限を組み合わせる中で、一時的に子供を親から分離する、あるいは、親元で暮らすことが望ましくなければ、そういう養護施設などの施設で養護していく。そのようなことをもって、子供の最低の利益を保障していく。それが大人の責務だと考えておりますので、行政において、そのような役割を放棄するということがあり得ないと考えてございます。

○須貝委員 私は、今、課長がおっしゃいましたけど、さまざまこれから人員も増やしていく。でも、時間はどんどんたっていくのですよね。そうですね。半年、1年、2年、3年、その間にさまざまな事件が起こる可能性があるということで、今、虐待件数も全国は13万件以上が出ているのですよね。それだけどんどんうなぎ上り、すごく増えている。この実態を見たら、一日、一日が、私は貴重な時間だと思うのですね。

これから社会を支えていく子供たちは、今、私は本当に最大な危機を迎えていると思います。その子供たちの成長過程、安全に支える仕組みがやはり危険な状態に陥っているならば、ここにもっと私は予算を投入し、目配りできる、対応できる人材を早急にやはり確保するべきではないかなというふうに考えます。これについて、ちょっと後で見解をお聞かせください。

確かに区有施設、これも大事です。更新していく、改築する。でも、その前に、やはり人の命、これからこの国を支える、この区を支える子供たちへ、親は日ごろ働いてなかなか昼間は見られません。そのために、自治体に委ねるということも事実です。ですから、私は、子供たちの命や将来にもっと私は投資するべきだ。まして、ここに先に投資するというのが自治体の本来の姿でありませんか。ご見解をお聞かせください。

○品川財政課長 こういった児童虐待の部分の流れについて、やはり一定の行政ニーズ等出てきたときにあわせて、予算のほうもやはりこれは投じていくということになると思います。今後、どういう展開になっていくかわからないところはありますが、そういう展開に合わせて、必要などころに対しては予算を投入していくという、こういう考えでございます。

○たけうち委員長 次に、石田しんご委員。

○石田（し）委員 417ページからの国民健康保健事業について、それと、243、265の中にあるいわゆる学習支援について、お伺いをします。時間があつたら、239ページの児童相談所移管推進事業についてお伺いしていきます。

まず、国民健康保健事業ですが、全体的に、予算案を見ると、各事業等々が減に、いわゆる予算が減になっている中で、436ページの総務費のいわゆる一般管理費が増になっているのですが、まず、全体的な予算が減になって、管理費と言われるものが増になったというのは何か原因というか、何が理由なのか、その各増減の理由を改めて教えてください。

それと、外国人への対策についてですが、本当にいろいろと報道等でも、いわゆる悪用している外国人もいる。また、外国人の方々も増えて、この国保をご利用されている中で、一方で、正規の方たちはやはりしっかりこの制度というものを周知をしなければいけないですし、利用に当たっては、きちんと

その方法というのは理解をしてもらわなければいけない。その制度を理解をしてもらわなければいけないのかなと思うのですが、1つは、いわゆる外国人の悪用対策はどのようにやられているのか。なかなか難しいというお話は聞いているのですが、区として何かやられているのか。

また、もう一方で、外国人の方たちに、いわゆる丁寧な、言語も含めて、何かその対応をされているのか。それと、現在の品川区においての外国人がどのぐらい変化があるのか。もしわかれば、教えてください。

それと、レセプト点検についてです。品川区でも、この点検、委託されていると思うのですが、ここ数年でどのぐらいこの点検によって削減がされているのか、わかる範囲で構いませんので、レセプト点検についてお知らせください。

447ページの特定健康診査、データヘルス計画についてですが、1期データヘルス計画から2期になって、さまざま数値も含め、掲げていますが、この第2期になっても、課題が継続されているものが3つあります。特に健診の受診率低迷だったり、リスク保持者の増加、重症患者の増加、この第2期になると、新たな課題というものが出てきているといった中で、なかなかその課題がずっと継続されているのかなと思うのですが、これはやはりその解決に向けて、区としてもさまざまやられているのは理解はしていますが、やはりこの35年ですかね、に向けて、やはりもうかじを切って、思い切った大胆なことをしないと、この課題解決というのはなかなかできないのではないかなと思うのですが、その点、お聞かせください。

この学習支援ですが、未来をひらく学習支援、243ページ、もう一つ、学習支援ボランティア事業で、生活保護のところ、265ページの学習支援事業等というのが、これ、僕が見かけた限り、3つ、いわゆる学習支援というタイトルが出ている事業があるのですが、これ、それぞれどのような事業を行っているのか、お知らせください。

○三ツ橋国保医療年金課長 まず、国民健康保険関係の予算の減の部分でございますけれども、年々、被保険者が下がっておりまして、今年度につきましても3,000人程度、被保険者が下がっている。

一方、管理費でございますけれども、こちらの増につきましては、システム改修をさせていただき予定でございます。そのため、増となっております。

また、制度の理解でございます。こちらは、外国人対応につきましては、やはり国の政策として、雇用の部分など、外国人の雇用促進に向けて対応しておりますけれども、今回、国保につきましては、外国人対応については、やはり窓口でも対応しておりますけれども、悪用という部分は、今のところ、品川区の中では悪用部分の対応については特に問題が起きておりません。

ただ、外国語の対応については、タブレット端末などを使いまして、外国語対応をしているところがございます。

次に、レセプト点検でございますけれども、こちら、レセプト点検につきましては、業務の適正化について対応しております。やはり一次審査、二次審査、また、国保連合会への対応を実施しております。医療費の適正化に向けて、引き続き対応してまいります。

最後に、データヘルス計画につきましても、斬新な方法というものがなかなかできていない状況でございます。こちらは、やはり継続的に考えなければならないという課題については、先ほど委員ご指摘のように、例えば健診受診率の促進であったり、リスク保持者の増加、また、重症化予防の対策などについてはやはり継続的に対応していかなければならないものだと思います。

特にデータヘルス計画については、データヘルス策定委員会があり、また、検討委員会の中で、学識

経験者、また、3師会の先生などなど、協力を得ながら対応しているところがございます。引き続き、国保としては、データヘルス計画、区民のデータ、健康維持増進に向けて対応してまいります。

○廣田子ども家庭支援課長 243ページの学習支援ボランティア事業につきましては、ぐんぐんスクールと言われるもので、一人親の家庭のお子さん対象としました小学校高学年から中高生を対象とした学力の定着等をするための事業です。未来をひらく学習支援事業につきましては、いわゆるドリームサポートといっている事業でして、高校生を対象としまして、大学、専門学校の受験であるとか、公務員試験等を目指す自立を目指す子を支援する事業になっておりまして、ウイークデーの夜に、自学自習の場所を提供し、大学生ボランティア等が週に2回、学習支援なり、タブレット学習をするというような事業でございます。

○矢木生活福祉課長 265ページの学習支援事業でございますが、こちらは平成27年4月から行ってございまして、対象者といたしましては、生活保護世帯を含む生活困窮世帯のお子様、及び、その親御さんということで、支援方法といたしましては、主に生活保護世帯でございますが、家庭訪問を行いまして、その家庭の学習に対する意欲ですとか、あとは、問題課題がもしあれば、そこを一緒に話し合いながら、ときには必要に応じて、やまて企業組合というところに委託してございまして、そちらのほうにおいていただいて、個別のお子さんに対する学習指導等を行っているものでございます。

○石田(し)委員 国保ですけど、なぜこのレセプト点検を聞いたかいうと、新宿で、29年度、ものすごい強化をしてなのか、削減が急に伸びたのですね。なので、こういった部分も含めて、いわゆる区として、第2期に向けて、その医療費の適正化というのは取り組むということなので、ここはぜひ、新宿の事例も含めて、区で取り入れられるものはしっかりそういった部分も見ていただければなというふうに思って、質問しましたので、よろしくをお願いします。

○たけうち委員長 次に、安藤たい作委員。

○安藤委員 217ページ、福祉人材確保・定着事業、253ページの保育士等キャリア補助金について、保育士、介護士の待遇改善について伺います。

私は地域で区政アンケートに取り組みました。社会保障や子育て、教育、防災、まちづくり、地域経済など、7分野66項目の施策で、議会で特に取り上げてほしい課題はとお聞きしたところ、416名の回答者のうち、介護士の待遇改善は176人で3番目、保育士の待遇改善も165人で4番目と続きました。

アンケートの回答者のうち、65歳までの現役層は57%、それ以上の年齢の方は43%でした。

世代を超えて、未来を担う若者が、これから社会に必要とされる仕事に就いたら、希望を持って働き、暮らせる社会になるよう願っていることが改めてわかりました。ちなみに、1番目は、236人で、羽田新ルートの撤回でした。

まず、保育士について伺います。私は、先の代表質問で待遇改善を求めましたが、区は保育士の賃金について、月平均で6万7,190円の改善をしているので、区が独自に賃金助成を行う考えはないと答弁しました。12月の文教委員会でも、350万以上の方が6割を超えていると。年間の改善額も、月平均で約6万7,000円となっていて、改善が進んでいるとの認識でした。

これらの認識のもとになっているのが、委員会でも示されましたが、私立認可保育所における保育士等の支給額、及び、改善額についての実態調査532人分の結果ですが、伺います。この調査はアンケート方式かと思いますが、保育士に直接記入してもらった形式なのかどうか、伺います。また、532人分は、区内私立保育園の総数に照らすと少ないと思うのですが、社会福祉法人の認可保育園で

すとか、認証保育所、認可外保育施設等が含まれているのかどうか伺います。

○大澤保育支援課長 処遇改善の調査でございますけれども、これが全員に対して、全職員の個人別の賃金と改善額を提出していただいているものでございます。対象者ですけれども、こちらは全園ですので、49園に調査をかけてございますが、前年や前々年度と比較をするために、1年間、常勤保育士として勤務された方を対象してございますので、年度途中に開設した2園を除いて、47園分、また、対象が680人いますが、そのうち、大体8割の方が1年間通してお仕事されていますので、532人となっております。

認証保育所や小規模保育事業についても、同じ調査はしてございますけれども、こちらと同じような集計は、今、してございません。

○安藤委員 私、保育士に直接記入してもう形式なのかどうかというのも伺ったので、後で確認させていただきます。

それと、アンケートはしたけれども、その532でまとめたのには、認証も認可外も入っていないということでしたね。

あと、社会福祉法人の認可保育園についてはどうだったのか、ちょっとお願いできますか。

○大澤保育支援課長 保育士が直接というよりは、園が支払った金額を園ごとに分けて提出していただいているものでございます。

社会福祉法人の保育園も49園の中に含まれてございます。

○安藤委員 また、アンケート回答者532人分の内訳についてなのですが、社会福祉法人と株式会社の割合、とれぐらいなのか、それぞれについて、20代、30代の年齢は何%ぐらいなのか、わかれば、伺います。

○大澤保育支援課長 社会福祉法人は17園でございます。

20代の保育士が55%です。30代の保育士は、28%になります。

○安藤委員 認証ですとか認可外というのは含まれていないということなので、この実態がわかっていないということだと思うのですが、共産党は、私立の保育士との懇談を行っておりますけれども、子供の命を預かり、人となる土台をつくる時期を責任をもって保育しているというふうに、やりがいと誇りを持って仕事に取り組んでいる思いを伺っております。

同時に、そうした仕事は、身を削って自分を犠牲にせざるを得ない状況も窺えました。保育士が安心して生活が送れるようにしてほしいとか、資格に見合った給料になるように処遇アップしてほしいという思いもいただいております。

伺いますけれども、平均、この6万7,000円に改善されたと、認証や認可外は除くのですけれども、そちらの実態等も大変なのでつかんでほしいのですが、その、でも、6万7,000円改善されたとはいいます。このことをもって、品川区は保育士という仕事に見合うものになっていると思うのかどうか、伺います。

また、今、課題となっている保育士不足を解消するのに十分だと思っているのかどうか、伺います。

○大澤保育支援課長 まず、認証のことでございますけれども、こちらは東京都が認証も含めてまとめた額が出ておりまして、認可、認証を含めると、もっと高くなりますので、多分、改善額としては、認証のほうが認可よりも、高い金額が出るということだと思います。東京都の認可の改善額と品川区の改善額とほぼ一緒ですので、大体東京都の傾向と同じ傾向が出るのではないかと考えております。

一時期、保育士の給与が10万円低いのではないかとというふうに報道されたりしていましたが、

今、そこから、6万7,190円上がっておりますので、一定、差は縮まっているというふうに認識してございます。

これが人材確保につながるのかというご質問でございますけれども、区内、今のところ、保育士不足で開園できないような園は出ておりませんので、ある程度の確保にはなっているのではないかとというふうに考えてございます。

○安藤委員 やはりまだまだ、私、足りないと思うのですね。縮まっているということはあるという認識ですけれども、これからも、品川区独自に改善策というのを考えていかないといけないと思います。また、介護士の待遇改善もさらに待たなすです。ある区内の福祉事業者の責任者の方は、介護士の給料を上げられるようにしてほしいと切実に話していました。

また、先日も、品川介護福祉専門学校の卒業式が行われましたが、今年の卒業式は、定員40のところを20人、仕事として介護士を選ぶ方が減っていると思います。区も、介護士については、代表質問の答弁で、上昇が図られているという認識を示しましたが、そういうのであれば、保育士のように、区はどのように区内各法人の介護士の賃金を把握しているのか、していないのか、伺います。

また、区自身が行っているこの改善策ですね。研修費の補助ですとか、資格取得の助成というのにとどまっております、これで現状課題の解決困難なことは明らかですよ。

区自身の補助に乗り出さないといけないのではないかとと思いますが、いかがでしょうか。

○寺嶋高齢者福祉課長 区内の各法人におきましては、賃金体系の見直しをはじめとした処遇の改善に努めているというふうに報告を受けているところでございます。そういった中で、研修等の受講、資格の取得等がその賃金の加算に加わってくるということもありますので、支援策としては、今後も続けていきたいと考えております。

○安藤委員 報告が出ているというだけなので、区みずからがつかんでないということだと思います。しっかりと、保育でやっているような、まず、実態調査をしてください。その上で、やはりきちんと希望を持って働けるような、そういう待遇にさせていただくよう努力するよう求めます。

○たけうち委員長 次に、こんの委員。

○こんの委員 私からは、223ページ、高齢者住宅生活支援サービス事業、245ページ、保育園運営費、259ページ、オアシスルーム、261ページ、生活保護者自立支援事業、この4点をお伺いしたいと思います。順不同で行きたいと思います。

まず、保育園運営費に関連して、大きく2つ質問させていただきたいと思います。

まず、1つ目は、認可保育園の延長料金の考え方についてお聞きしたいと思います。現在、認可保育園に在園するお子さんを持つ保護者の方から、こんなご相談を受けました。それは、仕事が終わり、お子さんをお迎えに行く際、さまざまな事情からお迎えにおくってしまうことがあります。そうした場合には、保育の延長料金がかかります。その延長料金は、ご相談者の例でいうと、あるお迎えのとき、1分おくってしまった、その1分でも、1時間分の延長料金が発生したというもので、ご相談者は、たった1分だけだったのにとおっしゃっておりました。

そこで、現在の延長料金体系はどのようになっているのでしょうか。また、延長料金体系の1時間単位になっている料金は、各自の保育料によって料金が設定されているとも伺っております。ご相談者の場合は、1時間400円かかったそうですが、現在の延長料金体系について、また、今後改善、見直しが必要と考えますけれども、ご見解をお聞かせください。

○佐藤保育課長 保育園の延長保育の関係のご質問でございます。

まず、基本的なところといたしましては、開所時間は保育園は11時間と定めておりまして、午前7時半から午後6時半までを基本としておりますが、午後6時半までにお迎えに来られない場合に、1時間単位で延長保育の費用をいただいているところでございます。

やはり電算システムで管理している関係もありますので、1分でもおくれましたら、そこで当然、6時31分になりますので、費用のほうは発生していただくことになります。こちらに関しましては、制度上、申しわけないですけど、そのとおりになっておりますというところでございます。

料金体系に関しましては、保育料は全部で30階層あるのですけれども、延長保育に関しましては、全部で4階層に集約をしております、1時間以内、2時間以内、3時間30分以内で費用を徴収しております。一番安くて、1時間200円、一番高くて3時間30分で1,400円というところでございまして、一応23区、調べたのですけれども、1時間単位で料金を徴収しているのは23区中4区で、それ以外のところは、月額とか日額で、例えば使いたい放題とか、そういった体系でございまして、改善に関しましては、ちょっといろいろ分析していかないといけないなと思っております。

○こんの委員 延長できることによって、慌てないで安全に余裕を持ってお迎えに行かれるという、そういう考え方もあると理解をしております。しかし、1時間延長しなくても、例えば15分や30分の延長でお迎えに間に合うということもあると思いますし、そもそも、この延長料金は家計の負担にもつながっているという、こうした声も伺います。

ですが、預かっていただいているということもあるので、料金を払って預かっていただくこのことに対しては、問題にすることではございません。ですが、お母さん、お父さんのお迎えを早く、早くと待っているお子さんのもとに、お父さん、お母さんができる限りおくれのないようなお迎えを促すためにも、料金体系、時間帯、1時間の単位ではなくて、そうした、特に時間ですね。細分化をされたほうがよいのではないかと、このように考えるわけですけれども、いかがでしょうか。

○佐藤保育課長 延長保育の費用の負担の仕方でございますが、平成16年に日額、月額の、先ほど言った定額制から時間制に変えております。そのときの考え方といたしましては、適正な受益者負担と必要な人には利用しやすく、また、委員ご指摘のとおりだと、二、三分で済む人と、1時間おくらせてみる方との関係もあるので、安易に利用することのない仕組みづくりというところで、今の料金体系にしているところはございます。

委員ご提案の例えば15分単位で刻むとか、その辺に関しましては、電算システムを改修すれば対応できる場所でもありますし、園運営でも大きな変更になるのは聞いてはおりません。幼児教育の無償化もありますので、あわせて、総合的にいろいろ考えていきたいと思っております。

○こんの委員 ぜひよろしく願いいたします。

次の大きな質問です。認可保育園に在園するお子さんを持つ保護者の方からのご相談なのですが、平日に勤務が休みの場合の保育についてです。最近、同じようなこうした区民のご存じを数件、私、たまたまお受けしたのですが、それは認可保育園に在園するお子さんを持つ一人親の保護者、あるいは、近くに子育てを助けてくれる身内の方がいらっしゃる共働きの保護者など、こうした方々からのご相談ですけれども。

平日、土曜日も含む、こうしたときに、仕事が休暇となった場合に、その時間を有効に使い、さまざまな所用を片づけたいと、こうしたことでオアシスルームを申し込みましたけれども、オアシスルームは、残念ながら、在宅子育て支援事業のために、認可保育園の在園児は利用できません。何かほかにも利用できるものを探したところ、空き店舗を活用した子育て交流ルーム、例えば、品川宿おばちゃ

んちが利用できることがわかりましたけれども、施設が遠いために、利用は断念せざるを得なかったと。

結局、子供を連れて、その用事を済ますということになったわけですが、予定の半分もできなかったということでした。ご相談の保護者いわく、オアシスルームの目的の一つは、在宅子育てのお母さん、お父さんのストレスを発散するというか、リフレッシュをする、こうしたことが目的の一つですが、就労している保護者は、仕事と子育てのストレスがありますし、そうした親のリフレッシュという観点では、就労している、していないにかかわらず、子育て支援制度、こうした預かりということは大事ではないかというところでした。

こうした認可保育園に在園するお子さんを預けられる施設は、現在、2カ所、このおばちゃんちでありますけれども、この2カ所の増設や新設というのはこれまで行われておりませんし、なかなか難しいところではありました。

そこで、在宅に特化したこの一時預かり制度があるように、就労しながらの子育てに特化した一時預かり制度が必要と考えますけれども、そうしたおばちゃんちのほかに、何か一時預かりという制度、こうしたものを設けられる、こうしたことは考えられませんかでしょうか。

○廣田子ども家庭支援課長 就労にかかわらず、ファミリーサポート事業が使えますので、こちらも選択肢の一つとして考えていただければと思います。

○こんの委員 今おっしゃってくださったのは、緊急時も含めて、なかなか使えない状態ですね。マッチングの問題もあって、なかなか非常に難しいところでもあります。そもそも、こうした課題について、認可保育園の在園児なので、在園する園で預かってもらうことが考えられると思いますけれども、保育所が法令で定める児童福祉施設であり、基本的には就労する家庭のお子さんの保護者にかわって保育するということが目的の施設であります。

しかし、一方で、児童福祉法では、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合など、保育所において一時預かり事業ができるという解釈もできます。在園する園で、就労する保護者の子育て支援として、一時預かり事業が在園の保育園でもできるのではないかと考えますけれども、いかがでしょうか。

○佐藤保育課長 認可保育園における一時預かり、一時保育と言っておりますけれども、こちらに関しましては、保護者が疾病、出産等の理由により、児童を保育することが一時的に困難な場合においては、今でも認可保育園で一時保育をしているところがございます。委員ご提案の常勤の方がちょっとお休みで、何か用事をすますという場合は該当はいたしません。

保育園は、保護者の方の自己負担で大体13%ぐらいで、それ以外の全ては何らかの税で賄っている施設でございますので、やはり児童福祉施設というような位置づけに沿って、厳格に運営していくのが今現在の考えでございます。

○こんの委員 一時保育は私も理解をしていますし、認識をしております。一時保育というのは1日預かることですが、一時預かりで一定の時間だけを預かっていただきたい。こうしたことが就労の方にあってもいいのではないかと考える。それが児童福祉法から見ると、この児童福祉施設の中でもできるというふうになっておりますので、どうか考えていただけないかというふうに思います。ご答弁がありましたら、後ほどお願いします。

次に行きます。オアシスルームです。こちらのオアシスルームは、緊急時に使えないので、これを何かとしてほしいという声があります。というのは、オアシスルームで事前に24時間対応のインターネット予約もできますし、コールセンターで電話予約もできるのですが、利用の予約は前日15時まで

となっておりますので、例えば当日、朝起きたときに、保護者の体調不良だったり、今日1日、この用事を済ませなければいけないけれども、緊急なことができて、預けたい。こうしたことになると、もう定員いっぱい預けられないということが起きております。

そうしたことへの対応で、特にご相談を受けたのは0歳児、1歳児、こうした年齢が低いお子さんの定員が、場所によって3名のところと6名のところと差がありますので、こうした0歳児の定員を拡大をする、あるいは、緊急時の対応、こうしたことを考えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○大澤保育支援課長 現在、第三庁舎のオアシスルームにつきましては、定員15名のうち、3名とも予約なしで利用できる行政サービス利用枠として常に確保してございます。この制度を、委員おっしゃられるような緊急利用に拡大できるかどうかということは今後の検討になるかと思えます。

0歳の定員を拡大するかどうかということは、ちょっと4月からまた2施設、新しく増えますので、全体的な利用状況を見ながら、検討してまいりたいと思います。

○この委員 行政サービスという観点から、このことをご検討くださるということですので、ぜひよろしくお願いいたします。

次に参ります。生活保護自立支援事業に関連しまして、受給者の問題行動への対応について、お聞きしたいと思います。

まず、現状、生活保護受給者が、昼も夜も関係なく、突然大声を出したり、道行く人に向かって暴言を言葉を浴びせたり、近隣とのトラブル、こうした問題行動が起きていることがあると思います。

こうしたこと、近隣からの苦情、緊急通報、こうしたことについて、所管ではどのような対応をされていますでしょうか。

○矢木生活福祉課長 委員ご案内の個別案件の件でございますが、まず、一番最初に、我々が配慮しなければならないのは、被保護者のプライバシーでございます。特に近隣の住民の方からお問い合わせがあった場合、状況のお話は伺いするのですが、その方にどうこうしますとか、そういうお話というのは基本的にはその方々にはすることができないのですね。

というのは、それによって、その方が生活保護受給者だということをこちらが言ってしまうのと同じことになるからです。ですので、状況をお伺いして、もし仮にその方が生活保護の受給者であるならば、必要な対応をさせていただきますというような、そういう形でまずお話を伺います。

そして、必要に応じて、警察であったり、あとは、精神疾患等が疑われる場合は、保健所との連携をしたりですとか、さまざまな連携をしているところでございます。

○この委員 さまざまに連携をとりながら対応してくださっているということでございます。

現状、ケースワーカーさん、お一人が100件以上のご担当をされながら、こうした近隣とのトラブル、また、その被保護者の方に対する対応、これは本当に大変なことだと思いますが、対応していかなければいけない。こうしたことへのさらなる連携をとるという意味で、私は他課との連携で、こうした問題行動に対する対応が、町の防犯的観点から、生活安全担当課と連携をして、こうしたことに取り組むということが1つ考えられるのですが、いかがでしょうか。

○矢木生活福祉課長 委員ご指摘のとおり、連携してまいります。

○たけうち委員長 次に、渡部委員。

○渡部委員 219ページの高齢者クラブ支援と、社会福祉協議会、215ページでちょっと子供の事業のことで聞いていきたいので、237ページの児童センター事業なのかわからないけど、ちょっとボランティアとかのことについて聞いていきたいと思います。

高齢者クラブ支援は、ちょっと大きくくりな話としてお伺いするのですが、町会や自治体があって、高齢者クラブはその町会の中にあたりするのだけど、高齢者クラブの数というのは町会の数に比べても少ないということで、これ、ないところもある。でもって、結構毎年、毎年、数というのが動いたりすることがあるのですね。

やっていることが、それぞれが独自性があって、高齢者の方々が参加をしていただいて、元気に活動していただいたと、これはありがたい話で、どこでもこれはやっていただきたいのだけれども、なかなか高齢者クラブがつかれないとか、逆に、できていたのだけれど、中心になって動いていただいていた方が急に動けなくなった、お亡くなりになったということで、次になかなかつながらないとか、さまざまな理由があると思うのだけれど、ちょっと端的に聞くと、ある程度、高齢者クラブの運営、町会、自治会であれば、地域活動課のほうでさまざまな支援のアドバイスがあって、運営からその会計のシステムからというお手伝いの仕組みもあるのだけれど、高齢者クラブのもうその辺というのは、行政は相談されたら、ある程度お答えしてさしあげられているのかどうなのかというところをちょっとまずお聞かせください。

○宮尾高齢者地域支援課長 今、委員からお話のありました高齢者クラブに対する各種のサポートというところでございますが、日々、私どもは、連合会の事務局としてもいろいろなお問い合わせ、それから、会計上の問題、それから、後継の問題、いろいろなご相談、お話をいただいております。

私どもも、できる限り、高齢者クラブのために、日々、お話をいつも乗らせていただいて、しかるべきサポートをさせていただいているところでございます。

○渡部委員 困りごとがある高齢者クラブに、そのお金がどうこうというのではなくて、実は、その会計の仕組みとか、わかりやすく言うと、書類を出したいのだけれど、誰もこのパソコンを打てる人がいなくなってしまったとか、例えばそういうのがあったり、あと、一番これはややこしいなと思ったのが、人間関係のところ、結構やはり高齢者はお茶飲み仲間みたいなのがぼつぼつぼつとあって、それが何組ができ上がってしまうと、どこにも属せないとか、こことここが仲悪いとか、いろいろなことがあると思う。これは町会ではあり得ないようなことが結構出てきたりしまして、それがちょっと高齢者クラブの存続に影響を与えるようなこともあったりします。

そういうときに、ある程度、行政の窓口なのか、どこなのかというのが置いてあったとして、相談にしっかり乗っていただいて、何とか継続できる仕組みというのを構築いただきたいと思います。

例えばその会計処理にしても、多分今、特定のフォーマットがあって、それに書いてくださいというわけではないと思うのですが、簡易な形で会計報告ができるようないわゆるフォーマットをつくっていただいて書けるような仕組みだったら、近所のおじいちゃんでも、おばあちゃんでもできるのかなとかという思いがありまして、そういうのはお願いしますというところで終わります。よろしく願います。

子供たちに対して、何かをやっていただくそのボランティアというふうな観点で聞きたいと思います。実は、品川区内でも高齢化が進んでいく中で、高齢化して定年になったから、就業に何か就くというよりも、これからの時間は、世話になった地域で、地域に恩返ししたいのだという方が一定数いるのかなというふうに思います。

こういう言い方を何でするかというところ、ちょっと相談があったので、話題にしているのですけれども、その方は、子供相手のボランティアみたいなものを何かやってみたいのだと。これは企業にお勤めだった方で、あくまでも何かという漠然としたものだったのだけれども、そのときに、実は品川区は相談で

きるところないよねと言われたのですよね。

僕は、社会福祉協議会のほうにお声をかけていただければ、何かご相談、ご紹介もあると思いますよと申し上げましたが、ホームページを見ても、別にそういう募集があるわけではないし、ボランティアって何と書いてあったりとか、そういう心得みたいなのが出てくるけど、では、それを読んでいって、その先に行き着くところがなかったのだよねというような話をされていました。

それがいい、悪いとかという、そういう議論ではなくて、そういう方が一定数いる可能性というのは多くあって、例えば、これ、社会福祉協議会を通してやるのがいいのか、品川区独自として、例えばこういうボランティアをやってみませんかというようなものを打ち出せる部署というのはさまざまあると思うのです。

ちょうど今日、民生費だったので、児童センターと言ったのは、例えばある技術者の方とかであれば、例えば工作教室を児童センターで開きたいのだけど、どなたか近隣でこういうことができる方、いらっしやいますか、お手伝いいただけますかとか、例えば音楽をこうやりたい、もっと言うと、変な言い方かもしれないけど、児童センターの業務というか、夕方の時間で宿題見たりもするので、そういうのをちょっとお手伝いできる方、いませんかというような形の声かけというのをすれば、この町にずっと住んでいて、実は残念ながら、町会とかにも関わってはいなかったのだけど、そういう地域に恩返しをしたいという方々にとって、そういう呼びかけはすごく有効なのではないかなと思うのですが、誰がどういうふうに応えていいのかわからない質問をしてしまっているのですが、例えばそういう取り組みというのは何か可能で、進めていただきたいと思うのでけど、いかがでしょうか。

あわせて、これ、福祉の部分になるのかわからないけど、答えていただけるのだったら、社協のホームページにも、そういうのをあわせて、こういうボランティアを募集していますというようなことも大々的に、また、何かかかわりたい方はここに相談してくださいみたいなアナウンスをかけていただければな、などというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○寺嶋高齢者福祉課長 まず、高齢者の方のさまざまな社会参加ということに関しましては、いわゆるボランティア、就業等、それぞれあるかと思います。それぞれの方に合ったご希望される形で参加していただけるのが一番いいかと思います。

ご指摘の社会福祉協議会ですけれども、ボランティアセンターのホームページ、ありまして、よくよく読めばということではあるのですけれども、確かに、希望した方が見ていったときに、わかりづらいというご指摘をいただいた、今現在もいただきましたので、その辺は、せつかくある機能ですから、これ、まずは、ボランティアセンター、登録者も1,000名以上いるというふうに聞いておりますけれども、こちらをしっかりと活用しながら、わかりにくい点があれば、まずここをしっかりと見直しをして、その上で、さらに区のほうで何か支援する形をとれるかどうかという部分につきましては、その次のステップとして考える必要があると、このように考えています。

○たけうち委員長 子供関係のほうは。

○高山子ども育成課長 地域における人材というのでしょうか、ボランティアのお話ですけれども、例えば児童センターの場合ですと、地域ボランティアとか、あるいは、抱っこボランティアであるとか、あるいは、ゆうゆうボランティアというような形で、ご自身が持っている力をかしていただくということで、児童センターのほうに訪ねていただいて、その中で、児童センター事業のほうにご協力いただくといった、そのようなことはこれまでも取り組んでいっているところがございます。

また、すまいるスクールにおきましても、そうした技能などを活用していただくというようなことで、

個別に、私ども、子ども育成課のほうで、そういった売り込みというのではないのですけれども、個人の経歴などを教えていただいて、お声がけ、いつかのタイミングでいただければというような形でお話などをいただくこともございますので、そうした中でお力をお貸しいただける場面というのはあるかと考えております。

○渡部委員 区内人口相当数いて、いろいろな方がいらっしゃるのだなと思ったのもあるんですけど、そのシルバー人材センターとかで働きながら、やはり少し生活の糧になるような方であれば、もう極端な話、品川に住んでいて、お金の心配はとりあえずないのだと。だけれども、こうやって地域に貢献したいみたいな方がいらっしゃって、そういった場合の受け皿はやはり区で持つておくのはすごく大事な、などというふうに思いました。

その、何て言ったらいいのだろうか、子供が好きで、やはり地域にお世話になって、子供のためにやりたいのだ、高齢者、自分も高齢者に片足突っ込んでいるのだけど、これから先、高齢者のために何かやりたいのだという方、それ相応、いらっしゃると思います。

ですから、例えば、子供関係だったら、こういうのもある、こういうところへ行ってください、高齢者関係だったらこういうのがある、こういうところへ行ってください、障害をお持ちの方に対してお手伝いいただけるのであれば、こういうところがありますから、ここに連絡してくださいみたいなのを少し細かくわかりやすく、もしくは、社協のこういう窓口にこうしてくださいというふうに言っていただければ、すごくわかりやすくなるのかなと思いますので、そこが何か、今答えが出ることではないと思いますが、研究いただいて、わかりやすい仕組みをつくっていただければと要望して、今日は終わります。

○たけうち委員長 以上をもちまして本日予定の審査は全て終了いたしました。次の会議は、11日月曜日、午前10時から開きます。

本日はこれをもって閉会いたします。

○午後6時00分閉会

委 員 長 たけうち 忍